

水質汚濁の現況

(平成25年度)



目 次

1	水質汚濁の現況	1
(1)	水質汚濁の現況	1
(2)	水域別の水質汚濁状況	7
(3)	地下水の汚染状況	13
2	公共用水域及び地下水の監視測定体制	16
(1)	公共用水域の水質測定計画	16
(2)	地下水の水質測定計画	18
3	水質汚濁防止法の施行状況	21
(1)	水質汚濁防止法に基づく届出状況	21
(2)	排水基準が適用される特定事業場	21
4	工場・事業場の監視調査	22
(1)	工場・事業場の立入検査	22
(2)	ゴルフ場農薬実態調査	23
(3)	毒物劇物の監視指導	25
5	水質環境の保全施策	26
(1)	水質環境計画（クリーンウォーター計画）	26
(2)	水質環境計画の推進状況	28
(3)	ゴルフ場における農薬安全使用指導要綱に基づく指導	30
6	水質関係の各種調査	31
(1)	底質の重金属調査	31
(2)	窒素・りんの環境調査	32
(3)	要監視項目の環境調査	34
(4)	海水浴場の水質調査	35
(5)	湖沼の水質調査	37
(6)	立山環境調査	38
(7)	水生生物調査	39
(8)	ダイオキシン類の環境調査	40
7	水質汚濁に係る事故等	43
(1)	25年度の水質汚濁事故等の概要	43
(2)	水質汚濁事故対策連絡会議	43
(3)	水質汚濁事故の内訳	44
8	26年度において実施する主な取組み	46

(資料 1)

公共用水域水質測定結果（25年度）	48
-------------------	----

(資料 2)

1 水質汚濁に係る環境基準	78
2 環境基準の水域類型の指定	88
3 水質汚濁防止関係法令の概要	98
4 水質汚濁防止法に基づく届出について	101
水質汚濁防止法に基づく特定施設	102
富山県公害防止条例に基づく特定施設（水質関係）	108
5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準	110
6 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準	116
7 水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準	133
8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出について	134
9 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準	137
10 その他の基準等	138
(1) 海水浴場の水質判定基準	138
(2) 底質の暫定除去基準	138
(3) 土壤の汚染に係る環境基準	139
(4) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る基準	141
(5) 公共用水域等における農薬の水質評価指針	142
(6) 下水道基準	143
(7) 処理槽放流水基準等	144
(8) 飲料水基準等	145
(9) 水産用水基準	148
(10) 農業用水基準	150
(11) 食品中のP C B暫定的規制値	150
(12) 魚介類の水銀暫定的規制値	150
(13) 悪臭防止法に基づく排出水中における特定悪臭物質の規制基準	151
(14) 化学物質の内分泌かく乱作用に関する対応	152
11 水質環境計画の概要	153
12 硝素・りん削減対策技術マニュアルの概要	157
13 とやまの名水	162
14 下水道の普及状況	165
15 水質年表	166

1 水質汚濁の現況

(1) 水質汚濁の現況

県内では、水環境の状況を監視するため、図1-1のとおり、27河川の63地点、3湖沼の6地点、2海域の28地点の合計97地点で定期的に測定を行っている。

県の水質測定計画に基づく平成25年度の公共用水域（河川・湖沼・海域）の水質調査結果によると、カドミウムや水銀など人の健康に関連して定められた項目（健康項目）については、すべての地点で環境基準を達成している。また、生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）などの生活環境の保全に関連して定められた項目（生活環境項目）についても、表1-1のとおり、河川、湖沼及び海域すべての地点で環境基準を達成している。

河川の有機汚濁指標のBODは、図1-2のとおり、過去に著しい汚濁がみられた小矢部川や神通川は大幅に改善され、近年は清浄になってきている。また、庄川や常願寺川、黒部川などは現在もその清流を保っている。さらに、中小河川のうち、生活排水による水質汚濁がみられた一部の都市河川についても、水質が改善され、良好な状態を維持している。それぞれの河川の水質の状況は、表1-2のとおり、多くの水域でAA～A類型相当の水質を維持している。

湖沼については、図1-2のとおり、清浄な水質を維持しており、すべての湖沼で継続して環境基準を達成している。

海域については、年度によって環境基準達成率が変動しているが、25年度は達成率が100%であった。海域（富山湾）の水質は、気象や海象などの影響を受けて変動しやすいことから、今後も監視を継続し、中・長期的に推移をみていく必要がある。

海域（富山湾）の環境基準は、表中層（海面～2m）のCODで評価しているが、表1-5のとおり、海面下10m層のCODは、低くなっている。なお、漁業被害を及ぼすような、有害な赤潮の発生は確認されていない。

地下水については、平野部の76地点で測定した結果、一部の地点で環境基準を超過したもののが、概ね環境基準を達成していた。また、過去に汚染が判明した地域においても22地点で地下水の測定を行った結果、汚染範囲の拡大は認められなかった。

表1-1 河川、湖沼、海域における環境基準達成率の推移

（単位：%）

区分	51年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
河川	81	100	100	100	100	100
湖沼	—	100	100	100	100	100
海域	85	100	100	92	100	100
全体	83	100	100	98	100	100

注1 有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（河川）、COD（湖沼及び海域）による。

注2 環境基準達成率は、環境基準点数に対する環境基準達成地点数の割合である。

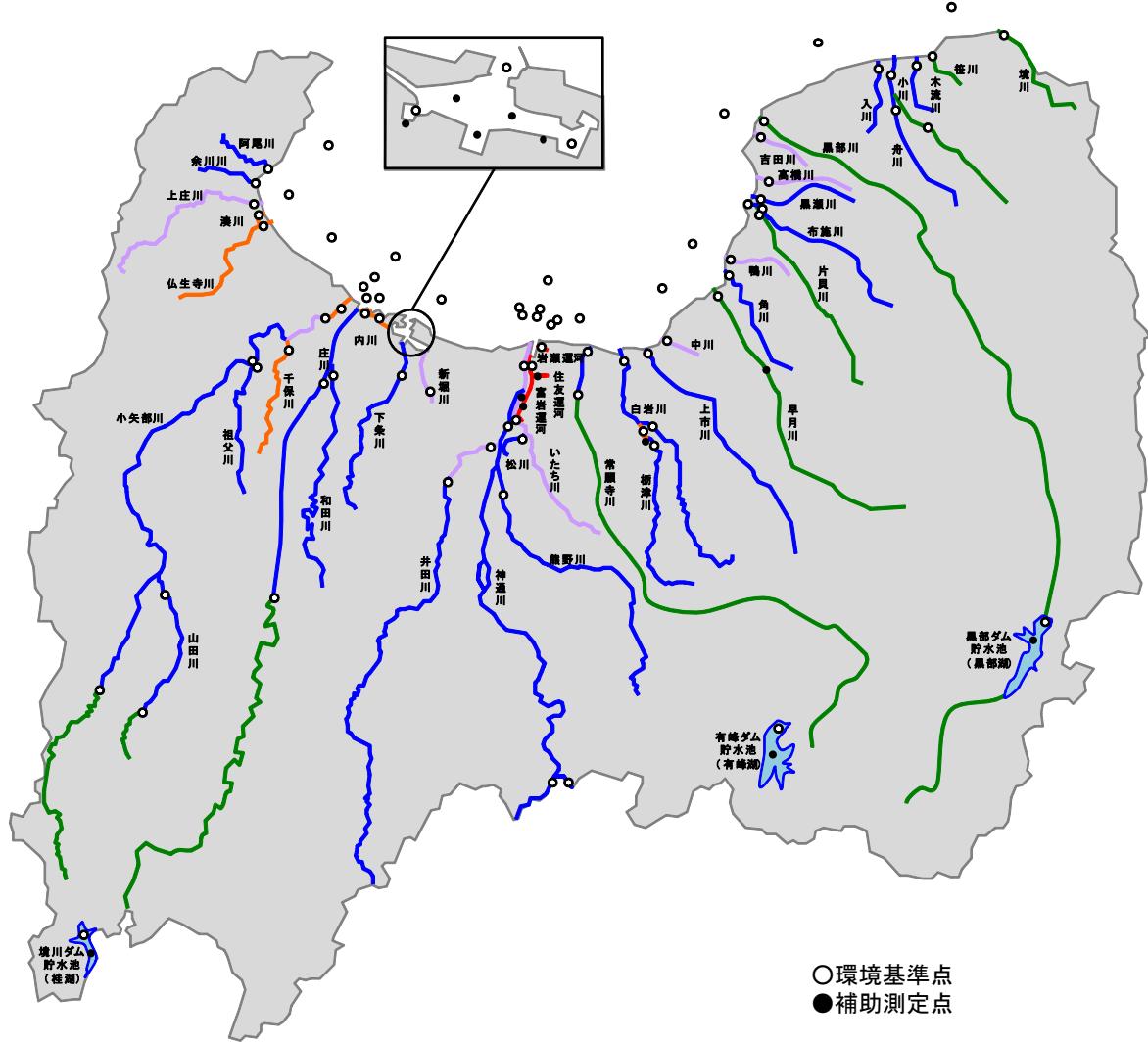
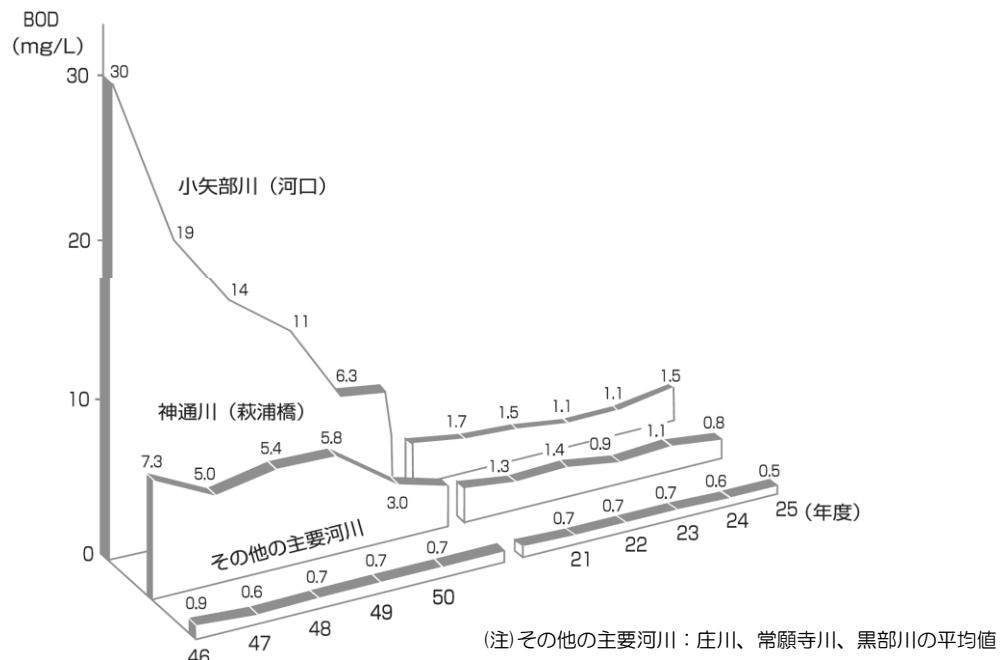
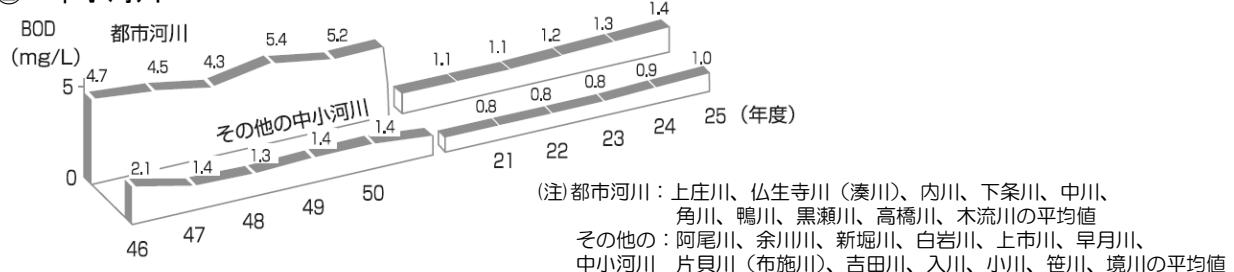


図 1－1 水質の監視測定地点

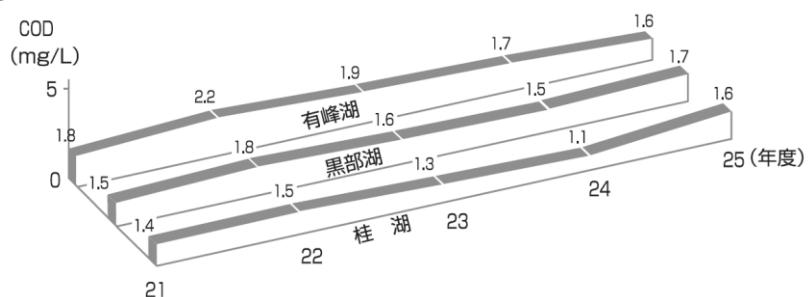
① 主要河川



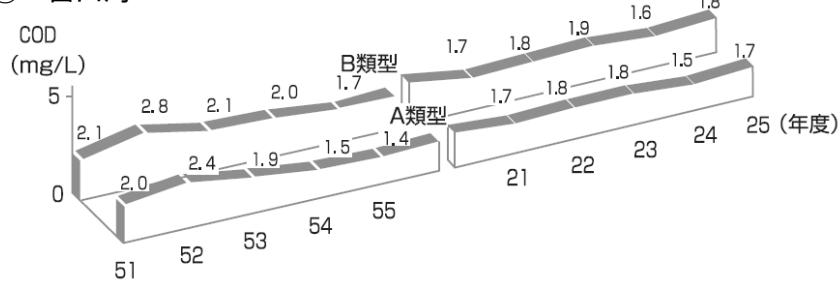
② 中小河川



③ 湖 沼



④ 富山湾



(注) B類型：小矢部川河口の中心から半径1.2km、神通川河口の中心から半径1.8kmの円弧に囲まれた海域

A類型：小矢部川河口の中心から半径2.2km及び神通川河口の中心から半径2.4kmの円弧に囲まれた海域
(B類型の海域を除く)並びにその他先海域

図1－2 河川、湖沼及び富山湾の水質の推移 (75%水質値)

表1-2 河川末端における水質(BOD)の経年変化

(単位: mg/L)

水域名		水域類型 基準値	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
主 要 河 川	河 川						
5 河 川	小矢部川	D(C)	8(5)	1.7	1.5	1.1	1.1
	神通川	C(B)	5(3)	1.3	1.4	0.9	1.1
	庄川	A	2	0.6	0.6	0.8	0.5
	常願寺川	A	2	0.9	0.8	0.7	0.8
	黒部川	AA	1	0.6	0.6	0.5	0.5未満
22 河 川	上庄川	B	3	1.3	1.2	0.7	1.1
	仏生寺川(湊川)	C	5	2.2	2.1	1.8	1.7
	内川	C	5	0.9	2.1	2.1	1.4
	下条川	B(A)	3(2)	1.2	0.9	0.8	1.0
	中川	B	3	1.0	1.0	1.2	1.2
	角川	A	2	0.7	0.8	0.9	1.0
	鴨川	B	3	0.8	0.8	1.1	1.0
	黒瀬川	A	2	0.9	1.0	1.2	1.3
	高橋川	B	3	0.8	0.7	1.1	1.7
	木流川	B(A)	3(2)	0.8	0.8	1.1	1.3
	阿尾川	A	2	1.3	0.9	0.7	0.9
	余川	A	2	1.3	0.8	0.6	0.9
	新堀川	B	3	1.3	1.2	1.0	1.3
	白岩川	B(A)	3(2)	1.2	1.1	0.9	0.7
	上市川	A	2	0.5未満	0.6	0.8	0.9
その他 の 河 川	早月川	AA	1	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5
	片貝川(布施川)	A	2	0.6	0.8	0.8	1.1
	吉田川	B	3	0.7	1.0	0.9	1.3
	入川	A	2	0.6	0.6	0.9	1.1
	小川	A	2	0.5	0.5	0.7	1.0
	笹川	A(AA)	2(1)	0.5未満	0.5未満	0.7	0.8
	境川	A(AA)	2(1)	0.5未満	0.5未満	0.6	0.7

注1 測定値は、75%水質値である。

注2 「水域類型」のAA、A、B、C及びDは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「河川」の類型をいう。小矢部川、神通川、下条川及び白岩川は平成22年度から、木流川、笹川及び境川は23年度から()内の類型及び基準値が適用されている。

※ 「75%水質値」

全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数) の値。
($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

表 1-3 湖沼における水質 (C O D、全りん) の経年変化

(単位 : mg/L)

水域名	項目	水域類型		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
			基準値					
桂 湖	COD	A	3	1.4	1.5	1.3	1.1	1.6
	全りん	II	0.01	0.007	0.003	0.004	0.003 未満	0.005
有峰湖	COD	A	3	1.8	2.2	1.9	1.7	1.6
	全りん	II	0.01	0.004	0.004	0.005	0.005	0.004
黒部湖	COD	A	3	1.5	1.8	1.6	1.5	1.7
	全りん	II	0.01	0.004	0.005	0.004	0.004	0.008

注 1 測定値は、年平均値である。(ただし、C O Dの測定値は 75%水質値である。)

注 2 「水域類型」のA及びIIは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」に示された「湖沼」の類型をいう。

表 1-4 海域における水質 (C O D) の経年変化

(単位 : mg/L)

水 域 名		水域類型		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
			基準値					
富 山 湾 沿 岸 海 域 (下記を除く富山湾全域)		A	2	1.7	1.8	1.7	1.6	1.7
小矢部川	河口から 1,200m の範囲内	B	3	1.8	1.9	1.9	1.9	2.1
	河口から 2,200m の範囲内(上記を除く)	A	2	1.7	1.7	1.8	1.4	1.9
神 通 川	河口から 1,800m の範囲内	B	3	1.6	1.8	2.0	1.4	1.7
	河口から 2,400m の範囲内(上記を除く)	A	2	1.7	1.8	1.9	1.4	1.7
富山新港	第1貯木場及び中野整理場	C	8	3.2	3.6	3.8	3.5	3.5
	富山新港港内(上記を除く)	B	2	2.3	2.2	2.4	1.8	2.1

注 1 各調査地点の 75%水質値を各水域毎に平均した値である。

注 2 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」に示された「海域」の類型をいう。

表1－5 海域（富山湾）における表中層と海面下10m層のC O Dの比較

(単位: mg/L)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
表中層	1.7	1.6	1.6	1.4	1.6
10m層	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1

注1 表中層とは、海面下0.5mから2m層である。

注2 富山湾海域22地点のC O D年平均値を平均したもので、測定回数は年度により異なる。

(2) 水域別の水質汚濁状況

ア 河川の汚濁状況

県、国土交通省及び富山市が 25 年度に図 1－3 に示す主要測定地点（環境基準点）で実施した水質測定結果は、表 1－6 のとおりであった。

環境基準の達成状況を BOD でみると、全 56 地点で達成しており、また、それぞれの河川の水質は、図 1－4 のとおり、概ね環境基準の AA～A 類型に相当する清浄な水質であった。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、すべての地点で環境基準を達成していた。

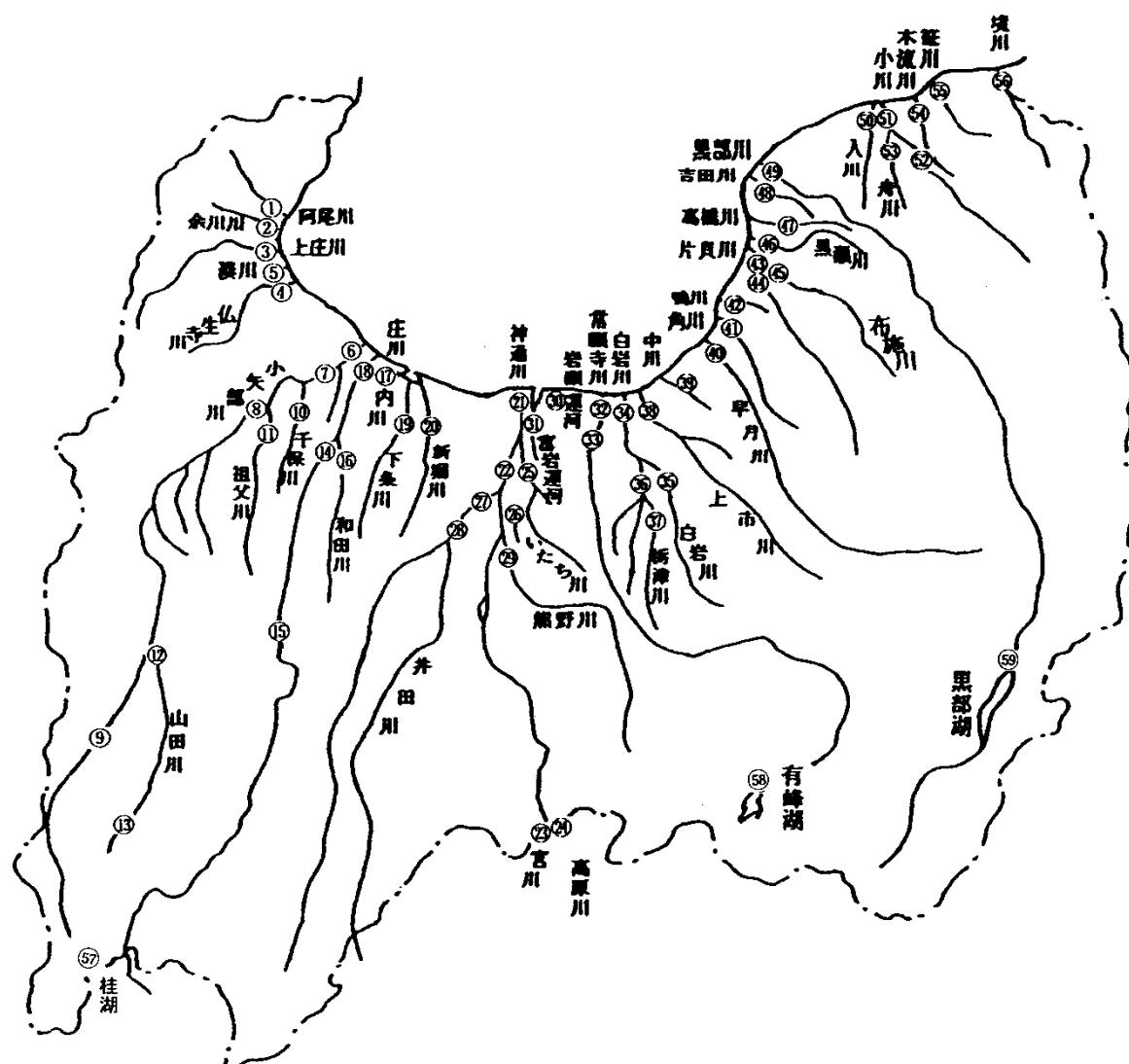


図 1－3 河川及び湖沼の主要測定地点（環境基準点）

表1-6 河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（25年度）

水 域 名	調 査 地 点	水 域 類型	pH	DO (mg/L)	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	適否
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	7.4	9.9	11	0.9	○
余 川 川	間 島 橋	A	7.4	8.8	9	1.2	○
上 庄 川	北 の 橋	B	7.3	9.1	10	1.1	○
仏 生 寺 川	八 幡 橋	C	7.4	8.0	6	1.8	○
湊 川	中 の 橋	C	7.6	7.8	11	2.1	○
小 矢 部 川	河 口	C	7.3	9.2	7	1.5	○
	城 光 寺 橋	B	7.2	9.4	6	1.2	○
	国 条 橋	A	7.2	9.9	8	1.1	○
	太 美 橋	AA	7.6	11	4	0.8	○
千 保 川	地 子 木 橋	C	7.4	10	4	1.6	○
祖 父 川	新 祖 父 川 橋	A	7.4	11	5	0.8	○
山 田 川	福 野 橋	A	7.7	11	6	1.1	○
	二ヶ瀬えん堤	AA	7.6	10	3	0.6	○
庄 川	大 門 大 橋	A	7.3	10	4	0.5	○
	雄 神 橋	AA	7.4	11	6	<0.5	○
和 田 川	末 端	A	7.6	11	3	0.9	○
内 川	山 王 橋	C	7.6	8.9	6	1.4	○
	西 橋	C	7.4	9.7	5	1.3	○
下 条 川	稻 積 橋	A	7.3	9.4	8	1.3	○
新 堀 川	白 石 橋	B	7.3	9.1	8	1.7	○
神 通 川	萩 浦 橋	B	7.4	10	3	0.8	○
	神 通 大 橋	A	7.5	11	4	1.1	○
宮 川	新 国 境 橋	A	7.2	11	2	<0.5	○
高 原 川	新 猪 谷 橋	A	7.2	11	1	<0.5	○
いたち川	四 ツ 屋 橋	B	7.5	10	4	0.8	○
松 川	桜 橋	A	7.5	11	4	0.8	○
井 田 川	高 田 橋	B	7.4	10	5	1.6	○
	落 合 橋	A	7.4	11	5	0.7	○
熊 野 川	八 幡 橋	A	7.1	11	4	0.8	○
富 岩 運 河	萩 浦 小 橋	D	7.3	9.6	5	0.6	○
岩 瀬 運 河	岩 瀬 橋	D	7.0	8.2	7	0.9	○
常 願 寺 川	今 川 橋	A	7.2	11	5	0.5	○
	常 願 寺 橋	AA	7.2	11	5	0.5	○
白 岩 川	東 西 橋	A	7.1	9.9	3	0.5	○
	泉 正 橋	A	7.5	10	4	1.1	○
柄 津 川	流 觀 橋	C	7.5	10	3	2.3	○
	寺 田 橋	A	7.6	11	3	1.0	○
上 市 川	魚 躇 橋	A	7.5	10	4	1.1	○
中 川	落 合 橋	B	7.4	10	2	1.2	○
早 月 川	早 月 橋	AA	7.6	11	1	0.5	○
角 川	角 川 橋	A	7.5	11	4	1.2	○
鴨 川	港 橋	B	7.5	11	2	1.2	○
片 貝 川	末 端	A	7.6	10	3	0.9	○
	落 合 橋	AA	7.8	11	1	0.9	○
布 施 川	落 合 橋	A	7.8	11	3	1.0	○
黒 瀬 川	石 田 橋	A	7.5	10	8	1.4	○
高 橋 川	立 野 橋	B	7.5	10	5	2.0	○
吉 田 川	吉 田 橋	B	7.5	10	4	1.8	○
黒 部 川	下 黒 部 橋	AA	7.3	11	5	<0.5	○
入 川	末 端	A	7.7	11	13	1.1	○
	赤 川 橋	A	7.6	11	7	0.8	○
小 川	上 朝 日 橋	AA	7.6	11	1	0.6	○
	舟 川 橋	A	7.6	11	8	1.0	○
木 流 川	末 端	A	7.6	11	5	1.2	○
笹 川	笹 川 橋	AA	7.6	11	1	0.7	○
境 川	境 橋	AA	7.6	10	1	0.7	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は75%水質値である。)

注2 BODの適否は、75%水質値が環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

注3 「水域類型」のAA、A、B、C及びDは、「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型をいう。

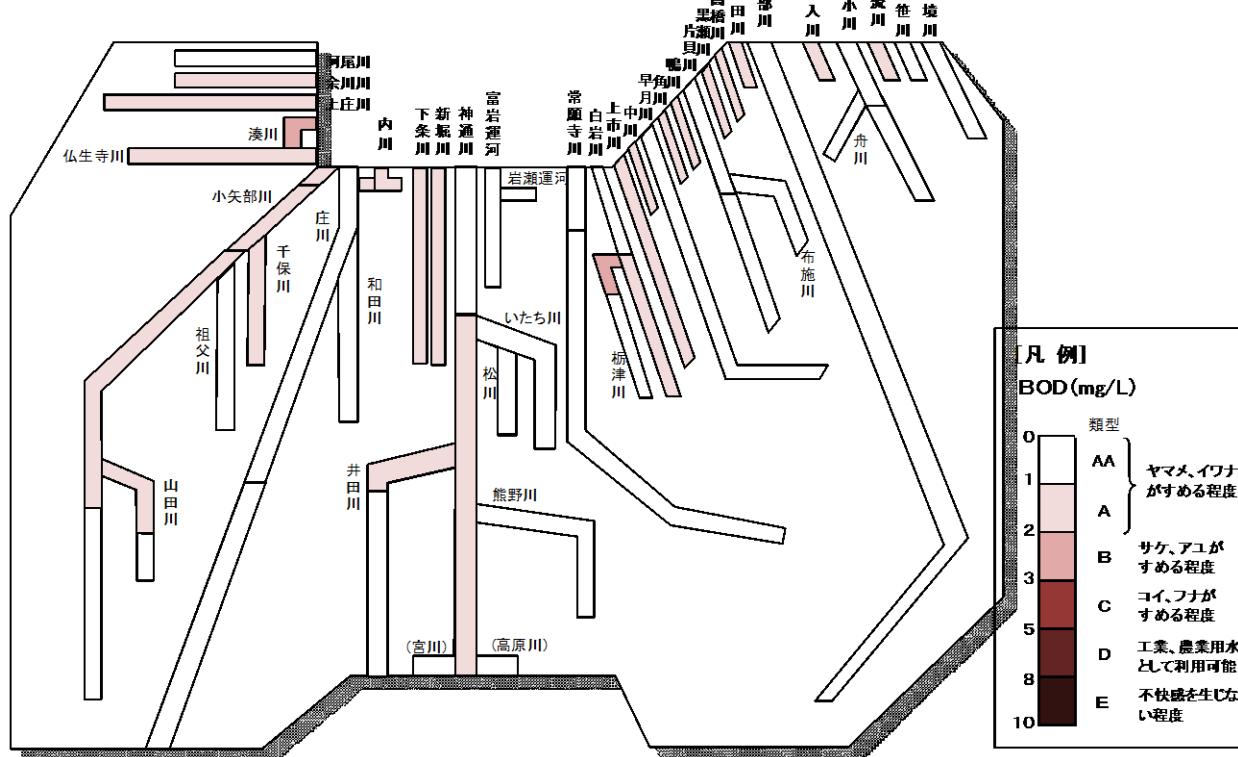


図1－4 河川の水質の状況（25年度、BOD75%水質値）

(7) 小矢部川水域

本水域については、昭和46年度に県下で初めて環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。その後、50年度に環境基準の見直しを行うとともに、上乗せ排水基準を強化した。

平成22年4月には、水域の利用目的と水域類型が一致しない水域及び上位類型相当の水質を継続的に達成している水域を対象として、環境基準の水域類型の指定の見直しを行い、

- ・小矢部川下流（乙）及び千保川をD類型（BOD 8 mg/L以下）からC類型（BOD 5 mg/L以下）に
- ・小矢部川下流（甲）をC類型からB類型（BOD 3 mg/L以下）に
- ・祖父川をB類型からA類型（BOD 2 mg/L以下）に それぞれ格上げした。

主要地点における水質は図1－5のとおりで、小矢部川河口、千保川（地子木橋）及び祖父川（新祖父川橋）の汚濁状況をBODでみると、小矢部川河口 1.5 mg/L、地子木橋 1.6 mg/L、新祖父川橋 0.8 mg/Lで、いずれも環境基準を達成していた。

また、その他の地点においても、すべて環境基準を達成していた。

(8) 神通川水域

本水域については、昭和47年度に小矢部川水域に次いで環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。その後、56年度に、松川についても水域類型の指定を行い、浄化用水の導入、下水道の整備等により水質の改善を図ってきた。

平成22年4月には、上位類型相当の水質を継続的に達成している水域を対象として、環境基準の水域類型の指定の見直しを行い、

- 神通川下流及びいたち川をC類型からB類型に
 - 松川をB類型からA類型に
 - 富岩運河等をE類型（BOD 10 mg/L 以下）からD類型に それぞれ格上げした。
- 主要地点における水質は図1-6のとおりで、神通川（萩浦橋、神通大橋）、いたち川（四ツ屋橋）、松川（桜橋）、富岩運河（萩浦小橋）の汚濁状況をBODでみると、萩浦橋が0.8 mg/L、神通大橋が1.1 mg/L、四ツ屋橋が0.8 mg/L、桜橋が0.8 mg/L、萩浦小橋が0.6 mg/Lで、いずれも環境基準を達成していた。
- また、その他の地点においても、すべて環境基準を達成していた。

(イ) その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、昭和50年度までに環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

その後、下水道整備など生活排水対策や事業場の汚濁負荷の削減対策の進展から、上位類型相当の水質を継続的に達成している水域を対象として環境基準の水域類型の指定の見直しを行い、

- 平成22年4月に下条川及び白岩川下流をB類型からA類型に
- 23年4月に木流川をB類型からA類型に
- 笛川及び境川をA類型からAA類型（BOD 1 mg/L 以下）に それぞれ格上げした。

汚濁状況をBODでみると、主要河川の庄川、常願寺川及び黒部川については、いずれも環境基準のAA類型に相当する清浄な水質であった。

また、他の中小河川については、過去に生活排水の影響がみられた都市河川でも水質が改善され、すべて環境基準を達成していた。

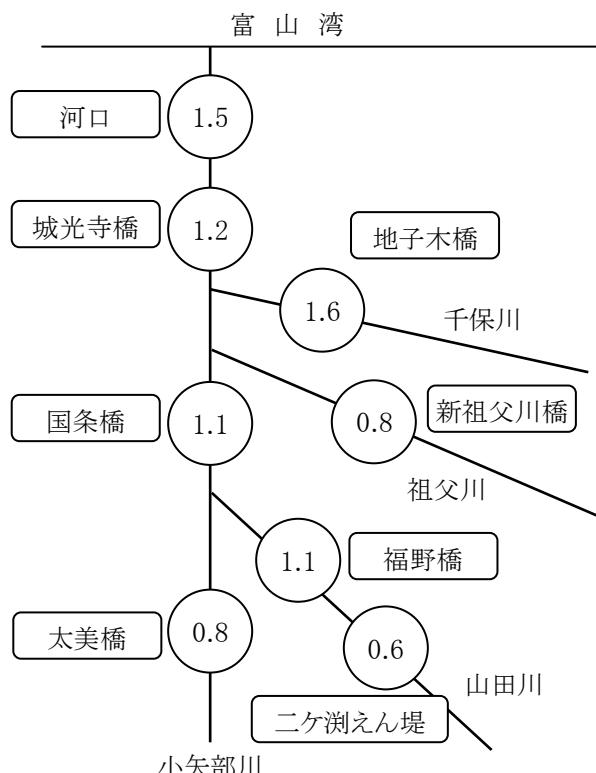


図1-5 小矢部川主要地点の水質測定結果
(25年度、BOD 75%水質値 (mg/L))

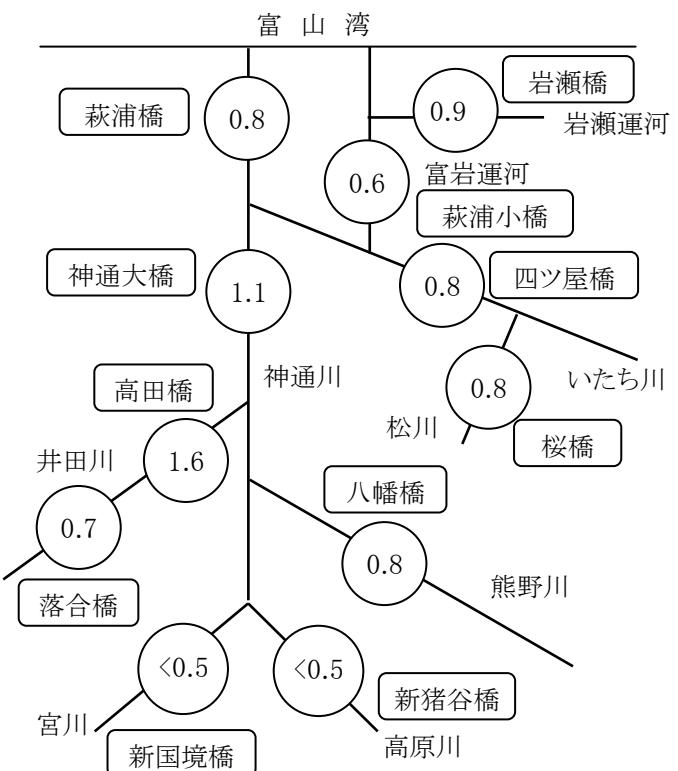


図1-6 神通川主要地点の水質測定結果
(25年度、BOD 75%水質値 (mg/L))

イ 湖沼の汚濁状況

県及び富山市が 25 年度に調査した湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表 1－7 のとおりであった。

環境基準の達成状況を C O D 及び全りんでみると、いずれの項目も環境基準を達成していた。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、すべての地点で環境基準を達成していた。

表 1－7 湖沼の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（25 年度）

水域名	調査地点	水域 類型	pH	DO (mg/L)	SS (mg/L)	COD (mg/L)	全りん (mg/L)	
							適否	適否
桂 湖	えん堤付近	A II	7.1	8.7	6	1.6	○	0.005
有峰湖	えん堤付近	A II	7.1	9.7	1	1.6	○	0.004
黒部湖	えん堤付近	A II	6.8	9.4	3	1.7	○	0.008

注 1 測定値は、年平均値である。（ただし、C O D の測定値は 75% 水質値である。）

注 2 適否は、C O D は 75% 水質値が、全りんは年平均値が環境基準を満足しているものを適（○印）とした。

注 3 「水域類型」の A 及び II は、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」に示された「湖沼」の類型をいう。

ウ 海域の汚濁状況

県が 25 年度に図 1－7 に示す海域の主要測定地点（環境基準点）で実施した水質測定結果は、表 1－8 のとおりであった。

環境基準の達成状況を C O D でみると、すべての地点で環境基準を達成していた。

なお、カドミウム、水銀等の健康項目については、河川・湖沼と同様に、すべての地点で環境基準を達成していた。

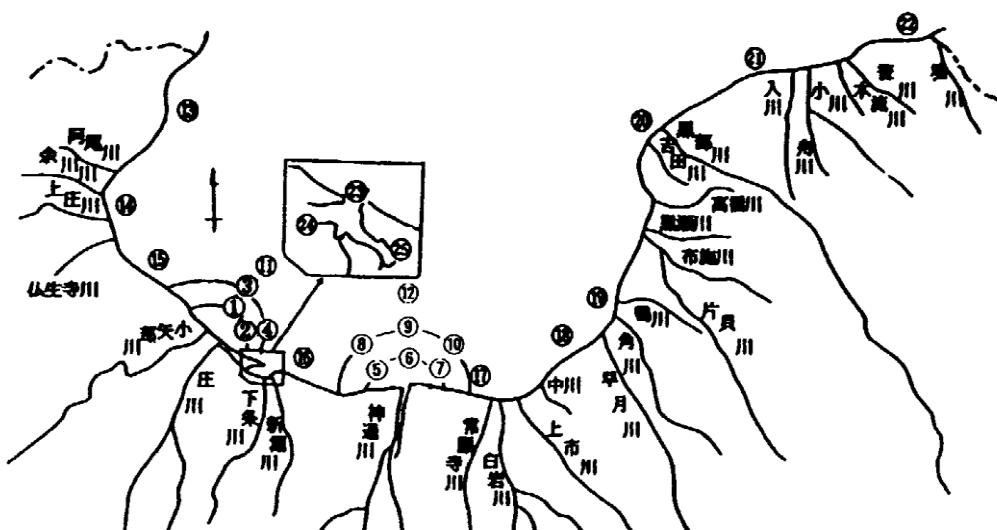


図 1－7 海域の主要測定地点（環境基準点）

表1-8 海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果（25年度）

水域名		調査地点	地点番号	水域類型	pH	DO(mg/L)	COD(mg/L)	適否	
富山湾	小矢部川河口海域	小矢部川河口海域 No2	①	B	8.3	8.2	2.1	○	
		小矢部川河口海域 No3	②	B	8.3	8.3	2.0	○	
		小矢部川河口海域 No5	③	A	8.3	8.5	1.9	○	
		小矢部川河口海域 No6	④	A	8.3	8.7	1.9	○	
	神通川河口海域	神通川河口海域 No1	⑤	B	8.3	8.7	1.8	○	
		神通川河口海域 No2	⑥	B	8.3	8.8	1.7	○	
		神通川河口海域 No3	⑦	B	8.3	9.0	1.6	○	
		神通川河口海域 No4	⑧	A	8.3	8.9	1.7	○	
		神通川河口海域 No5	⑨	A	8.3	9.0	1.7	○	
		神通川河口海域 No6	⑩	A	8.3	9.2	1.8	○	
	その他富山湾海域	小矢部川河口海域 No7	⑪	A	8.3	8.6	1.8	○	
		神通川河口海域 No7	⑫	A	8.3	8.9	1.7	○	
		その他地先海域 No1	⑬	A	8.2	8.2	1.5	○	
		その他地先海域 No2	⑭	A	8.2	8.4	1.6	○	
		その他地先海域 No3	⑮	A	8.3	8.6	1.9	○	
		その他地先海域 No4	⑯	A	8.2	8.5	2.0	○	
		その他地先海域 No5	⑰	A	8.3	9.1	1.9	○	
		その他地先海域 No6	⑱	A	8.3	8.9	1.8	○	
		その他地先海域 No7	⑲	A	8.3	9.0	2.0	○	
		その他地先海域 No8	⑳	A	8.3	8.5	1.7	○	
		その他地先海域 No9	㉑	A	8.3	8.5	1.5	○	
		その他地先海域 No10	㉒	A	8.3	8.4	1.2	○	
富山新港海域		富山新港 No1	㉓	B	8.3	8.4	2.1	○	
第1貯木場		姫野橋	㉔	C	7.9	8.8	3.3	○	
中野整理場		中央	㉕	C	8.3	9.5	3.6	○	

注1 測定値は、年平均値である。（ただし、CODの測定値は75%水質値である。）

注2 CODの適否は、75%水質値が環境基準を満足しているものを適（○印）とした。

注3 「水域類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に示された「海域」の類型をいう。

(3) 地下水の汚染状況

ア 概況調査

平野部の 76 地点（4 kmメッシュ毎に 1 地点）で調査をした結果、表 1-9 のとおり、検出された項目は砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素の 4 項目であった。

砒素は 5 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は 70 地点、ふつ素は 44 地点、ほう素は 2 地点で検出された。このうち、砒素については 3 地点で環境基準を超過していたが、地質由来によるものと推定された。

表 1-9 地下水の環境監視（概況調査）調査結果（25 年度）

調査項目	調査地点数	検出地点	測定結果 (mg/L)	環境基準超過地点数	環境基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
カドミウム	76	0	ND	0	0.003	0.0003
全シアン	76	0	ND	0	検出されないこと	0.1
鉛	76	0	ND	0	0.01	0.005
六価クロム	76	0	ND	0	0.05	0.02
砒素	76	5	ND～0.024	3	0.01	0.005
総水銀	76	0	ND	0	0.0005	0.0005
アルキル水銀	0	—	—	—	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	76	0	ND	0	0.02	0.002
四塩化炭素	76	0	ND	0	0.002	0.0002
塩化ビニルモノマー	76	0	ND	0	0.002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	76	0	ND	0	0.004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.1	0.01
1,2-ジクロロエチレン	76	0	ND	0	0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	76	0	ND	0	1	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	76	0	ND	0	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	76	0	ND	0	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	76	0	ND	0	0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロパン	76	0	ND	0	0.002	0.0002
チウラム	76	0	ND	0	0.006	0.0006
シマジン	76	0	ND	0	0.003	0.0003
チオベンカルブ	76	0	ND	0	0.02	0.002
ベンゼン	76	0	ND	0	0.01	0.001
セレン	76	0	ND	0	0.01	0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	76	70	ND～3.8	0	10	0.1
ふつ素	76	44	ND～0.58	0	0.8	0.08
ほう素	76	2	ND～0.2	0	1	0.1
1,4-ジオキサン	76	0	ND	0	0.05	0.005

注 ND とは、定量下限値未満をいう。

注 環境基準値は、26 年 3 月末時点の基準値である。

イ 汚染井戸周辺地区調査

砒素が検出された高岡市福岡町三日市及び氷見市鞍川において、汚染井戸周辺地区調査を計5地点で実施したところ、1地点で環境基準値超過が判明した。

周囲に汚染の原因となり得る工場・事業場は見当たらず地質等の状況から、地質由来のものと推定された。

ウ 繼続監視調査

過去の調査で人為的原因による汚染と推定した9地域 22 地点で、汚染の推移の状況を確認するための調査を実施した結果、表1-10 及び表1-11 のとおり、いずれの地域においても測定値に大きな変化は見られず、汚染の拡大はなかった。

表1-10 繼続監視調査結果（25年度）

調査項目	調査地域	調査地点数	検出地点数	測定結果(mg/L)	環境基準超過地点数	環境基準値(mg/L)	定量下限値(mg/L)
砒素	氷見市窪	2	0	ND	0	0.01	0.005
トリクロロエチレン	高岡市内免	2	1	ND～0.002	0	0.03	0.002
	小矢部市埴生	3	1	ND～0.023	0		
テトラクロロエチレン	高岡市戸出	3	1	ND～0.0016	0	0.01	0.0005
	砺波市安川	3	2	ND～0.0023	0		
	小矢部市埴生	3	1	ND～0.023	1		
	南砺市本町	4	2	ND～0.031	1		
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	氷見市諏訪野	3	3	1.1～16	1	10	0.1
	射水市黒河	2	2	0.1～3.7	0		
	射水市大江	1	1	8.9	0		

注1 NDとは、定量下限値未満をいう。

注2 測定結果は調査地点ごとの年平均値の最小値～最大値を表す。

注3 環境基準値は、26年3月末時点の基準値である。

表 1-11 繼続監視調査における水質の経年変化

(単位:mg/L)

調査項目	調査地域	調査 地点数	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
砒素 [0.01]	氷見市窪	2	—	ND	ND	ND	ND
	小矢部市埴生	2	—	—	—	—	—
	小矢部市五郎丸	2	ND~0.008	ND~0.007	—	—	—
	南砺市三清西	2	ND~0.021	—	—	—	—
	南砺市館	2	—	ND~0.010	—	—	—
	射水市堀江千石	2	—	—	—	—	—
	射水市小杉白石	2	—	—	—	—	—
	射水市黒河	2	—	—	—	—	—
	射水市三ヶ	2	ND~0.007	—	—	—	—
	射水市加茂	2	—	—	—	—	—
	射水市戸破	2	ND	ND	—	—	—
トリクロロエチレン [0.03]	高岡市内免	2	—	ND~0.002	ND~0.002	ND	ND~0.002
	小矢部市埴生	3	ND~0.021	ND~0.021	ND~0.014	ND~0.014	ND~0.023
テトラクロロエチレン [0.01]	高岡市戸出	3	ND~ 0.0029	ND~ 0.0024	ND~ 0.0030	ND~ 0.0028	ND~ 0.0016
	砺波市安川	3	ND~ 0.0029	ND~ 0.0025	ND~ 0.0027	ND~ 0.0023	ND~ 0.0023
	小矢部市埴生	3	0.0032~ 0.019	ND~0.021	ND~0.012	ND~0.021	ND~0.023
	南砺市本町	4	ND~0.025	ND~0.018	ND~0.024	ND~0.020	ND~0.031
ほう素 [1]	高岡市長慶寺	2	0.2~0.2	0.2~0.2	—	—	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 [10]	氷見市諏訪野	3	—	3.1~22	3.4~18	2.7~20	1.1~16
	射水市黒河	2	ND~4.7	ND~5.8	ND~5.2	ND~3.1	0.1~3.7
	射水市大江	2	ND~5.6	ND~2.4	ND~2.4	2.2	8.9

注1 調査項目の[]内は、環境基準値を示す。ただし、26年3月末時点の基準値である。

注2 測定結果は、最小値～最大値を表す。

注3 NDとは、定量下限値（砒素 0.005mg/L、トリクロロエチレン 0.002mg/L、テトラクロロエチレン 0.0005mg/L、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 0.1mg/L）未満をいう。

2 公共用水域及び地下水の監視測定体制

(1) 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、富山県の区域に属する公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質測定計画を定め、県、国土交通省及び富山市が測定を実施している。

ア 測定地点

25年度は、表2-1に掲げる27河川、3湖沼及び2海域の97地点で実施した。

イ 測定項目

(ア) 生活環境項目

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛

(イ) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀（総水銀が検出された地点のみ実施）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(ウ) 要監視項目

クロロホルム、フェノール、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、フェノブカルブ、トルエン、キシレン、ニッケル、モリブデン、アンチモン、全マンガン、ウラン

(エ) 特殊項目等

亜鉛、銅、鉄、クロム、クロロフィルa、ダイオキシン類^(注)

（注）ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき測定する項目

表2－1 測定地点総括表（25年度）

区分	水域名	水域数	測定地点数			
			富山県	富山市	国土交通省	計
河川	阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川	4	5(5)			5(5)
	小矢部川	1	5(5)		3(3)	8(8)
	庄川	1	1(1)		2(2)	3(3)
	内川、下条川、新堀川 (主幹排水路を含む。)	3	6(4)			6(4)
	神通川(運河を含む。)	1		9(6)	5(5)	14(11)
	常願寺川	1			2(2)	2(2)
	白岩川	1	4(3)	1(1)		5(4)
	上市川、中川、早月川、角川、鴨川、 片貝川	6	9(8)			9(8)
	黒部川	1			1(1)	1(1)
	黒瀬川、高橋川、吉田川、入川、小川、 木流川、笹川、境川	8	10(10)			10(10)
湖沼	小 計	27	40(36)	10(7)	13(13)	63(56)
	境川ダム貯水池(桂湖)	1	2(1)			2(1)
	有峰ダム貯水池(有峰湖)	1		2(1)		2(1)
	黒部ダム貯水池(黒部湖)	1	2(1)			2(1)
海域	小 計	3	4(2)	2(1)		6(3)
	富山新港	1	6(3)			6(3)
	富山湾	1	22(22)			22(22)
小 計		2	28(25)			28(25)
合 計		32	72(63)	12(8)	13(13)	97(84)

注 () 内は環境基準点数である。

(2) 地下水の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、富山県の区域に属する地下水の水質測定計画を定め、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の区分により、県及び富山市が測定を実施している。

ア 調査地点

25年度は表2-2のとおり、概況調査を県下の平野部10市4町の76地点、汚染井戸周辺地区調査を2市の5地点、継続監視調査を6市9地域の22地点で実施した。

イ 調査区分ごとの調査概要

(ア) 概況調査

a 目的

飲用目的の地下水利用が多い県内平野部において、汚染の発見及び濃度の推移を把握することを目的として測定を実施する。

b 測定地点選定の考え方

県内平野部の4kmメッシュ分割により調査区域を設定する。各調査区域では、過去に調査した井戸を優先して1地点で測定を実施する。

c 測定項目の考え方

飲用目的で地下水が利用されていることから、下記の27項目を測定する。ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

d 測定頻度の考え方

濃度の推移を把握するため、年1回で、かつ毎年同じ時期に測定を実施する。

e 測定結果の評価方法

測定項目の検出状況を評価する。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査

a 目的

概況調査又は事業者からの報告等により新たに汚染が発見された場合又は汚染のおそれが発見された場合、その汚染等の範囲を確認し、原因の究明に資する情報を取得するため、汚染等の発見された井戸等の周囲の複数の地点において実施する。

b 汚染等の範囲の確認と原因の特定の考え方

周辺の土地利用、井戸の分布、用途等を踏まえ、次の考え方を基本とする。

・ 第1段階

汚染等が発見された井戸から半径500m程度の範囲内の井戸において、調査を実施する。

- ・ 第2段階
汚染井戸等と深度の違う井戸についても、地下水の流向を確認した上で、下流方向を中心で数地点で測定を実施する。

- ・ 第3段階（調査範囲全体に汚染等がみられる場合）
地下水の流向を確認した上で、下流方向を中心に段階的に範囲を広げて調査を実施する。

c モニタリング項目の考え方

汚染が判明している項目、汚染の可能性が高い項目及びそれらの分解生成物について測定を実施する。

d 調査時期の考え方

汚染等の発見後できるだけ早急に実施する。地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には再度実施する。

e 測定結果の評価方法

調査地点すべてにおける検出及び環境基準値超過を判定し、汚染等の範囲を確認する。

また、原因が不明な場合は、同一の帶水層の濃度分布及び地下水の流向による原因の推定に努める。

(ウ) 繙続監視調査

a 目的

汚染井戸周辺地区調査を実施した地域において、汚染等の動向と浄化対策による改善効果の確認などを目的として、汚染物質等の濃度の推移を継続的に調査する。

b 定点選定の考え方

汚染等の原因別に原則として次のとおり測定地点を選定する。

- ・ 自然的原因による汚染等地域

各地域において、汚染井戸周辺地区調査を行った井戸の中で、最も濃度が高かった1地点及び下流の汚染等がみられなかった1地点の計2地点で測定を実施する。

- ・ 人為的原因による汚染等地域

各地域において、汚染井戸周辺地区調査を行った井戸の中で、濃度が高かった2地点及び下流の汚染等がみられなかった1地点の計3地点で測定を実施する。

c モニタリング項目の考え方

汚染等が判明した項目及び必要に応じその分解生成物について測定を実施する。

d 測定頻度の考え方

自然的原因による汚染等地域については年1回、人為的原因による汚染等地域については年2回で、かつ毎年同じ時期に測定を実施する。

e 測定結果の評価方法

すべての井戸における環境基準の達成状況及び汚染物質等の濃度の推移の状況を評価する。

また、汚染物質の濃度、汚染原因、地下水の用途等が一定の条件を満たした場合は、再度、汚染井戸周辺地区調査を実施し、調査の終了の可否を判断するものとする。

なお、自然的原因による汚染等と判断される場合は、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、調査を終了することができる。

表2－2 地下水の水質測定地点数（25年度）

市町村	概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	地点数	測定機関	地点数	測定機関	地点数	測定機関
富山市	20	富山市	—	—	—	—
高岡市	8	富山県	1	富山県	5	富山県
魚津市	3	富山県		—	—	—
氷見市	3	富山県	4	富山県	5	富山県
滑川市	2	富山県	—	—	—	—
黒部市	6	富山県	—	—	—	—
砺波市	6	富山県	—	—	3	富山県
小矢部市	5	富山県			3	富山県
南砺市	7	富山県	—	—	3	富山県
射水市	8	富山県	—	—	3	富山県
上市町	2	富山県	—	—	—	—
立山町	2	富山県	—	—	—	—
入善町	3	富山県	—	—	—	—
朝日町	1	富山県	—	—	—	—
合 計	76		5		22	

3 水質汚濁防止法の施行状況

(1) 水質汚濁防止法に基づく届出状況

特定施設を設置して公共用水域に水を排出する工場・事業場（特定事業場）は、水質汚濁防止法に基づく届出が義務付けられている。

25年度末における届出状況は表3-1のとおりで、県下全体の特定事業場数は3,431であり、これを地域別にみると富山市が959（構成比28%）、高岡市が430（同13%）と両市で全体の約40%を占めている。

業種別では、宿泊業が622（構成比18%）、食料品製造業が539（同16%）、洗濯・理容・美容・浴場業が355（同10%）、農業が308（同9%）となっており、この4業種で全体の約53%を占めている。

(2) 排水基準が適用される特定事業場

排水量が50m³/日以上又は有害物質を排出する特定事業場は、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される。

25年度末における排水基準が適用される特定事業場数は741で、特定事業場全体の約22%を占めている。

表3-1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

（26年3月31日現在）

業種 市町村名	農業	鉱業	食料品製造	製飲料・たこ・飼料	木材・木製品製造	化学校	窯業・土石製品製造	非鉄金属製品製造	金属製品製造	電気機械器具製造	水道	飲食料品小売業	その他の小売業	浴濯・理容・美容業	その他のビビスケ連業	宿泊業	娯楽業	廃棄物処理業	学校教育	学術・開発研究機関	その他	計
	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	計
富山市	31	22	78	19	4	39	44	2	15	5	35	54	100	144	13	150	10	19	12	7	156	959
高岡市	18	7	48	5	12	8	19	10	45	1	9	5	69	45	9	53	4	5	4	2	52	430
魚津市	8	4	62	1	1	2	1	0	0	1	6	1	7	23	4	22	3	3	3	0	17	169
氷見市	38	1	65	3	2	0	6	0	4	0	4	1	9	16	6	98	2	1	1	0	15	272
滑川市	13	2	29	5	2	7	2	1	4	4	4	1	10	10	0	4	0	1	3	1	4	107
黒部市	36	4	39	3	1	0	7	1	5	0	11	1	10	10	5	53	0	1	1	0	17	205
砺波市	36	4	30	4	1	1	14	1	5	1	5	2	13	9	2	18	2	2	4	1	29	184
小矢部市	12	10	37	1	0	1	7	0	3	0	4	1	19	13	4	13	2	1	2	0	17	147
南砺市	43	4	48	6	2	2	13	0	3	2	18	1	19	24	3	117	2	2	4	1	25	339
射水市	8	2	47	1	9	6	11	4	16	0	14	5	33	33	6	12	2	2	2	1	44	258
舟橋村	4	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
上市町	5	7	11	1	0	4	8	0	1	1	2	0	2	3	1	9	1	2	1	0	9	68
立山町	31	3	19	0	0	0	6	0	2	2	1	0	1	6	2	40	1	2	0	1	15	132
入善町	18	2	12	2	1	0	2	0	0	2	1	0	4	7	3	13	0	2	1	1	11	82
朝日町	7	0	13	2	1	0	3	0	2	1	1	0	2	12	0	20	1	1	0	0	4	70
計	308	72	539	53	36	70	145	19	105	21	116	72	298	355	58	622	30	44	38	15	415	3,431

4 工場・事業場の監視調査

(1) 工場・事業場の立入検査

工場・事業場を対象に水質汚濁防止法及び富山県公害防止条例に基づく立入検査を行い、排水基準の適合状況及び排水処理施設の維持管理状況等について検査した。その結果は、表4-1のとおりであり、排水基準に不適合であった4事業場に対して、表4-2のとおり改善指導を行った。(富山市実施分を除く。)

表4-1 水質関係立入検査状況(25年度)

	立入検査件数	排出水に係る指導件数		立入検査件数	排出水に係る指導件数
農業	1	0	電気機械器具製造業	13	0
設備工事業	1	0	輸送用機械器具製造業	3	0
食料品製造業	21	1	その他の製造業	3	0
飲料・たばこ・飼料製造業	5	0	電気業	1	0
織維工業	7	0	水道業	26	0
印刷・同関連産業	2	0	運輸業	3	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	0	卸売業・小売業	3	0
化学工業	20	1	飲食・宿泊業	8	0
プラスチック製品製造業	2	0	協同組合	1	0
窯業・土石製品製造業	3	0	洗濯・理容・美容・浴場業	3	0
鉄鋼業	8	1	廃棄物処理業	4	0
非鉄金属製造業	4	0	娯楽業	1	0
金属製品製造業	27	0	医療業	2	0
一般機械器具製造業	2	0	その他	13	1
			計	190	4

表4-2 改善指導内容(25年度)

業種	対象項目	指導内容
食料品製造業	pH	排水基準不適合の原因究明及び対策の実施
化学工業	四塩化炭素	
鉄鋼業	BOD	
その他	BOD	

(2) ゴルフ場農薬実態調査

ア 農薬使用状況

富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づき、県内 16 ゴルフ場から報告された、25 年 1 月～12 月の農薬使用総量は、表 4－3 のとおりであった。

表 4－3 ゴルフ場農薬使用総量（平成 25 年）

	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	その他
使用量(kg・L)	2,101	6,057	5,965	71

注 使用量の単位は、粒剤の農薬については kg、液剤の農薬については L で表す。

イ 水質調査

富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱の遵守状況について、8 か所のゴルフ場に立入検査を行った結果は、表 4－4 のとおりであり、排出水中の農薬の濃度は環境省の暫定指導指針値及び県指導値以下であった。

また、県内 16 か所すべてのゴルフ場において、排出水の自主測定が年 2 回以上実施されており、測定結果はいずれも環境省の暫定指導指針値及び県指導値以下であった。

表4-4 ゴルフ場排水の農薬調査結果（25年度）

(単位: mg/L)

分類	農薬名	検出ゴルフ場数 /調査ゴルフ場数	検出数 /検体数	調査結果	暫定指導 指針値	県指導値	定量 下限値
殺虫剤	アセタミブリド	0/8	0/8	ND	1.8	-	0.01
	アセフェート	0/8	0/8	ND	0.063	0.08	0.003
	イソキサチオン	0/8	0/8	ND	0.08	0.008	0.003
	イミダクロブリド	0/8	0/8	ND	1.5	-	0.01
	エトフェンプロックス	0/1	0/1	ND	0.82	-	0.008
	クロチアニジン	0/8	0/8	ND	2.5	-	0.02
	クロルピリホス	0/8	0/8	ND	0.02	0.004	0.001
	ダイアジノン	0/8	0/8	ND	0.05	0.005	0.003
	チアメトキサム	0/8	0/8	ND	0.47	-	0.004
	チオジカルブ	0/8	0/8	ND	0.8	-	0.008
	テブフェノジド	0/8	0/8	ND	0.42	-	0.004
	トリクロロホン(DEP)	0/8	0/8	ND	0.05	0.03	0.003
	ピリダフエンチオン	0/8	0/8	ND	-	0.002	0.001
	フェニトロチオン(MEP)	0/8	0/8	ND	0.03	0.003	0.001
	ペルメトリン	0/8	0/8	ND	1	-	0.01
殺菌剤	アゾキシストロビン	0/8	0/8	ND	4.7	-	0.04
	イソプロチオラン	0/8	0/8	ND	2.6	0.04	0.02
	イブロジオン	0/8	0/8	ND	3	0.3	0.03
	イミノクタジンアルベシル酸塩及び イミノクタジン酢酸塩	0/6	0/6	ND	0.06 イミノクタジンとして	-	0.006
	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0/8	0/8	ND	0.04	0.004	0.003
	オキシン銅(有機銅)	0/8	0/8	ND	0.4	0.04	0.004
	キャプタン	0/8	0/8	ND	3	0.3	0.03
	クロロタロニル(TPN)	0/8	0/8	ND	0.4	0.04	0.004
	クロロネプ	0/8	0/8	ND	0.5	0.05	0.005
	ジフェノコナゾール	0/8	0/8	ND	0.25	-	0.003
	シプロコナゾール	0/8	0/8	ND	0.3	-	0.003
	シメコナゾール	0/8	0/8	ND	0.22	-	0.003
	チウラム	0/8	0/8	ND	0.2	0.006	0.003
	チフルザミド	2/8	2/8	ND~0.006	0.5	-	0.005
	テトラコナゾール	0/8	0/8	ND	0.1	-	0.003
	テブコナゾール	0/8	0/8	ND	0.77	-	0.007
	トリフルミゾール	0/8	0/8	ND	0.5	-	0.005
	トルクロホスメチル	0/8	0/8	ND	2	0.08	0.02
	フルトラニル	0/8	0/8	ND	2.3	0.2	0.02
	プロビコナゾール	0/8	0/8	ND	0.5	-	0.005
	ベンシクロン	0/8	0/8	ND	1.4	0.04	0.01
	ボスカリド	0/8	0/8	ND	1.1	-	0.01
	ホセチル	0/8	0/8	ND	23	-	0.2
	ポリカーバメート	0/4	0/4	ND	0.3	-	0.003
	メタラキシル及びメタラキシルM	0/8	0/8	ND	0.58 メタラキシルとして	0.05	0.005
	メプロニル	0/8	0/8	ND	1	0.1	0.01

分類	農 薬 名	検出ゴルフ場数 ／ 調査ゴルフ場数	検出数 ／ 検体数	調査結果	暫定指導 指針値	県指導値	定 量 下限値
除草剤	アシュラム	0／8	0／8	ND	2	0.2	0.02
	エトキシカルフロン	0／8	0／8	ND	1	－	0.01
	オキサジクロメホン	0／8	0／8	ND	0.24	－	0.003
	カフェンストロール	0／8	0／8	ND	0.07	－	0.003
	シクロスルファムロン	0／8	0／8	ND	0.8	－	0.008
	ジチオピル	0／8	0／8	ND	0.095	0.008	0.003
	シデュロン	0／8	0／8	ND	3	－	0.03
	シマジン(CAT)	0／8	0／8	ND	0.03	0.003	0.001
	テルブカルブ(MBPMC)	0／8	0／8	ND	－	0.02	0.003
	トリクロピル	0／8	0／8	ND	0.06	0.006	0.003
	ナプロバミド	0／8	0／8	ND	0.3	0.03	0.003
	ハロスルフロンメチル	0／8	0／8	ND	2.6	－	0.02
	ピリブチカルブ	0／8	0／8	ND	0.23	0.02	0.003
	ブタミホス	0／8	0／8	ND	0.2	0.004	0.003
	フラザスルフロン	0／8	0／8	ND	0.3	－	0.003
	プロビザミド	0／8	0／8	ND	0.5	0.008	0.005
	ベンスリド(SAP)	0／8	0／8	ND	－	0.1	0.01
	ベンディメタリン	0／8	0／8	ND	3.1	0.05	0.01
	ベンフルラリン(ベスロジン)	0／8	0／8	ND	0.1	0.08	0.008
	メコプロップカリウム塩(MCPPカリウム塩)、 メコプロップジメチルアミン塩(MCPPジメチルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0／8	0／8	ND	0.47 メコプロップ として	0.005	0.004

注1 NDとは、定量下限値未満をいう。

注2 暫定指導指針値については、26年3月末時点の指針値である。

(3) 毒物劇物の監視指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出対象である毒物劇物業務上取扱者延べ45工場・事業場を対象に立入検査を行い、飛散、流出等の防止措置及び保管管理の状況等について検査した結果は、表4-5のとおりであり、8工場・事業場に対して法に基づく表示等について指導した。

また、講習会を開催し、適正な毒物劇物の保管管理を徹底するよう指導した。

表4-5 毒物劇物業務上取扱者監視状況(25年度)

	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	その他	合 計
工場・事業場	27	1	25	－	53
立入検査件数	22(4)	1(1)	7(2) [3(0)]	15(1)	45(8) [3(0)]

注1 ()内は指導件数である。

注2 []内は、富山県警察の依頼により実施した路上取締り件数である。

5 水質環境の保全施策

(1) 水質環境計画（クリーンウォーター計画）

本県の豊かで清らかな水環境を、県民共有の財産として将来に引き継いでいくため、県では、昭和62年2月に水質環境計画（クリーンウォーター計画）を策定し、逐次改定しながら、施策を推進してきた。

近年、海域の水質環境基準達成率が一時期低下したほか、ダイオキシン類等の有害化学物質による人の健康や生態系への影響が懸念されている。一方、水質の向上を背景に、県民の水環境に対するニーズは、うるおいのある水辺や安らぎのある快適な水環境を求めるなど多様化しており、また、水域の利用目的も、親水的な利用など、高度化している面がある。

現行の計画は、このような状況を踏まえて、水質環境の現状と課題を整理し、課題に対応する施策を追加・拡充するなど、平成20年3月に改定したものである。

ア 水質環境計画の概要

(ア) 性格

この計画は、「富山県環境基本条例」に基づく水質の汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水質環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものである。

また、将来にわたって確保すべき望ましい環境目標を定め、この目標を実現するための県の施策を体系的に示し、県民、事業者及び市町村と連携・協力して推進していくものである。

さらに、県の事業の実施にあたり、水環境を利用する際の指針となるものであり、市町村の事業や県民、事業者の活動においても、配慮されることを期待するものである。

(イ) 目標

『魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水』とし、具体的には、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」とする。（表5-1）

表5-1 水質環境計画の具体的な目標

きれいな水	うるおいのある水辺
<p>公共用水域及び地下水において、水質汚濁に係る環境基準が達成されていること。</p> <p>さらには、公共用水域の生活環境項目について、</p> <p>河川は環境基準のB類型相当以上の水質、 湖沼は環境基準のA類型相当以上の水質、 海域は環境基準のB類型相当以上の水質であること。</p>	<p>周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然と触れ合うことができ、散策など憩いの場が確保されていること。</p>

イ 計画の施策

特に重点的に取組む施策は次のとおりである。

(ア) 環境基準類型指定等の検討

利用目的が高度化している水域や継続して上位の類型に相当する良好な水質を維持している水域について、環境基準の類型指定を見直す。また、水生生物の生息環境を含め、水環境を総合的な観点から保全していくため、水生生物保全環境基準（全亜鉛）の類型指定を進める。

(イ) 安全・安心な水環境の確保

工場等における油や化学物質の流出等の水質事故の未然防止に向けて、実効性のある公害防止管理体制の確保や環境リスク管理を推進する。また、ダイオキシン類による汚染がみられる富岩運河等は、改善対策の検討を推進する。

(ウ) 海域の環境保全

水産等への被害を未然に防止するため、海域へ流入する窒素、りんの削減対策（生活排水、産業排水、農業排水等）を推進する。

(エ) 水環境保全活動の拡大

県民や各種環境保全団体で実施されている水環境保全活動の情報を県内外に発信すること等により活動を促進する。また、環境情報の提供等により、水環境に関する環境学習や環境保全活動への県民の参加を促進するとともに、環境教育の指導者の養成に努める。

ウ 計画の推進

(ア) 県民、事業者、行政の役割

社会の構成員が持続可能な社会の構築に「参加」することを目指して、取組みを進める。

県民、事業者及び市町村には、次に示す役割に沿って、積極的に水環境の保全に向けた取組みを進めることが期待される。

(イ) 計画の推進体制

計画を総合的かつ効果的に推進するため、表5-2に示す「富山県水質環境計画推進協議会」において、施策の実施状況等について意見・情報交換を行う。

(ウ) 計画の進行管理

公共用水域及び地下水の水質調査等を実施し、水質汚濁の状況を把握するとともに、各種施策や環境保全活動の実施状況など、関連する情報の収集に努める。

なお、前回（20年3月）の改定後、新たに導入された水質環境基準項目への対応、法改正に伴う規制強化への対応、富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟（26年10月）等を契機とした「森・川・海」のつながりを意識した水環境保全活動の推進などの課題が生じていることから、26年度に水質環境計画の改定を検討することとしている。

表5－2 富山県水質環境計画推進協議会 委員

関係団体	行政機関
富山県商工会議所連合会	北陸農政局
富山県商工会連合会	中部経済産業局
一般社団法人富山県経営者協会	北陸地方整備局
富山県農業協同組合中央会	中部地方環境事務所
富山県土地改良事業団体連合会	富山県生活環境文化部次長
富山県森林組合連合会	富山県土木部次長
富山県漁業協同組合連合会	富山県農林水産部次長
富山県内水面漁業協同組合連合会	富山市
富山県環境保健衛生連合会	富山県市長会
富山県消費者協会	富山県町村会
富山県婦人会	
富山県生活学校連絡協議会	
公益社団法人富山県浄化槽協会	
公益財団法人とやま環境財団	

(2) 水質環境計画の推進状況

ア 水環境保全活動の推進

「とやまの名水」等の優れた水環境を保全していくため、地域で行われる水環境保全活動を支援している。また、県内の先駆的な水環境保全活動事例や水環境保全関連イベント等の情報を併せて紹介するホームページ「とやま名水ナビ」を開設している。

イ 富山湾水質改善対策

富山湾海域の水質保全対策を推進するため、13年度に改定した水質環境計画において、表5－3のとおり、県独自に富山湾海域に窒素、りんの水質環境目標値を設定するとともに、海域に流入する窒素、りんの排出負荷量の削減を図るための排水対策を推進している。

工場・事業場対策として、主要な5工場・事業場において排水中の窒素、りん含有量を測定するとともに、窒素、りん削減の技術指導を行った。

また、排水量が50m³/日以上の工場・事業場を対象に窒素、りんの排出量実態調査を実施したところ、表5－4のとおりであり、24年度の窒素、りんの年間排出量は、基準年度である11年度と比較すると窒素で36%減少し、りんで40%減少していた。

さらに、表5－5に示す事業者、行政等により構成される「富山湾水質改善対策推進協議会」において、各事業者に対し窒素、りんの削減に向けた対策を改めて要請した。

表5－3 富山湾海域における窒素・りんの水質環境目標値

水 域 名	窒 素	り ん
小矢部川河口海域(乙)	0.17 mg/L 以下	0.016 mg/L 以下
神通川河口海域(乙)	0.23 mg/L 以下	0.017 mg/L 以下
その他の富山湾海域	0.14 mg/L 以下	0.010 mg/L 以下

表5－4 水質汚濁防止法の規制対象工場・事業場（排水量50m³/日以上）からの排出負荷量

(単位:t/日)

調査項目・年度 業種	BOD								COD							
	H11	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H11	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
産業系計	15.1	10.9	11.2	10.3	8.9	8.3	7.8	7.7	22.7	16.1	16.4	12.5	10.6	9.6	9.7	10.6
生活系(下水道等)	2.1	1.5	1.7	1.6	1.8	1.8	1.7	1.4	2.6	3.0	3.0	3.0	3.1	3.3	3.2	2.4
全体 合計	17.2	12.4	12.9	12.9	10.7	10.1	9.5	9.1	25.3	19.1	19.4	15.5	13.7	12.9	12.9	13.0

調査項目・年度 業種	窒素								りん							
	H11	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H11	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
産業系計	23.0	13.3	15.0	13.9	11.8	12.5	11.5	13.0	0.84	0.81	0.59	0.48	0.41	0.47	0.44	0.44
生活系(下水道等)	3.7	4.8	4.8	4.7	4.6	5.0	5.1	4.0	0.28	0.36	0.39	0.33	0.34	0.28	0.28	0.23
合計	26.7	18.1	19.8	18.6	16.3	17.5	16.6	17.0	1.12	1.17	0.98	0.81	0.75	0.75	0.72	0.67

表5－5 富山湾水質改善対策推進協議会 会員

工 場 ・ 事 業 場	行 政 機 関
金剛化学(株) JFE マテリアル(株) 第一ファインケミカル(株) 中越パルプ工業(株)高岡工場 東洋紡(株)富山事業所庄川工場 京セラサーチットソリューションズ(株)富山入善工場 富山県神通川左岸浄化センター 富山市浜黒崎浄化センター 富山製紙(株)富山工場 日産化学工業(株)富山工場 日本高周波鋼業(株)富山製造所 日本曹達(株)高岡工場 パナソニックセミコンダクターソリューションズ(株)魚津地区 細川機業(株)生産本部 燐化学工業(株) YKK(株)黒部事業所黒部工場	富山県生活環境文化部環境政策課 富山県環境科学センター 富山県農林水産部農業技術課 富山県農林水産部農村整備課 富山県農林水産部水産漁港課 富山県土木部都市計画課 富山市環境部環境保全課 富山市上下水道局下水道課

ウ 河川に係る環境基準の水域類型の指定の見直し

河川の水質環境基準のうちBOD等の生活環境項目については、水道、水産などの利用目的に応じて設けられた区分(類型)ごとに環境基準値が定められており、知事が所管の河川、湖沼、海域について類型を指定することにより、その類型の環境基準値が適用されることになっている。

県内の主要27河川51水域については、昭和40年代から50年代にかけて類型が指定され、その後、県民等による様々な取組みにより多くの河川で水質が改善した。

この良好な水質を維持し、さらに向上させるため、22年4月に小矢部川等の4河川10水域について、23年4月に木流川、 笹川、 境川の3水域について、これまでより1つ上位のきれいな水質の類型への見直しを行った。

エ 水生生物保全環境基準の水域類型の指定

河川における水生生物の保全を図るために、水生生物の生息状況及び水質汚濁の状況を踏まえ、25年4月に県西部の9河川(阿尾川～新堀川)について、26年4月に県東部の18河川(神通川～境川)について、水生生物保全環境基準(全亜鉛)の水域類型を指定した。

(3) ゴルフ場における農薬安全使用指導要綱に基づく指導

ア 経緯

ゴルフ場農薬の使用による周辺住民の健康や環境に与える影響についての懸念やゴルフ場開発計画の急増等を踏まえ、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬の使用に伴う被害の防止及び環境の保全を図るために、富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱を制定し、2年4月から施行した。

また、農薬による水質汚濁の防止を強化するため、同要綱を改正し、4年3月に30種類の農薬について指導値を定め、さらに10年3月には5種類の農薬を追加した。

なお、25年6月に国において「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」が一部改正されたことから、26年度に同要綱の改正を検討することとしている。

イ ゴルフ場における農薬安全使用指導要綱の概要

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ・登録農薬の使用及び表示事項の遵守 | ・水質の監視測定及び報告 |
| ・農薬使用管理責任者の設置 | ・排出水の指導値(指導値は141ページのとおり) |
| ・農薬の使用状況等の記録と報告 | ・農薬による事故時の措置及び報告 |
| ・農薬使用による被害の防止 | ・知事の指導及び立入検査 |

6 水質関係の各種調査

(1) 底質の重金属調査

ア 調査概要

公共用水域における底質の重金属の状況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、河川及び港湾 20 地点で、総水銀、カドミウム、鉛等 5 項目について調査を実施した。

イ 調査結果

調査結果は、表 6-1 のとおりであり、総水銀については、暫定除去基準（河川 25ppm）を超える地点はなかった。

表 6-1 重金属底質調査結果（25 年度）

区分	水 域 名	調査地点名	調査結果					
			総水銀 (mg/kg)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	ひ素 (mg/kg)	総クロム (mg/kg)	
河川	小矢部川	城光寺橋	0.2	0.4	22	6.1	59	
		国条橋	ND	ND	6	3.2	21	
	千保川	地子木橋	0.09	0.3	31	4.6	170	
	祖父川	新祖父川橋	0.02	0.2	15	6.6	45	
	庄川	大門大橋	ND	0.1	11	4.3	19	
		雄神橋	0.01	0.2	15	5.4	26	
	和田川	芹谷橋	0.02	0.1	13	5.1	39	
	神通川	成子大橋	0.02	ND	49	8.2	40	
		小羽付近	ND	0.1	170	8.4	50	
	高原川	新猪谷橋	ND	ND	120	8.4	100	
	赤江川	落合橋	0.01	ND	11	5.2	40	
	長棟川	長棟発電所	ND	ND	12	3.9	ND	
	白岩川	東西橋	ND	ND	6	2.2	ND	
	岩瀬運河	岩瀬橋	2.1	ND	150	11	130	
	富岩運河	萩浦小橋	3.7	1.7	150	21	960	
		下新橋	0.18	2.5	93	12	90	
	住友運河	前川橋	0.26	ND	65	8.2	150	
港湾	富山港	港口	0.02	ND	26	5.4	10	
		港中央	0.12	ND	60	9.0	60	
		港奥	1.1	0.1	180	12	250	
定量下限値			0.01	0.1	1	0.5	10	
							—	

注 NDとは、定量下限値未満をいう。

(2) 窒素・りんの環境調査

ア 調査概要

河川や海域における全窒素及び全りんの実態を把握するため、河川 51 地点、湖沼 6 地点、海域 28 地点の合計 85 地点で調査を実施した。

表 6-2 公共用水域における全窒素・全りんの水質調査結果（25 年度）

（単位：mg/L）

水 域 名	調 査 地 点 名	全窒素	全りん	水 域 名	調 査 地 点 名	全窒素	全りん	
阿 尾 川	阿 尾 橋	0.67	0.060	黒 部 川	下 黒 部 橋	0.22	0.012	
余 川 川	間 島 橋	0.55	0.048	入 川	末 端	0.45	0.077	
上 庄 川	北 の 橋	0.68	0.084	小 川	赤 川 橋	0.45	0.038	
仏 生 寺 川	八 艧 橋	2.9	0.22		上 朝 日 橋	0.36	0.007	
湊 川	中 の 橋	1.1	0.16	舟 川	舟 川 橋	0.47	0.060	
小 矢 部 川	河 口	1.0	0.054	木 流 川	末 端	0.51	0.044	
	太 美 橋	0.53	0.044	笛 川	笛 川 橋	0.43	0.012	
千 保 川	地 子 木 橋	0.80	0.074	境 川	境 橋	0.47	0.005	
祖 父 川	新 祖 父 川 橋	0.80	0.055	境 川 ダム貯水池 (桂 湖)	え ん 堤 付 近	0.32	0.005	
山 田 川	福 野 橋	0.65	0.12		湖 中 央	0.31	0.006	
庄 川	二 ケ 渕 えん 堤	0.38	0.053	有 峰 ダム貯水池 (有 峰 湖)	え ん 堤 付 近	0.18	0.004	
	大 門 大 橋	0.25	0.014		湖 中 央	0.19	0.004	
	雄 神 橋	0.27	0.011	黒 部 ダム貯水池 (黒 部 湖)	え ん 堤 付 近	0.23	0.008	
和 田 川	末 端	0.29	0.016		湖 中 央	0.19	0.010	
内 川	山 王 橋	0.69	0.049	富 山 新 港 海 域	富 山 新 港 No. 1	0.26	0.041	
	西 橋	0.70	0.067		富 山 新 港 No. 2	0.30	0.037	
下 条 川	稻 積 橋	0.91	0.086		富 山 新 港 No. 3	0.53	0.053	
新 堀 川	白 石 橋	1.3	0.11		富 山 新 港 No. 4	0.37	0.061	
西部主幹排水路	西部 排 水 機 場	0.61	0.12	第一貯木場	姫 野 橋	0.56	0.093	
東部主幹排水路	東 部 排 水 機 場	0.87	0.16		中 野 整 理 場	中 央	0.59	0.067
神 通 川	萩 浦 橋	1.6	0.025		小 矢 部 川	小 矢 部 川 河 口 海 域 No.2	0.29	0.021
	神 通 大 橋	0.97	0.025		河 口 海 域	小 矢 部 川 河 口 海 域 No.3	0.30	0.024
宮 川	新 国 境 橋	0.49	0.027			小 矢 部 川 河 口 海 域 No.5	0.22	0.014
高 原 川	新 猪 谷 橋	0.39	0.010			小 矢 部 川 河 口 海 域 No.6	0.21	0.015
い た ち 川	四 ツ 屋 橋	0.65	0.037	神 通 川	神 通 川 河 口 海 域 No.1	0.23	0.012	
松 川	桜 橋	0.68	0.041		神 通 川 河 口 海 域 No.2	0.36	0.013	
富 岩 運 河	萩 浦 小 橋	0.63	0.055		神 通 川 河 口 海 域 No.3	0.28	0.015	
岩 瀬 運 河	岩 瀬 橋	2.4	0.047		神 通 川 河 口 海 域 No.4	0.21	0.012	
常 願 寺 川	今 川 橋	0.38	0.020		神 通 川 河 口 海 域 No.5	0.32	0.014	
白 岩 川	東 西 橋	0.64	0.050		神 通 川 河 口 海 域 No.6	0.27	0.014	
柄 津 川	泉 正 橋	0.61	0.052	富 山 湾	そ の 他 富 山 海 域	小 矢 部 川 河 口 海 域 No.7	0.21	0.012
	流 觀 橋	0.58	0.042			神 通 川 河 口 海 域 No.7	0.18	0.011
	寺 田 橋	0.46	0.023			そ の 他 地 先 海 域 No.1	0.15	0.008
上 市 川	魚 脊 橋	0.62	0.037			そ の 他 地 先 海 域 No.2	0.19	0.011
中 川	落 合 橋	0.79	0.055			そ の 他 地 先 海 域 No.3	0.19	0.011
早 月 川	早 月 橋	0.58	0.007			そ の 他 地 先 海 域 No.4	0.24	0.013
角 川	角 川 橋	0.64	0.050			そ の 他 地 先 海 域 No.5	0.21	0.009
鴨 川	港 橋	0.64	0.039			そ の 他 地 先 海 域 No.6	0.25	0.011
片 貝 川	落 合 橋	0.76	0.033			そ の 他 地 先 海 域 No.7	0.23	0.010
布 施 川	落 合 橋	0.53	0.032			そ の 他 地 先 海 域 No.8	0.22	0.009
黒 瀬 川	石 田 橋	0.86	0.061			そ の 他 地 先 海 域 No.9	0.16	0.008
高 橋 川	立 野 橋	3.1	0.073			そ の 他 地 先 海 域 No.10	0.15	0.008
吉 田 川	吉 田 橋	1.0	0.035					

注 測定値は、年平均値である。

イ 調査結果

調査結果は、表6-2のとおりであった。

また、富山湾海域における全窒素は、環境基準のI類型（0.2 mg/L以下）～III類型（0.6 mg/L以下）、全りんの濃度は環境基準のI類型（0.02 mg/L以下）に相当する水質であり、水質環境計画で設定した水質環境目標の適合率は、表6-3に示すとおり全窒素で6%、全りんは65%であった。

表6-3 全窒素・全りんの水質環境目標の適合状況

水 域 名	調査地点名	水質環境目標値		年間平均値(mg/L)		適合状況		
		全窒素	全りん	全窒素	全りん	全窒素	全りん	
富 山 湾	小矢部川 河口海域	小矢部5 mg/L以下	0.17	0.016	0.22	0.014	×	○
		小矢部6		0.21	0.015	×	○	
	神通川 河口海域	神通4 mg/L以下	0.23	0.017	0.21	0.012	○	○
		神通5		0.32	0.014	×	○	
		神通6		0.27	0.014	×	○	
	その他 富山湾海域	小矢部7 その他4 その他5 その他6 その他7 その他8 その他9 その他10	0.14 mg/L以下	0.010 mg/L以下	0.21 0.18 0.15 0.19 0.19 0.24 0.21 0.25 0.23 0.22 0.16 0.15	0.012 0.011 0.008 0.011 0.011 0.013 0.009 0.011 0.010 0.009 0.008 0.008	× × × × × × × × × × × ×	× × ○ × × × ○ × ○ ○ ○ ○

(3) 要監視項目の環境調査

ア 調査概要

公共用水域における要監視項目の実態を把握するため、河川 52 地点、海域 1 地点で調査を実施した。

イ 調査結果

調査した要監視項目 15 項目のうち、ニッケル、モリブデン、全マンガン及びウランの 4 項目が検出されたが、環境省の指針値を超えた地点はなかった。

表 6－4 河川及び海域における要監視項目調査結果（25 年度）

調査項目	調査 地点数	検出 地点	調査結果 (mg/L)	指針値 超過地点数	指針値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
クロロホルム	52	0	ND	0	0.06	0.0006
フェノール	1	0	ND	0	—	0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	52	0	ND	0	0.04	0.004
1,2-ジクロロプロパン	52	0	ND	0	0.06	0.006
p-ジクロロベンゼン	52	0	ND	0	0.2	0.02
フェニトロチオン	52	0	ND	0	0.003	0.0003
イソプロチオラン	52	0	ND	0	0.04	0.004
フェノブカルブ	52	0	ND	0	0.03	0.003
トルエン	52	0	ND	0	0.6	0.06
キシレン	52	0	ND	0	0.4	0.04
ニッケル	52	13	ND～0.045	0	—	0.001
モリブデン	52	4	ND～0.031	0	0.07	0.007
アンチモン	52	0	ND	0	0.02	0.002
全マンガン	53	31	ND～0.19	0	0.2	0.02
ウラン	52	11	ND～0.0007	0	0.002	0.0002

注 ND とは、定量下限値未満をいう。

(4) 海水浴場の水質調査

ア 調査概要

海水浴場の水質実態を把握するため、主要 8 海水浴場について調査を実施した。

(7) 調査時期

開設前：5 月中旬から下旬

開設中：7 月中旬から 8 月上旬

(イ) 調査海水浴場

小境（氷見市）、島尾（氷見市）、雨晴・松太枝浜（高岡市）、八重津浜（富山市）、岩瀬浜（富山市）、浜黒崎（富山市）、石田浜（黒部市）、宮崎・境海岸（朝日町）

(ウ) 調査項目

ふん便性大腸菌群数、C O D、油膜の有無、透明度、病原性大腸菌O-157

イ 調査結果

調査結果は、表 6-5 のとおりであり、すべての海水浴場で水浴可能な水質であった。

海水浴場の判定基準によれば、開設前は、8 海水浴場すべてにおいて良好な水質であり、5 海水浴場で「適、水質 AA」、3 海水浴場で「適、水質 A」であった。また、開設中は、4 海水浴場で「適、水質 AA」、4 海水浴場で「適、水質 A」であった。

表6－5 海水浴場水質調査結果（25年度）

開設前（5月）

海水浴場	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	油膜 の有無	透明度 (m)	病原性 大腸菌 O-157	判定	
小 境(氷見市)	2未満	1.2	なし	全透	不検出	水質AA	適
島 尾(氷見市)	2未満	1.4	なし	全透	不検出	水質AA	適
雨晴・松太枝浜(高岡市)	2	1.4	なし	全透	不検出	水質A	適
八 重 津 浜(富山市)	2未満	1.3	なし	全透	不検出	水質AA	適
岩 瀬 浜(富山市)	16	1.1	なし	全透	不検出	水質A	適
浜 黒 崎(富山市)	18	1.3	なし	全透	不検出	水質A	適
石 田 浜(黒部市)	2未満	1.5	なし	全透	不検出	水質AA	適
宮 崎・境 海 岸(朝日町)	2未満	1.7	なし	全透	不検出	水質AA	適

開設中(7～8月)

海水浴場	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	油膜 の有無	透明度 (m)	病原性 大腸菌 O-157	判定	
小 境(氷見市)	2未満	1.2	なし	全透	不検出	水質AA	適
島 尾(氷見市)	2未満	1.2	なし	全透	不検出	水質AA	適
雨晴・松太枝浜(高岡市)	2未満	1.3	なし	全透	不検出	水質AA	適
八 重 津 浜(富山市)	2	1.6	なし	全透	不検出	水質A	適
岩 瀬 浜(富山市)	2	1.5	なし	全透	不検出	水質A	適
浜 黒 崎(富山市)	11	1.0	なし	全透	不検出	水質A	適
石 田 浜(黒部市)	3	1.9	なし	全透	不検出	水質A	適
宮 崎・境 海 岸(朝日町)	2未満	1.2	なし	全透	不検出	水質AA	適

(5) 湖沼の水質調査

ア 調査概要

県内の主要な湖沼の水質汚濁の状況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、水質調査を実施した。

(ア) 調査湖沼

調査は表 6-6 に示す 2 湖沼で実施した。

(イ) 調査地点及び調査回数

湖中央及びダムえん堤付近の 2 地点で、8 月及び 10~11 月に調査を実施した。

(ウ) 調査項目

透明度、pH、COD、SS、DO、全窒素、全りん、クロロフィル a

イ 調査結果

調査結果は、表 6-7 のとおりであった。

有機汚濁の指標である COD については、2 湖沼とも環境基準の A 類型 (3 mg/L 以下) に相当する水質であった。

表 6-6 調査湖沼

湖沼名	所在地	有効貯水量 (千m ³)	湛水面積 (km ²)	主な利水目的
刀利ダム貯水池	南砺市福光刀利	23,400	1.03	発電、農業
朝日小川ダム貯水池	下新川郡朝日町山崎字道口	3,580	0.29	発電、洪水調節

表 6-7 調査結果

湖沼名	調査 回数	調査項目							
		透明度 (m)	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	クロロフィル a (μg/L)
刀利ダム貯水池	2	2.4	7.4	1.7	3	8.7	0.37	0.009	13
朝日小川ダム貯水池	2	2.9	7.3	1.3	4	8.7	0.31	0.007	6.1

注 測定値は年平均値である。

(6) 立山環境調査

立山地区の環境保全を図るため、図6-1に示す常願寺川上流部の河川等の環境7地点及び周辺発生源11事業場の水質調査を実施した。

その結果、河川環境においては表6-8のとおりであり、BOD（またはCOD）で評価すると、概ねこれまでの調査結果の範囲内であった。また、発生源については、いずれも排水基準に適合していた。

表6-8 立山環境調査（河川環境調査）結果（25年度）

区分	名 称		pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)
称名滝上流	①	みくりが池	4.8	0.5未満	1未満
	②	雷鳥沢	7.0	0.5未満	1未満
	③	紺谷川合流点下流	5.0	0.5未満	1未満
	④	大谷上流	6.8	0.5未満	1未満
	⑤	一の谷	6.5	0.5未満	1未満
	⑥	ハンノキ谷	5.8	0.5未満	1未満
称名滝下流	⑦	常願寺川瓶岩橋	7.0	0.5未満	4

注1 BOD欄中、「みくりが池」はCODの値である。

注2 「紺谷川合流点下流」は、地獄谷からの流水の影響を受けている。

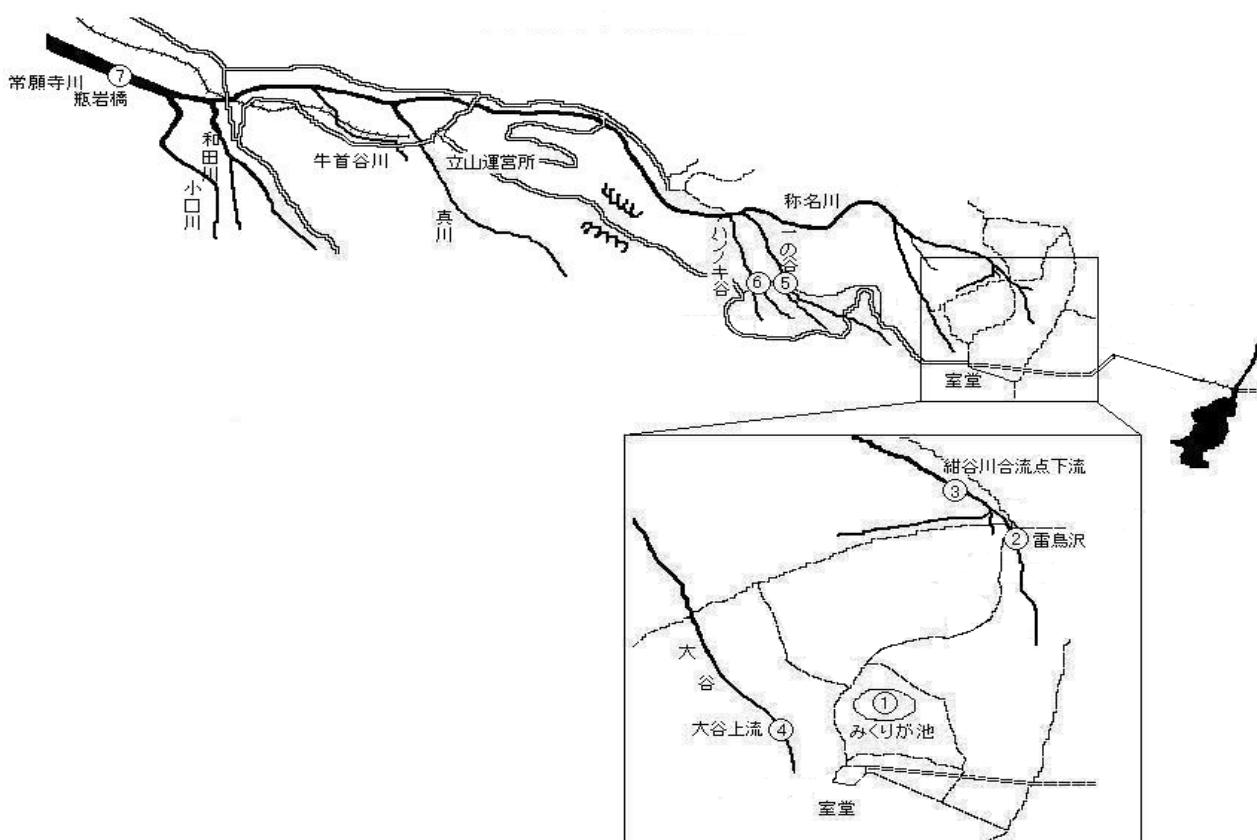


図6-1 立山環境調査地点

(7) 水生生物調査

水質保全意識の高揚を図るため、小学校や中学校、高等学校、エコクラブなどの協力を得て、河川の水生生物調査を実施しており、25年度は、表6-9のとおり、4団体848名の参加により、14河川の18地点で調査を実施した。

表6-9 水生生物調査結果(25年度)

河川名	調査地点名	水質階級	調査団体名
新又口用水	高岡市醍醐	I	親子わんぱく自然教室
東大谷川	南砺市 大門川河川公園	I	
	南砺市 閑乗寺公園内	I	
梨谷川	南砺市 平スキー場付近	I	
小矢部川支流	南砺市荒見崎 以速寺付近	I	
勸行寺川	南砺市高瀬 あずまだち高瀬付近	II	
		II	
百瀬川	南砺市利賀 国際キャンプ場内	I	
利賀川	南砺市利賀 坂上砂利碎石プラント付近	I	
小滝川	糸魚川市小滝 明星岩壁下	I	
	糸魚川市小滝 砂防堤下	I	
御手洗川源流(庄川支流)	群上市高鷲町ひるがの 分水嶺公園	I	
吠谷	郡上市高鷲町西洞 夫婦滝下	I	
庄川	高山市荘川町牧戸 であいの森	I	
黒部川	砺波市 雄神橋付近	I	公益財団法人とやま環境財団
小矢部川	入善町 墓ノ木自然公園キャンプ場	I	
	小矢部市 島分橋下	I	県立石動高等学校(科学部)
		I	
	小矢部市 小矢部川大橋下	I	
境川	朝日町 境川中流	II	
計	14河川	18地点	4団体、のべ848人

注 水質階級の判定と主な指標生物は以下のとおりである。

- I (きれいな水) : ウズムシ類、カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類
- II (少しきたない水) : ヒラタドロムシ類等
- III (きたない水) : ミズムシ、タニシ類等
- IV (大変きたない水) : エラミミズ、ユスリカ類等

(8) ダイオキシン類の環境調査

河川、海域及び地下水について、ダイオキシン類の環境調査を実施した。調査結果は表6-10のとおりであった。

河川水質及び河川底質については、富山市の富岩運河1地点で環境基準値を超えていたが、他の地点では環境基準を達成していた。

海域水質、海域底質及び地下水質については、すべての調査地点で環境基準を達成していた。

表6-10 ダイオキシン類環境調査結果（25年度）

ア 河川（水質）

水 域 名	調査地点名	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/L]					調査機関
			1回目	2回目	3回目	4回目	平均	
阿 尾 川	阿 尾 橋	年1回	0.068	-	-	-	0.068	富 山 県
余 川 川	間 島 橋	〃	0.085	-	-	-	0.085	〃
上 庄 川	北 の 橋	〃	0.077	-	-	-	0.077	〃
仏 生 寺 川	八 幡 橋	〃	0.15	-	-	-	0.15	〃
湊 川	中 の 橋	〃	0.14	-	-	-	0.14	〃
小 矢 部 川	城 光 寺 橋	〃	0.10	-	-	-	0.10	国土交通省(富山)
千 保 川	地 子 木 橋	〃	0.12	-	-	-	0.12	高 岡 市
祖 父 川	新祖父川橋	〃	0.14	-	-	-	0.14	〃
横 江 宮 川	末 端	〃	0.15	-	-	-	0.15	富 山 県
庄 川	新 庄 川 橋	〃	0.072	-	-	-	0.072	国土交通省(富山)
	大 門 大 橋	〃	0.068	-	-	-	0.068	〃
内 川	山 王 橋	〃	0.070	-	-	-	0.070	富 山 県
	西 橋	年4回	0.11	0.083	0.091	0.087	0.093	〃
下 条 川	稻 積 橋	年1回	0.29	-	-	-	0.29	〃
新 堀 川	白 石 橋	〃	0.098	-	-	-	0.098	〃
神 通 川	神通大橋	〃	0.094	-	-	-	0.094	国土交通省(富山)
いたち川	四 ツ 屋 橋	年2回	0.086	0.12	-	-	0.10	富 山 市
松 川	桜 橋	〃	0.12	0.085	-	-	0.10	〃
富 岩 運 河	萩 浦 小 橋	〃	5.3	1.0	-	-	3.2	〃
岩 瀬 運 河	岩 瀬 橋	〃	0.097	0.095	-	-	0.096	〃
常 願 寺 川	常 願 寺 橋	年1回	0.069	-	-	-	0.069	国土交通省(富山)
白 岩 川	東 西 橋	年2回	0.11	0.15	-	-	0.13	富 山 市
上 市 川	魚 躇 橋	年1回	0.083	-	-	-	0.083	富 山 県
中 川	落 合 橋	〃	0.086	-	-	-	0.086	〃
早 月 川	早 月 橋	〃	0.064	-	-	-	0.064	〃
角 川	角 川 橋	〃	0.096	-	-	-	0.096	〃
鴨 川	港 橋	〃	0.070	-	-	-	0.070	〃
片 貝 川	落 合 橋	〃	0.063	-	-	-	0.063	〃
布 施 川	落 合 橋	〃	0.070	-	-	-	0.070	〃
黒 瀬 川	石 田 橋	年4回	0.20	0.10	0.21	1.2	0.43	〃
高 橋 川	立 野 橋	年1回	0.067	-	-	-	0.067	〃
吉 田 川	吉 田 橋	〃	0.17	-	-	-	0.17	〃
黒 部 川	下 黒 部 橋	〃	0.068	-	-	-	0.068	国土交通省(黒部)
	宇奈月ダム	〃	0.067	-	-	-	0.067	〃
入 川	末 端	〃	0.066	-	-	-	0.066	富 山 県
小 川	赤 川 橋	〃	0.064	-	-	-	0.064	〃
木 流 川	末 端	〃	0.064	-	-	-	0.064	〃
笹 川	笹 川 橋	〃	0.063	-	-	-	0.063	〃
境 川	境 橋	〃	0.062	-	-	-	0.062	〃
環境基準							1	

イ 河川（底質）

水 域 名	調査地点名	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/g]	調 査 機 関
阿 尾 川	阿 尾 橋	年1回	0.34	富 山 県
余 川 川	間 島 橋	〃	0.68	〃
上 庄 川	北 の 橋	〃	0.60	〃
仏 生 寺 川	八 幡 橋	〃	0.45	〃
小 矢 部 川	城 光 寺 橋	〃	0.23	国土交通省(富山)
庄 川	新 庄 川 橋	〃	0.21	〃
	大 門 大 橋	〃	0.21	〃
神 通 川	神 通 大 橋	〃	0.22	〃
富 岩 運 河	萩 浦 小 橋	〃	640	富 山 市
常 願 寺 川	常 願 寺 橋	〃	0.21	国土交通省(富山)
白 岩 川	東 西 橋	〃	0.41	富 山 市
黒 部 川	下 黒 部 橋	〃	0.21	国土交通省(黒部)
	宇 奈 月 ダ ム	〃	0.48	〃
環境基準			150	

ウ 海域（水質）

水 域 名	調査地点名	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/L]	調 査 機 関
小矢部川河口海域	小 矢 部 2	年1回	0.071	富 山 県
富 山 新 港 海 域	新 港 1	〃	0.070	〃
神 通 川 河 口 海 域	神 通 2	〃	0.068	〃
その他の富山湾海域	そ の 他 4	〃	0.064	〃
	そ の 他 5	〃	0.068	〃
	そ の 他 8	〃	0.063	〃
環境基準			1	

エ 海域（底質）

水 域 名	調査地点名	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/g]	調 査 機 関
小矢部川河口海域	小 矢 部 2	年1回	4.8	富 山 県
神 通 川 河 口 海 域	神 通 2	〃	4.0	〃
その他の富山湾海域	そ の 他 4	〃	0.63	〃
	そ の 他 8	〃	0.81	〃
環境基準			150	

才 地下水質

市町村名	調査地点	調査回数	調査結果 [pg-TEQ/L]	調査機関
富山市	堀	年1回	0.047	富山市
〃	浜黒崎	〃	0.047	〃
〃	横内	〃	0.047	〃
〃	馬瀬口	〃	0.047	〃
〃	婦中町萩島	〃	0.047	〃
〃	婦中町轡田	〃	0.047	〃
〃	婦中町小長沢	〃	0.047	〃
〃	万願寺	〃	0.047	〃
高岡市	野村	〃	0.062	高岡市
〃	福岡町三日市	〃	0.062	〃
魚津市	火の宮町	〃	0.062	富山県
氷見市	阿尾	〃	0.064	〃
滑川市	田中新町	〃	0.065	〃
黒部市	宇奈月町浦山	〃	0.062	〃
砺波市	青島	〃	0.062	〃
小矢部市	石坂	〃	0.064	〃
南砺市	布袋	〃	0.062	〃
射水市	上野	〃	0.062	〃
上市町	荒田	〃	0.062	〃
環境基準			1	

7 水質汚濁に係る事故等

(1) 25年度の水質汚濁事故等の概要

25年度の水質汚濁に係る事故等は、図7-1のとおり39件であり、24年度より減少した。その内訳は、「油の流出」が28件と最も多く、次いで「魚のへい死」が7件、「有害物質等の流出」が4件であった。

油流出事故については、一般家庭が発生源となる事故が12件であり、その多くは冬期に発生した。

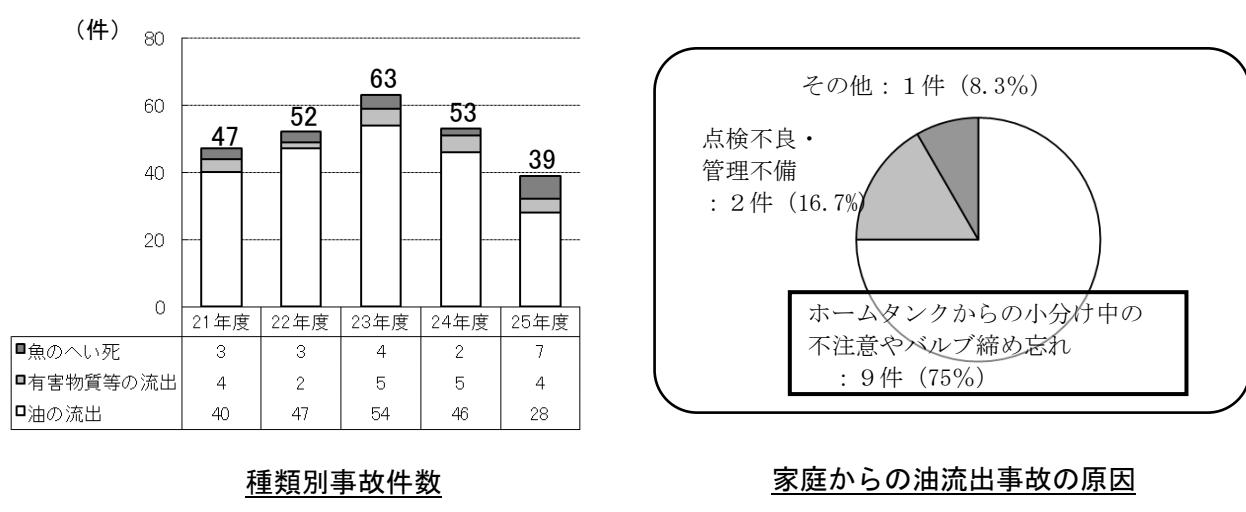


図7-1 事故発生件数の推移

(2) 水質汚濁事故対策連絡会議

県では、水質汚濁事故の未然防止対策の啓発、関係者間の連携協力体制の強化を目的に、市町村や関係機関、事業者団体などで構成される「富山県水質汚濁事故対策連絡会議」を22年度に設置し、各種の取組みを実施している。

<25年度実施内容>

- 冬期に一般家庭からの油流出事故が多発していることを踏まえ、「油流出事故防止に関する啓発リーフレット」を作成・配布し、各家庭や事業者に対して注意喚起を行った。
- 水質汚濁事故対応ハンディマニュアル等に基づく事故時の初動対応等を迅速に行うため、関係機関を対象として、事故発生時の対応等に関する講習やオイルフェンス等の設置訓練を行った。

(3) 水質汚濁事故の内訳

No.	年月	流出先等	流出物	発生源				原因別				魚の へい死
				工場 ・ 事 業 場	一 般 家 庭	そ の 他	不 明	配 管 等 の 破 損	作 業 ミ ス	点 検 ・ 管 理 不 備	そ の 他 交 通 事 故 等	
1	平成25年4月	小矢部川水系	油流出(不明)				○					○
2	4月	神通川水系	油流出(不明)				○					○
3	4月	白岩川水系	油流出(軽油)	○					○			
4	4月	中川水系	油流出(灯油)	○					○			
5	4月	神通川水系	油流出(不明)				○					○
6	5月	片貝川水系	油流出(軽油)	○					○			
7	6月	庄川水系	油流出(不明)		○					○		
8	6月	富山湾	油流出(不明)			○					○	
9	6月	小矢部川水系	有害物質等 (含酢酸ビニル廃液)		○					○		
10	6月	富山湾	有害物質等 (四塩化炭素)	○					○			
11	7月	下条川水系	有害物質等 (トルエン)		○					○		
12	7月	片貝川水系	油流出(その他)	○					○			
13	7月	小矢部川水系	油流出(その他)	○						○		
14	7月	小矢部川水系	油流出(不明)	○						○		
15	7月	庄川水系	不明				○				○	○
16	8月	鴨川水系	不明				○				○	○
17	8月	その他(用水路)	不明			○					○	○
18	8月	仏生寺水系	不明			○					○	○
19	8月	小矢部川水系	油流出(A重油)	○						○		
20	8月	神通川水系	油流出(その他)	○					○			
21	9月	中川水系	油流出(軽油)	○					○			
22	9月	白岩川水系	不明				○				○	○
23	9月	その他(土壤)	油流出(その他)	○			○					
24	10月	その他(用水路)	不明				○				○	○
25	10月	神通川水系	不明				○				○	○
26	10月	庄川水系	油流出(その他)	○			○					
27	10月	白岩川水系	有害物質等 (界面活性剤)				○					○
28	11月	八幡堂川	油流出(灯油)	○					○			
29	12月	黒瀬川水系	油流出(その他)	○					○			
30	12月	神通川水系	油流出(灯油)	○							○	
31	12月	小矢部川水系	油流出(灯油)	○					○			
32	平成26年1月	常願寺川水系	油流出(A重油)	○					○			
33	1月	小矢部川水系	油流出(灯油)	○							○	
34	1月	神通川水系	油流出(灯油)	○						○		
35	1月	庄川水系	油流出(灯油)	○					○			
36	2月	その他(用水路)	油流出(灯油)		○						○	
37	2月	その他(排水路)	油流出(灯油)	○					○			
38	3月	寺川	油流出(灯油)	○					○			
39	3月	富山湾	油流出(灯油)	○					○			

「地下水汚染未然防止リーフレット」

掲載先

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00013076-002-01.html

「事業者向け水質汚濁事故対策リーフレット」

掲載先

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00013076-001-01.html

「油流出事故防止に関するリーフレット」

掲載先

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00010319.html

「水質汚濁事故対応ハンディマニュアル」

掲載先

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00010320.html



地下水汚染未然防止リーフレット

8 26年度において実施する主な取組み

(1) 豊かで清らかな水環境の確保

- ・ 新たに導入された水質環境基準項目への対応、法改正に伴う規制強化への対応、水環境保全活動の推進などの課題が生じていることから、水質環境計画(クリーンウォーター計画)の改定を検討する。
- ・ 河川や湖沼、海域における環境基準の達成状況を把握するため、公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、河川、湖沼及び海域の 97 地点と地下水 75 地点において、健康項目、生活環境項目、要監視項目などについて、水質調査を実施する。
- ・ 主要海水浴場において水質調査を実施する。
- ・ 工場排水の排水基準の遵守状況等を監視するため、立入検査を実施する。
- ・ 河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属(水銀、鉛等)について調査を実施する。
- ・ 富山湾の水質保全を図るため、事業者、行政等からなる「富山湾水質改善対策推進協議会」を開催し、工場・事業場における窒素、りんの削減対策を推進する。
また、環境や発生源において、窒素、りん等のモニタリングを実施する。
- ・ 主要な湖沼の水質の現況を把握し、汚濁の未然防止を図るため、水質調査を実施する。
- ・ 水質汚濁事故対策に関する関係者連絡会議の開催、講習会の開催、啓発リーフレット等の作成などを行い、事故の未然防止及び事故時の関係者の連携協力による被害の拡大防止を図る。特に、一般家庭からの不注意による油流出事故が多発していることから、事業者団体とも連携し、啓発リーフレットの配布など一般家庭への呼びかけを強化する。

(2) 化学物質による環境リスクの低減

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、水質(水底の底質を含む)、地下水質のダイオキシン類濃度の環境調査を実施する。
- ・ 地下水の有機塩素系化合物等の汚染状況を定期的に監視するとともに、新たな地下水汚染が判明した場合には、汚染井戸周辺において原因や汚染範囲等について詳細な調査を実施する。

(3) 心地よい水辺環境の創造

- ・ 「とやま川の見守り隊」の活動の拡大等により、水環境の魅力への県民の関心を高め、地域に根ざした水環境保全活動を一層促進するとともに、(公財)とやま環境財団と連携して、新幹線開業により増加が見込まれる県外からの訪問客に対し、県民自らが水環境の魅力を PR する取組みを支援する。
- ・ 本県が誇る水環境のシンボルである「とやまの名水」や環境省が選定した「名水百選」について、市町村と連携し、各種イベント等の機会を捉えて県内外に発信する。
- ・ 水環境を保全するため、水とのふれあいの機会の情報提供や水質を保全する取組みを普及啓発する。

また、「とやま名水ナビ」を活用し、県内の先駆的な水環境保全活動の事例やホタルの名所、とやまの名水等に関する情報をインターネットや啓発資材により提供する。

コラム

とやまの水環境の保全に関する取組み <「とやま川の見守り隊」の取組み>

県では、小中学生やその保護者等も参加して、水生生物等に関する調査を実施し、その成果を「とやま環境フェア」、ウェブサイト「とやま名水ナビ」等で情報発信するなど、水環境保全活動を促進しています。

とやま川の見守り隊とは？

とやま川の見守り隊は、川にすむ生き物の観察などを通じて身近な水辺への関心を高めることにより、地域に根差した水環境保全の取り組みを広げていく活動です。

県では、この活動を地域で率先して実施していただける方を隊員として募集しています。

ふむふむ。
楽しそうだな。



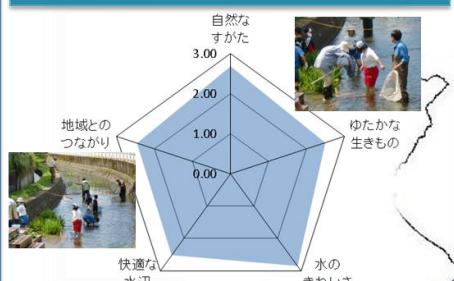
このほかの地域でも
活動されているよ！



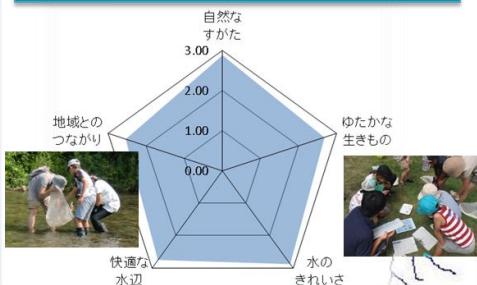
河里パッコちゃん

平成26年度 活動結果

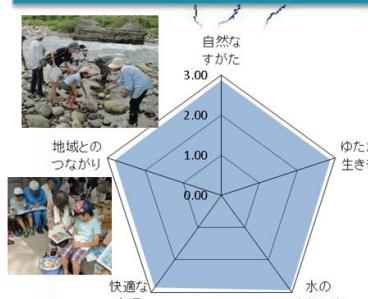
④清水川(H26.8.11)



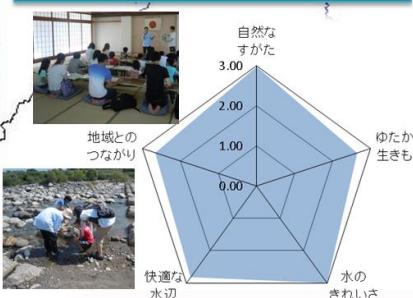
②黒部川(H26.8.5)



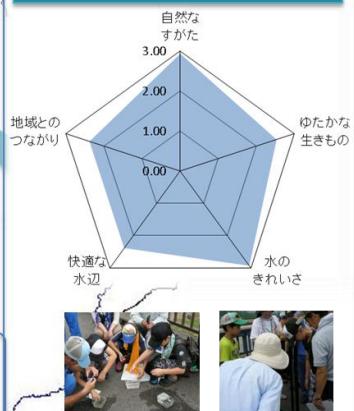
①庄川(H26.7.25)



⑤常願寺川(H26.8.20)



③角川(H26.8.7)



公共用水域水質測定結果（25年度）

25年度の公共用水域の水質測定結果は別表のとおりであった。
なお、測定結果表の記載要領は次のとおりである。

<記載要領>

- ◎ 別表1（生活環境項目・健康項目・特殊項目）について
 - (1) 「水域名」欄中、（ ）は支川名を示す。
 - (2) 「測定地点名」欄は、地点番号、測定地点名、水域類型の順で、水域類型に（ ）が付いているものは補助測定点を示す。
 - (3) 「平均」は、日間平均値の年平均値を示す。
 - (4) 「75%値」は、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nはデータ数）の値を示す。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）
 - (5) 「m/n」
 - ・生活環境項目（BOD、COD）及び健康項目については、環境基準に適合しない日数／総測定日数を示す。
 - ・その他の項目については、nは総検体数を示す。
 - (6) 数値の取り扱いは、25年3月27日付け環境省水・大気環境局長通知「「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」の一部改正について」に基づくとともに、定量下限値等については、別記「定量下限値等一覧」のとおりとした。
- ◎ 別表2（要監視項目）について
 - (1) 「水域名」欄中、右欄は支川名等を示す。
 - (2) 「測定地点名」欄は、地点番号、測定地点名の順で示している。
 - (3) 数値の取り扱いは、25年3月27日付け環境省水・大気環境局長通知「「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」の一部改正について」に基づくとともに、定量下限値等については、別記「定量下限値等一覧」のとおりとした。

<定量下限値等一覧>

測定項目		定量下限値	
生 活 環 境 項 目	pH		
	DO	0.5	mg/L
	BOD	0.5	mg/L
	COD	0.5	mg/L
	SS	1	mg/L
	大腸菌群数	0	MPN/100mL
	全窒素	0.05	mg/L
	全りん	0.003	mg/L
	全亜鉛	0.001	mg/L
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	0.5	mg/L
健 康 項 目	カドミウム	0.0003	mg/L
	全シアン	0.1	mg/L
	鉛	0.005	mg/L
	六価クロム	0.02	mg/L
	砒素	0.005	mg/L
	総水銀	0.0005	mg/L
	アルキル水銀	0.0005	mg/L
	PCB	0.0005	mg/L
	ジクロロメタン	0.002	mg/L
	四塩化炭素	0.0002	mg/L
	1, 2-ジクロロエタン	0.0004	mg/L
	1, 1-ジクロロエチレン	0.01	mg/L
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005	mg/L
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006	mg/L
	トリクロロエチレン	0.002	mg/L
	テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L
	1, 3-ジクロロプロパン	0.0002	mg/L
	チウラム	0.0006	mg/L
	シマジン	0.0003	mg/L
	チオベンカルブ	0.002	mg/L
	ベンゼン	0.001	mg/L
	セレン	0.002	mg/L
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.1	mg/L
	ふつ素	0.08	mg/L
	ほう素	0.1	mg/L
	1, 4-ジオキサン	0.005	mg/L

測定項目		定量下限値	
特 殊 項 目 等	銅	0.1	mg/L
	亜鉛（全亜鉛）	0.001	mg/L
	鉄	1	mg/L
	クロム	0.2	mg/L
	クロロフィルa	0.1	μg/L
	クロロホルム	0.0006	mg/L
	フェノール	0.001	mg/L
	ホルムアルデヒド	0.003	mg/L
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L
	1, 2-ジクロロプロパン	0.006	mg/L
	p-ジクロロベンゼン	0.02	mg/L
	イソキサチオン	0.0008	mg/L
	ダイアジノン	0.0005	mg/L
	フェニトロチオン	0.0003	mg/L
	イソプロチオラン	0.004	mg/L
	オキシン銅	0.004	mg/L
	クロロタロニル	0.005	mg/L
	プロピザミド	0.0008	mg/L
	EPN	0.0006	mg/L
監 視 項 目	ジクロルボス	0.0008	mg/L
	フェノブカルブ	0.003	mg/L
	イプロベンホス	0.0008	mg/L
	クロルニトロフェン	0.0005	mg/L
	トルエン	0.06	mg/L
	キシレン	0.04	mg/L
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	mg/L
	ニッケル	0.001	mg/L
	モリブデン	0.007	mg/L
	アンチモン	0.002	mg/L

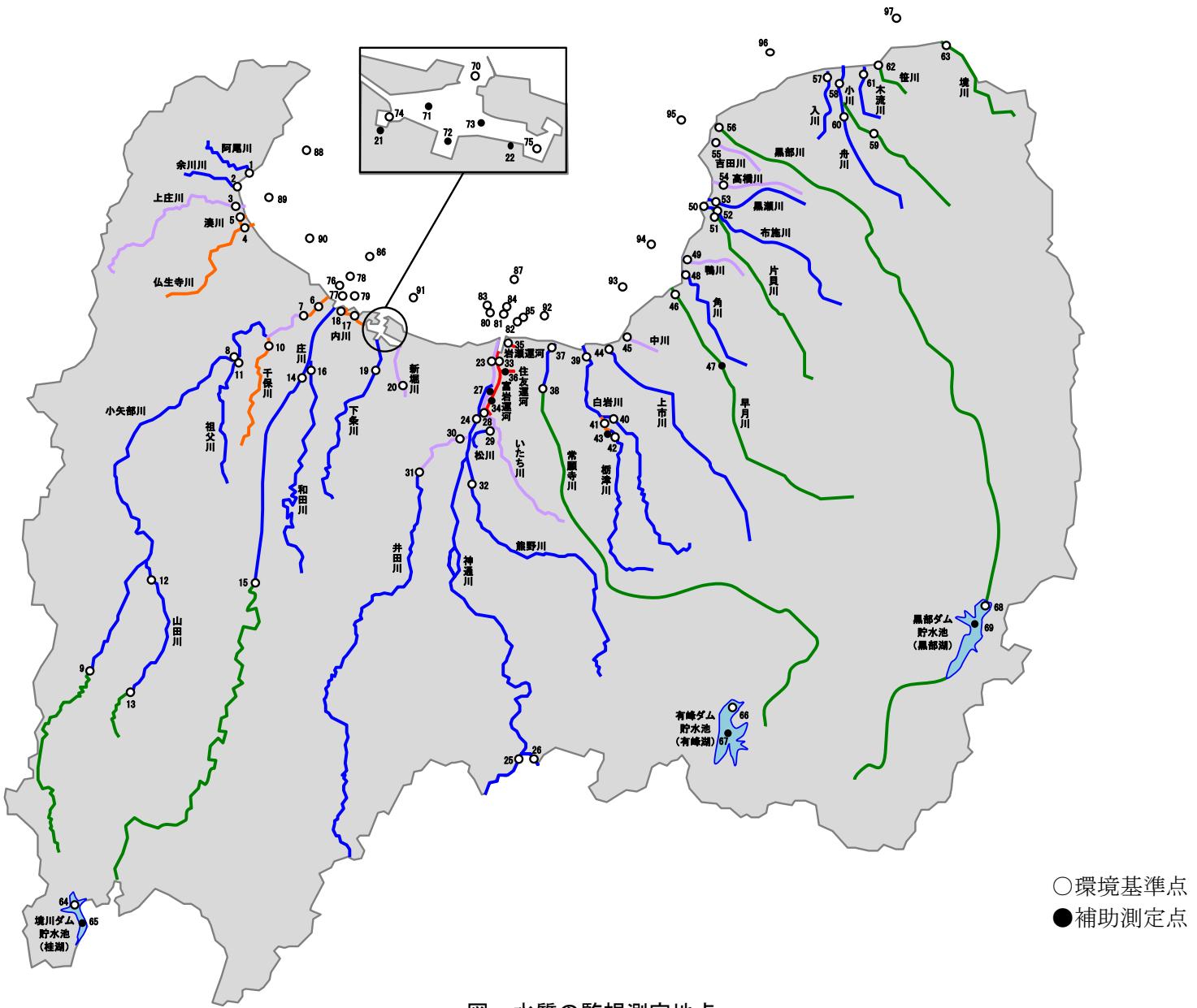


図 水質の監視測定地点

測定項目		測定地点名		水域名		小矢部川		小矢部川(千保川)		小矢部川(祖父川)		小矢部川(山田川)			
		9. 太美橋 AA		10. 地子木橋 C		11. 新祖父川橋 A		12. 福野橋 A							
		測定値		平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n
生 活 環 境 項 目	pH	7.6	7.3 8.3	0/12	7.4	7.1 7.5	0/12	7.4	7.0 7.5	0/12	7.7	7.2 8.4	0/12		
	DO (mg/L)	11	8.4 13	0/12	10	7.3 12	0/12	11	7.6 13	0/12	11	7.9 13	0/12		
	BOD (mg/L)	0.8 (0.8)	<0.5 2.8	1/12	1.3 (1.6)	0.8 2.3	0/12	0.8 (0.8)	<0.5 1.6	0/12	1.2 (1.1)	0.7 2.8	1/12		
	COD (mg/L)														
	SS (mg/L)	4	1 20	0/12	4	1 6	0/12	5	<1 12	0/12	6	<1 43	1/12		
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	3900	33 33000	9/12				5700	49 33000	9/12	8600	240 79000	8/12		
	全窒素 (mg/L)	0.53	0.34 0.87	/4	0.80	0.56 0.99	/4	0.80	0.62 0.91	/4	0.65	0.23 1.2	/4		
	全りん (mg/L)	0.044	0.007 0.13	/4	0.074	0.050 0.13	/4	0.055	0.011 0.10	/4	0.12	0.024 0.31	/4		
	全亜鉛 (mg/L)	0.001	<0.001 0.001	0/4	0.007	0.003 0.011	0/4	0.004	0.002 0.006	0/4	0.002	<0.001 0.003	0/4		
健 康 項 目	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)														
	カドミウム (mg/L)				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/2		
	全シアン (mg/L)				<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/2		
	鉛 (mg/L)				<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/2		
	六価クロム (mg/L)				<0.02	<0.02 <0.02	0/4	<0.02	<0.02 <0.02	0/4	<0.02	<0.02 <0.02	0/2		
	砒素 (mg/L)				<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/2		
	総水銀 (mg/L)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/2		
	アルキル水銀 (mg/L)														
	PCB (mg/L)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1					
	ジクロロメタン (mg/L)				<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1		
	四塩化炭素 (mg/L)				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1		
	1,2-ジ'クロロエタン (mg/L)				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1		
	1,1-ジ'クロロエチレン (mg/L)				<0.01	<0.01 <0.01	0/1	<0.01	<0.01 <0.01	0/1	<0.01	<0.01 <0.01	0/1		
	シス-1,2-ジ'クロロエチレン (mg/L)				<0.004	<0.004 <0.004	0/1	<0.004	<0.004 <0.004	0/1	<0.004	<0.004 <0.004	0/1		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1		
	トリクロロエチレン (mg/L)				<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1		
	テトラクロロエチレン (mg/L)				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1		
	1,3-ジクロロプロペーン (mg/L)				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1		
	チウラム (mg/L)				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1		
特 殊 項 目	シマジン (mg/L)				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1		
	チオベンカルブ (mg/L)				<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1		
	ベンゼン (mg/L)				<0.001	<0.001 <0.001	0/1	<0.001	<0.001 <0.001	0/1	<0.001	<0.001 <0.001	0/1		
	セレン (mg/L)				<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1		
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)				0.45	0.31 0.55	0/4	0.56	0.27 0.87	0/4	0.43	0.14 0.58	0/4		
	ふつ素 (mg/L)				0.09	0.08 0.09	0/4	0.08	<0.08 0.08	0/4	<0.08	<0.08 0.08	0/4		
	ほう素 (mg/L)				<0.1	<0.1 <0.1	0/1	<0.1	<0.1 <0.1	0/1	<0.1	<0.1 <0.1	0/1		
	1,4-ジオキサン (mg/L)				<0.005	<0.005 <0.005	0/1	<0.005	<0.005 <0.005	0/1	<0.005	<0.005 <0.005	0/1		
	クロロフィルa (μg/L)														

測定項目		測定地点名			小矢部川(山田川)			庄川			庄川		庄川(和田川)		
		13. 二ヶ瀬えん堤 AA			14. 大門大橋 A			15. 雄神橋 AA			16. 末端 A				
		測定値	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	
生 活 環 境 項 目	pH		7.6	7.4 7.7	0/12	7.3	7.0 7.6	0/12	7.4	7.1 7.7	0/12	7.6	7.1 7.9	0/12	
	DO (mg/L)	10	8.5 13		0/12	10	8.5 13	0/12	11	9.2 13	0/12	11	8.6 13	0/12	
	BOD (mg/L)	0.7 (0.6)	<0.5 1.9		2/12	0.5 (0.5)	<0.5 0.9	0/12	0.5 (<0.5)	<0.5 0.6	0/12	0.9 (0.9)	0.5 1.8	0/12	
	COD (mg/L)					1.3 (1.6)	0.8 1.8	/12				1.6 (1.7)	0.6 3.5	/12	
	SS (mg/L)	3	1 12		0/12	4	<1 13	0/12	6	2 19	0/12	3	<1 10	0/12	
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	22000	33 240000		8/12	510	5 1700	3/12	260	2 1700	6/12	3300	110 17000	5/12	
	全窒素 (mg/L)	0.38	0.32 0.47		/4	0.25	0.19 0.29	/4	0.27	0.21 0.33	/4	0.29	0.29 0.30	/4	
	全りん (mg/L)	0.053	0.005 0.11		/4	0.014	0.008 0.023	/4	0.011	0.005 0.020	/4	0.016	0.007 0.021	/4	
	全亜鉛 (mg/L)	0.001	<0.001 0.001		0/4	0.007	0.005 0.009	0/4	0.010	<0.001 0.033	1/4	0.001	0.001 0.001	0/4	
健 康 項 目	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)														
	カドミウム (mg/L)					<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/2	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4	
	全シアン (mg/L)					<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/2	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	
	鉛 (mg/L)					<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/2	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	
	六価クロム (mg/L)					<0.02	<0.02 <0.02	0/4	<0.02	<0.02 <0.02	0/2	<0.02	<0.02 <0.02	0/4	
	砒素 (mg/L)					<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/2	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	
	総水銀 (mg/L)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	
	アルキル水銀 (mg/L)														
	PCB (mg/L)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				
	ジクロロメタン (mg/L)					<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	
	四塩化炭素 (mg/L)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	
	1,2-ジ'クロロエタン (mg/L)					<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1	
	1,1-ジ'クロロエチレン (mg/L)					<0.01	<0.01 <0.01	0/1	<0.01	<0.01 <0.01	0/1	<0.01	<0.01 <0.01	0/1	
	シス-1,2-ジ'クロロエチレン (mg/L)					<0.004	<0.004 <0.004	0/1	<0.004	<0.004 <0.004	0/1	<0.004	<0.004 <0.004	0/1	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	
	トリクロロエチレン (mg/L)					<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	
	テトラクロロエチレン (mg/L)					<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)					<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	
	チウラム (mg/L)					<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	
	シマジン (mg/L)					<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1	
	チオベンカルブ (mg/L)					<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	
	ベンゼン (mg/L)					<0.001	<0.001 <0.001	0/1	<0.001	<0.001 <0.001	0/1	<0.001	<0.001 <0.001	0/1	
	セレン (mg/L)					<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)				0.25	0.23 0.29		0/4				0.25	0.20 0.29	0/4	
特 殊 項 目	ふつ素 (mg/L)				<0.08	<0.08 <0.08	0/4	0.08	<0.08 <0.08	0/4	0.08	0.08 0.09	0/4		
	ほう素 (mg/L)				<0.1	<0.1 <0.1	0/1	<0.1	<0.1 <0.1	0/1	<0.1	<0.1 <0.1	0/1		
	1,4-ジオキサン (mg/L)				<0.005	<0.005 <0.005	0/1	<0.005	<0.005 <0.005	0/1	<0.005	<0.005 <0.005	0/1		
	銅 (mg/L)				<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2		
	亜鉛 (mg/L)														
	鉄 (mg/L)				<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2		
	クロム (mg/L)				<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2		
	クロロフィルa (μg/L)														

水域名		西部主幹排水路			東部主幹排水路			神通川			神通川		
測定項目	測定地点名	21. 西部排水機場			22. 東部排水機場			23. 萩浦橋 B			24. 神通大橋 A		
		測定値	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値
生 活 環 境 項 目	pH	7.6	7.3 8.0	/4	7.3	7.1 7.5	/4	7.4	7.0 7.7	0/12	7.5	7.0 7.8	0/12
	DO (mg/L)	9.9	7.3 12	/4	8.0	5.8 10	/4	10	8.4 12	0/12	11	8.9 13	0/12
	BOD (mg/L)	1.4 (1.4)	1.0 2.0	/4	1.8 (1.7)	1.2 2.9	/4	0.7 (0.8)	<0.5 1.0	0/12	0.9 (1.1)	<0.5 1.5	0/12
	COD (mg/L)	3.5 (3.7)	2.5 5.1	/4	5.8 (7.0)	3.6 7.2	/4	1.7 (1.8)	1.3 2.0	/12			
	SS (mg/L)	10	5 21	/4	17	3 52	/4	3	2 6	0/12	4	1 6	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)							620	33 2300	0/12	520	33 2300	2/12
	全窒素 (mg/L)	0.61	0.42 0.76	/4	0.87	0.53 1.4	/4	1.6	1.1 2.2	/4	0.95	0.56 1.9	/4
	全りん (mg/L)	0.12	0.10 0.13	/4	0.16	0.10 0.25	/4	0.021 0.030	0.021 0.030	/4	0.025	0.019 0.029	/4
	全亜鉛 (mg/L)												
健 康 項 目	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)												
	カドミウム (mg/L)							<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/2	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4
	全シアン (mg/L)							<0.1	<0.1 <0.1	0/2	<0.1	<0.1 <0.1	0/4
	鉛 (mg/L)							<0.005	<0.005 <0.005	0/2	<0.005	<0.005 <0.005	0/4
	六価クロム (mg/L)							<0.02	<0.02 <0.02	0/2	<0.02	<0.02 <0.02	0/4
	砒素 (mg/L)							<0.005	<0.005 <0.005	0/2	<0.005	<0.005 <0.005	0/4
	総水銀 (mg/L)							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
	アルキル水銀 (mg/L)												
	PCB (mg/L)							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1
	ジクロロメタン (mg/L)							<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1
	四塩化炭素 (mg/L)							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1
	1,2-ジ'クロロエタン (mg/L)							<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1
	1,1-ジ'クロロエチレン (mg/L)							<0.01	<0.01 <0.01	0/1	<0.01	<0.01 <0.01	0/1
	シス-1,2-ジ'クロロエチレン (mg/L)							<0.004	<0.004 <0.004	0/1	<0.004	<0.004 <0.004	0/1
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1
	トリクロロエチレン (mg/L)							<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1
	テトラクロロエチレン (mg/L)							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)							<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1
	チウラム (mg/L)							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1
特 殊 項 目	シマジン (mg/L)							<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1
	チオベンカルブ (mg/L)							<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1
	ベンゼン (mg/L)							<0.001	<0.001 <0.001	0/1	<0.001	<0.001 <0.001	0/1
	セレン (mg/L)							<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)							0.69	0.61 0.84	0/4	0.52	0.36 0.89	0/4
	ふつ素 (mg/L)							<0.08	<0.08 <0.08	0/4	0.08	<0.08 <0.08	0/4
	ほう素 (mg/L)							<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/1
	1,4-ジオキサン (mg/L)							<0.005	<0.005 <0.005	0/1	<0.005	<0.005 <0.005	0/1
	銅 (mg/L)							<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2
	亜鉛 (mg/L)							0.010	0.004 0.015	/4	0.012	0.009 0.014	/2
	鉄 (mg/L)							<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2
	クロム (mg/L)							<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2
	クロロフィルa (μg/L)												

水域名		富岩運河			富岩運河			岩瀬運河			住友運河		
測定地点名		33. 萩浦小橋 D			34. 下新橋 (D)			35. 岩瀬橋 D			36. 前川橋 (D)		
測定項目	測定値	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n
生 活 環 境 項 目	pH	7.3	6.9 7.6	0/12	7.5	7.3 7.7	0/4	7.0	6.6 7.5	0/12	7.9	7.3 9.2	1/4
	DO (mg/L)	9.6	7.2 12	0/12	9.4	7.5 11	0/4	8.2	6.2 9.2	0/12	9.7	8.0 12	0/4
	BOD (mg/L)	0.6 (0.6)	<0.5 1.0	0/12	0.8 (0.8)	0.5 0.9	0/4	0.9 (0.9)	<0.5 1.5	0/12	1.6 (1.5)	0.7 3.4	0/4
	COD (mg/L)												
	SS (mg/L)	5	2 8	0/12	4	2 7	0/4	7	2 14	0/12	9	5 16	0/4
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)												
	全窒素 (mg/L)	0.63	0.59 0.73	/4				2.4	1.4 3.4	/4			
	全りん (mg/L)	0.055	0.043 0.067	/4				0.047	0.043 0.051	/4			
	全亜鉛 (mg/L)												
健 康 項 目	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)												
	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4			
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1	0/4				<0.1	<0.1 <0.1	0/4			
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02 <0.02	0/4				<0.02	<0.02 <0.02	0/4			
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	0/4				<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
	アルキル水銀 (mg/L)												
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	<0.01 <0.01	0/1				<0.01	<0.01 <0.01	0/1			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	0/1				<0.004	<0.004 <0.004	0/1			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1				<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1			
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001 <0.001	0/1				<0.001	<0.001 <0.001	0/1			
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
特 殊 項 目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.38	0.36 0.42	0/4				0.32	0.26 0.37	0/4			
	ふつ素 (mg/L)												
	ほう素 (mg/L)												
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	0/1				<0.005	<0.005 <0.005	0/1			
	銅 (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1	/2				<0.1	<0.1 <0.1	/2			
	亜鉛 (mg/L)	0.014	0.005 0.028	/4				0.018	0.007 0.045	/4			
	鉄 (mg/L)	<1	<1 <1	/2				<1	<1 <1	/2			
	クロム (mg/L)	<0.2	<0.2 <0.2	/2				<0.2	<0.2 <0.2	/2			
	クロロフィルa (μg/L)												

測定項目		測定地点名	入川		小川		小川		小川(舟川)	
		57. 末端 A	58. 赤川橋 A		59. 上朝日橋 AA		60. 舟川橋 A			
	測定値	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n
生 活 環 境 項 目	pH	7.7	7.5 8.3	0/12	7.6	7.5 7.8	0/12	7.6	7.4 7.7	0/12
	DO (mg/L)	11	9.4 13	0/12	11	9.1 13	0/12	11	8.8 12	0/12
	BOD (mg/L)	1.0 (1.1)	<0.5 2.2	2/12	0.8 (0.8)	<0.5 1.2	0/12	0.6 (0.6)	<0.5 1.2	1/12
	COD (mg/L)	2.0 (2.6)	0.9 4.1	/12	1.4 (1.3)	0.7 2.9	/12			
	SS (mg/L)	13	1 100	1/12	7	<1 57	1/12	1	<1 1	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	13000	490 49000	3/6	4400	330 17000	4/6	980	110 2400	6/6
	全窒素 (mg/L)	0.45	0.29 0.71	/4	0.45	0.33 0.59	/4	0.36	0.28 0.48	/4
	全りん (mg/L)	0.077	0.013 0.20	/4	0.038	0.008 0.10	/4	0.007	0.005 0.011	/4
	全亜鉛 (mg/L)									
健 康 項 目	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)									
	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4			<0.0003 <0.0003
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1	0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4			<0.1 <0.1
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4			<0.005 <0.005
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02 <0.02	0/4	<0.02	<0.02 <0.02	0/4			<0.02 <0.02
	砒素 (mg/L)	0.006	<0.005 0.007	0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4			0.006 <0.005
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			<0.0005 <0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)									
	PCB (mg/L)									
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1			<0.002 <0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			<0.0002 <0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1			<0.0004 <0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	<0.01 <0.01	0/1	<0.01	<0.01 <0.01	0/1			<0.01 <0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	0/1	<0.004	<0.004 <0.004	0/1			<0.004 <0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			<0.0005 <0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			<0.0006 <0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1			<0.002 <0.002
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			<0.0005 <0.0005
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			<0.0002 <0.0002
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			<0.0006 <0.0006
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1			<0.0003 <0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1			<0.002 <0.002
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001 <0.001	0/1	<0.001	<0.001 <0.001	0/1			<0.001 <0.001
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1			<0.002 <0.002
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.26	0.21 0.34	0/4	0.31	0.24 0.45	0/4			0.29 0.39
特 殊 項 目	ふつ素 (mg/L)	0.14	0.08 0.18	0/4	0.10	<0.08 0.14	0/4			0.12 0.15
	ほう素 (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1	0/1	<0.1	<0.1 <0.1	0/1			<0.1 <0.1
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	0/1	<0.005	<0.005 <0.005	0/1			<0.005 <0.005
	銅 (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1	/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2			<0.1 <0.1
	亜鉛 (mg/L)	0.003	<0.001 0.009	/4	0.002	<0.001 0.006	/4			0.003 0.007
	鉄 (mg/L)	<1	<1 <1	/2	<1	<1 <1	/2			<1 <1
	クロム (mg/L)	<0.2	<0.2 <0.2	/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2			<0.2 <0.2
	クロロフィルa (μg/L)									

測定項目		測定地点名	木流川		笛川		境川	
		測定値	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n
生 活 環 境 項 目	pH	7.6	7.3 7.9		0/12	7.6	7.5 7.9	0/12
	DO (mg/L)	11	8.4 13		0/12	11	8.6 13	0/12
	BOD (mg/L)	1.2 (1.2)	<0.5 2.3		2/12	0.8 (0.7)	<0.5 1.7	3/12
	COD (mg/L)	2.4 (2.9)	1.1 4.7		/12	1.1 (1.4)	0.6 1.8	/12
	SS (mg/L)	5	<1 16		0/12	1	<1 3	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	20000	330 79000		5/6	5600	490 17000	6/6
	全窒素 (mg/L)	0.51	0.46 0.55		/4	0.43	0.35 0.54	/4
	全りん (mg/L)	0.044	0.018 0.071		/4	0.012	0.008 0.015	/4
	全亜鉛 (mg/L)							
	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)							
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003		0/4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1		0/4	<0.1	<0.1 <0.1	0/4
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005		0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02 <0.02		0/4	<0.02	<0.02 <0.02	0/4
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005		0/4	<0.005	<0.005 <0.005	0/4
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005		0/4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4
	アルキル水銀 (mg/L)							
	PCB (mg/L)							
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002		0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002		0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004 <0.0004		0/1	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	<0.01 <0.01		0/1	<0.01	<0.01 <0.01	0/1
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004		0/1	<0.004	<0.004 <0.004	0/1
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005		0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006		0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002		0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005		0/1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1
	1,3-ジクロロプロペーン (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002		0/1	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006		0/1	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003		0/1	<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002		0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001 <0.001		0/1	<0.001	<0.001 <0.001	0/1
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002		0/1	<0.002	<0.002 <0.002	0/1
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.35	0.28 0.48		0/4	0.38	0.29 0.53	0/4
特 殊 項 目	ふつ素 (mg/L)	<0.08	<0.08 <0.08		0/4	<0.08	<0.08 <0.08	0/4
	ほう素 (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1		0/1	<0.1	<0.1 <0.1	0/1
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005		0/1	<0.005	<0.005 <0.005	0/1
	銅 (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1		/2	<0.1	<0.1 <0.1	/2
	亜鉛 (mg/L)	0.001	0.001 0.002		/4	<0.001	<0.001 <0.001	/4
特 殊 項 目	鉄 (mg/L)	<1	<1 <1		/2	<1	<1 <1	/2
	クロム (mg/L)	<0.2	<0.2 <0.2		/2	<0.2	<0.2 <0.2	/2
特 殊 項 目	クロロフィルa (μg/L)							

測定項目	水域名	桂湖(境川ダム貯水池)			桂湖(境川ダム貯水池)			有峰湖(有峰ダム貯水池)			有峰湖(有峰ダム貯水池)		
	測定地点名	64. えん堤付近 A II			65. 湖中央 (A II)			66. えん堤付近 A II			67. 湖中央 (A II)		
	測定値	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n
生 活 環 境 項 目	pH	7.1	6.5 7.7	0/15	7.3	6.7 7.6	0/9	7.1	6.8 7.5	0/18	7.1	6.8 7.4	0/12
	DO (mg/L)	8.7	1.1 11	1/15	8.9	7.8 11	0/9	9.7	8.3 11	0/18	9.4	8.3 10	0/12
	BOD (mg/L)												
	COD (mg/L)	1.2 (1.6)	0.8 1.7	0/5	1.3 (1.5)	0.9 1.5	0/3	1.5 (1.6)	1.3 1.7	0/6	1.6 (1.8)	1.4 1.8	0/4
	SS (mg/L)	6 52	<1 9	4/15	4	<1 9	2/9	1	<1 1	0/18	1	<1 2	0/12
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	1300	6 4900	2/5	590	6 1700	1/3	48	0 170	0/6	41	4 79	0/4
	全窒素 (mg/L)	0.32	0.25 0.36	/5	0.31	0.26 0.35	/3	0.18	0.16 0.22	/6	0.19	0.17 0.22	/4
	全りん (mg/L)	0.005	<0.003 0.012	1/5	0.006	<0.003 0.012	1/3	0.004	<0.003 0.004	0/6	0.004	0.003 0.005	0/4
	全亜鉛 (mg/L)												
健 康 項 目	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)												
	カドミウム (mg/L)												
	全シアン (mg/L)												
	鉛 (mg/L)												
	六価クロム (mg/L)												
	砒素 (mg/L)												
	総水銀 (mg/L)												
	アルキル水銀 (mg/L)												
	PCB (mg/L)												
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002 <0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004 <0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01 <0.01	<0.01 <0.01	0/1				<0.01	<0.01 <0.01	0/1			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004 <0.004	<0.004 <0.004	0/1				<0.004	<0.004 <0.004	0/1			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005 <0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006 <0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005 <0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002 <0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
	チウラム (mg/L)												
	シマジン (mg/L)												
	チオベンカルブ (mg/L)												
	ベンゼン (mg/L)	<0.001 <0.001	<0.001 <0.001	0/1				<0.001	<0.001 <0.001	0/1			
	セレン (mg/L)												
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)												
特 殊 項 目	ふつ素 (mg/L)	<0.08 <0.08	<0.08 <0.08	0/1				<0.08	<0.08 <0.08	0/1			
	ほう素 (mg/L)	<0.1 <0.1	<0.1 <0.1	0/1				<0.1	<0.1 <0.1	0/1			
	1,4-ジオキサン (mg/L)												
	銅 (mg/L)												
	亜鉛 (mg/L)	0.003	0.002 0.004	/2				0.005	<0.001 0.008	/2			
	溶解性鉄 (mg/L)												
	クロム (mg/L)												
	クロロフィルa (μg/L)												

水域名		黒部湖(黒部ダム貯水池)			黒部湖(黒部ダム貯水池)			富山新港(富山新港)			富山新港(富山新港)		
測定地点名		68. えん堤付近 A II			69. 湖中央 (A II)			70. 新港1 B			71. 新港2 (B)		
測定項目		測定値 (75%値)	平均 最小値～ 最大値	m/n	測定値 (75%値)	平均 最小値～ 最大値	m/n	測定値 (75%値)	平均 最小値～ 最大値	m/n	測定値 (75%値)	平均 最小値～ 最大値	m/n
生 活 環 境 項 目	pH	6.8	6.6 7.1	0/18	6.8	6.5 7.0	0/12	8.3	8.1 8.3	0/12	8.3	8.2 8.3	0/4
	DO (mg/L)	9.4	8.1 11	0/18	9.5	8.7 10	0/12	8.4	6.8 10	0/12	9.1	7.6 10	0/4
	BOD (mg/L)												
	COD (mg/L)	1.5 (1.7)	1.2 1.9	0/6	1.6 (1.7)	1.2 2.1	0/4	2.0 (2.1)	1.1 2.6	0/12	2.3 (2.1)	1.9 3.1	1/4
	SS (mg/L)	3	<1 11	2/18	5	<1 13	4/12						
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	230	79 490	0/6	140	22 330	0/4						
	全窒素 (mg/L)	0.23	0.18 0.32	/6	0.19	0.15 0.25	/4	0.26	0.18 0.40	/12	0.30	0.24 0.36	/4
	全りん (mg/L)	0.008	<0.003 0.015	1/6	0.010	<0.003 0.016	1/4	0.041	0.030 0.075	/12	0.037	0.030 0.045	/4
	全亜鉛 (mg/L)												
健 康 項 目	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)							<0.5	<0.5 <0.5	0/12	<0.5	<0.5 <0.5	0/4
	カドミウム (mg/L)							<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/4			
	全シアン (mg/L)							<0.1	<0.1 <0.1	0/4			
	鉛 (mg/L)							<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
	六価クロム (mg/L)							<0.02	<0.02 <0.02	0/4			
	砒素 (mg/L)							<0.005	<0.005 <0.005	0/4			
	総水銀 (mg/L)							<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/4			
	アルキル水銀 (mg/L)												
	PCB (mg/L)												
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1				<0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	<0.01 <0.01	0/1				<0.01	<0.01 <0.01	0/1			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	0/1				<0.004	<0.004 <0.004	0/1			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1				<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
	チウラム (mg/L)							<0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
	シマジン (mg/L)							<0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1			
	チオベンカルブ (mg/L)							<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001 <0.001	0/1				<0.001	<0.001 <0.001	0/1			
	セレン (mg/L)							<0.002	<0.002 <0.002	0/1			
特 殊 項 目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)							0.18	<0.1 0.26	0/4			
	ふつ素 (mg/L)	0.15	0.15 0.15	0/1									
	ほう素 (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1	0/1									
	1,4-ジオキサン (mg/L)							<0.005	<0.005 <0.005	0/1			
	銅 (mg/L)							<0.1	<0.1 <0.1	/2			
	亜鉛 (mg/L)	0.003	0.002 0.004	/2				0.007	0.004 0.012	/4			
	溶解性鉄 (mg/L)							<1	<1 <1	/2			
	クロム (mg/L)							<0.2	<0.2 <0.2	/2			
	クロロフィルa (μg/L)												

測定項目	測定地点名	水域名			富山湾(その他富山湾海域)			富山湾(その他富山湾海域)			富山湾(その他富山湾海域)			富山湾(その他富山湾海域)			
		92. その他5 A			93. その他6 A			94. その他7 A			95. その他8 A						
		測定値 (75%値)	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	測定値 (75%値)	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	測定値 (75%値)	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n	測定値 (75%値)	平均 (75%値)	最小値～ 最大値	m/n
生 活 環 境 項 目	pH	8.3	8.1 8.4	1/12	8.3	8.2 8.3	0/12	8.3	8.2 8.4	1/12	8.3	8.1 8.4	1/12				
	DO (mg/L)	9.1	7.8 10	0/12	8.9	7.5 10	0/12	9.0	7.7 10	0/12	8.5	7.4 10	1/12				
	BOD (mg/L)																
	COD (mg/L)	1.7 (1.9)	0.9 2.8	2/12	1.6 (1.8)	1.0 2.9	2/12	1.6 (2.0)	1.0 2.7	3/12	1.4 (1.7)	0.9 2.2	1/12				
	SS (mg/L)																
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	130	33 240	0/4	250	33 790	0/4	140	8 490	0/4	51	11 79	0/4				
	全窒素 (mg/L)	0.21	0.12 0.33	/12	0.25	0.16 0.48	/12	0.23	0.15 0.33	/12	0.22	0.15 0.32	/12				
	全りん (mg/L)	0.009	0.005 0.014	/12	0.011	0.005 0.019	/12	0.010	0.005 0.017	/12	0.009	0.004 0.015	/12				
	全亜鉛 (mg/L)																
健 康 項 目	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)	<0.5	<0.5 <0.5	0/6	<0.5	<0.5 <0.5	0/6	<0.5	<0.5 <0.5	0/6	<0.5	<0.5 <0.5	0/6				
	カドミウム (mg/L)																
	全シアン (mg/L)																
	鉛 (mg/L)																
	六価クロム (mg/L)																
	砒素 (mg/L)																
	総水銀 (mg/L)																
	アルキル水銀 (mg/L)																
	PCB (mg/L)																
	ジクロロメタン (mg/L)					<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	四塩化炭素 (mg/L)					<0.0002 <0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002 <0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)					<0.0004 <0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1				<0.0004 <0.0004	<0.0004 <0.0004	0/1			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)					<0.01 <0.01	<0.01 <0.01	0/1				<0.01 <0.01	<0.01 <0.01	0/1			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)					<0.004 <0.004	<0.004 <0.004	0/1				<0.004 <0.004	<0.004 <0.004	0/1			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)					<0.0005 <0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005 <0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)					<0.0006 <0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1				<0.0006 <0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
	トリクロロエチレン (mg/L)					<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	テトラクロロエチレン (mg/L)					<0.0005 <0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1				<0.0005 <0.0005	<0.0005 <0.0005	0/1			
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)					<0.0002 <0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1				<0.0002 <0.0002	<0.0002 <0.0002	0/1			
	チウラム (mg/L)					<0.0006 <0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1				<0.0006 <0.0006	<0.0006 <0.0006	0/1			
	シマジン (mg/L)					<0.0003 <0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1				<0.0003 <0.0003	<0.0003 <0.0003	0/1			
	チオベンカルブ (mg/L)					<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	ベンゼン (mg/L)					<0.001 <0.001	<0.001 <0.001	0/1				<0.001 <0.001	<0.001 <0.001	0/1			
	セレン (mg/L)					<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1				<0.002 <0.002	<0.002 <0.002	0/1			
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)				0.12	<0.1 0.16	0/4				0.10	<0.1 0.11	0/4				
特 殊 項 目	ふつ素 (mg/L)																
	ほう素 (mg/L)																
	1,4-ジオキサン (mg/L)																
	銅 (mg/L)																
	亜鉛 (mg/L)					0.002	<0.001 0.003	/4			0.001	<0.001 0.002	/4				
	溶解性鉄 (mg/L)																
	クロム (mg/L)																
	クロロフィルa (μg/L)					6.0	1.6 18	/12			4.7	0.8 11	/12				

測定項目	測定地点名	水域名		富山湾(その他富山湾海域)		
		96. その他9 A			97. その他10 A	
		測定値 (75%値)	平均 最小値～ 最大値	m/n	平均 (75%値)	最小値～ 最大値
生 活 環 境 項 目	pH	8.3	8.1 8.4	1/12	8.3	8.1 8.3
	DO (mg/L)	8.5	6.9 10	2/12	8.4	7.0 10
	BOD (mg/L)					
	COD (mg/L)	1.3 (1.5)	0.9 1.8	0/12	1.1 (1.2)	0.8 1.7
	SS (mg/L)					
	大腸菌群数 (MPN / 100mL)	44	7 130	0/4	15	1 46
	全窒素 (mg/L)	0.16	0.11 0.22	/12	0.15	0.09 0.23
	全りん (mg/L)	0.008	0.004 0.011	/12	0.008	0.003 0.013
健 康 項 目	全亜鉛 (mg/L)					
	n-ヘキサン抽出物質(油分等) (mg/L)	<0.5	<0.5 <0.5	0/6	<0.5	<0.5 <0.5
	カドミウム (mg/L)					
	全シアン (mg/L)					
	鉛 (mg/L)					
	六価クロム (mg/L)					
	砒素 (mg/L)					
	総水銀 (mg/L)					
	アルキル水銀 (mg/L)					
	PCB (mg/L)					
	ジクロロメタン (mg/L)				<0.002 <0.002	0/1
	四塩化炭素 (mg/L)				<0.0002 <0.0002	0/1
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)				<0.0004 <0.0004	0/1
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)				<0.01 <0.01	0/1
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)				<0.004 <0.004	0/1
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)				<0.0005 <0.0005	0/1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)				<0.0006 <0.0006	0/1
	トリクロロエチレン (mg/L)				<0.002 <0.002	0/1
	テトラクロロエチレン (mg/L)				<0.0005 <0.0005	0/1
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)				<0.0002 <0.0002	0/1
	チウラム (mg/L)				<0.0006 <0.0006	0/1
	シマジン (mg/L)				<0.0003 <0.0003	0/1
	チオベンカルブ (mg/L)				<0.002 <0.002	0/1
	ベンゼン (mg/L)				<0.001 <0.001	0/1
	セレン (mg/L)				<0.002 <0.002	0/1
特 殊 項 目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)				<0.1 <0.1	0/4
	ふつ素 (mg/L)					
	ほう素 (mg/L)					
	1,4-ジオキサン (mg/L)					
	銅 (mg/L)					
特 殊 項 目	亜鉛 (mg/L)				<0.001 <0.001	/4
	溶解性鉄 (mg/L)					
	クロム (mg/L)					
	クロロフィルa (μg/L)			2.5	1.0 7.2	/12

(別表2)

測定項目	要監視項目							
	クロロホルム (mg/L)	フェノール (mg/L)	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	フェニトロチオン (mg/L)	イソプロチオラン (mg/L)	フェノブカルブ (mg/L)
水域名	測定地点名							
阿尾川	1.阿尾橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
余川川	2.間島橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
上庄川	3.北の橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
仏生寺川	4.八幡橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
湊川	5.中の橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	6.河口	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	7.城光寺橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
小矢部川	8.国条橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	10.地子木橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	11.新祖父川橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
千保川	12.福野橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
庄川	14.大門大橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	15.雄神橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	16.末端	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
内川	17.山王橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	18.西橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
下条川	19.稻積橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
新堀川	20.白石橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
神通川	23.萩浦橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	24.神通大橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	25.新国境橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
高原川	26.新猪谷橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
いたち川	28.四ツ屋橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
松川	29.桜橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
井田川	30.高田橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	31.落合橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
熊野川	32.八幡橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
富岩運河	33.萩浦小橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
岩瀬運河	35.岩瀬橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
常願寺川	37.今川橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	38.常願寺橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
白岩川	40.東西橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	41.泉正橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	42.流觀橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
柄津川	43.寺田橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	45.魚躬橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	46.落合橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
早月川	47.早月橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
角川	49.角川橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
鴨川	50.港橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
片貝川	52.落合橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	53.落合橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
黒瀬川	54.石田橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
高橋川	55.立野橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
吉田川	56.吉田橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
黒部川	57.下黒部橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
入川	58.末端	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
小川	59.赤川橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
	61.舟川橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
木流川	62.末端	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
笛川	63.笛川橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
境川	64.境橋	< 0.0006		< 0.004	< 0.006	< 0.02	< 0.0003	< 0.004
富山新港	富山新港海域	71.新港1	< 0.001					

(別表2)

測定項目		要監視項目						
水域名	測定地点名	トルエン	キシレン	ニッケル	モリブデン	アンチモン	全マンガン	ウラン
		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
阿尾川	1.阿尾橋	< 0.06	< 0.04	0.001	< 0.007	< 0.002	0.10	0.0002
余川川	2.間島橋	< 0.06	< 0.04	0.001	< 0.007	< 0.002	0.19	0.0006
上庄川	3.北の橋	< 0.06	< 0.04	0.001	< 0.007	< 0.002	0.10	0.0004
仏生寺川	4.八幡橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.03	0.0007
湊川	5.中の橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.11	0.0002
	6.河口	< 0.06	< 0.04	0.002	< 0.007	< 0.002	0.02	0.0005
小矢部川	7.城光寺橋	< 0.06	< 0.04	0.002	< 0.007	< 0.002	0.02	< 0.0002
	8.国条橋	< 0.06	< 0.04	0.001	< 0.007	< 0.002	0.02	< 0.0002
	10.地子木橋	< 0.06	< 0.04	0.006	< 0.007	< 0.002	0.02	< 0.0002
千保川	11.新祖父川橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
祖父川	12.福野橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.03	< 0.0002
庄川	14.大門大橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
	15.雄神橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.02	< 0.0002
	16.末端	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
内川	17.山王橋	< 0.06	< 0.04	0.005	0.024	< 0.002	0.09	0.0005
	18.西橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.03	< 0.0002
下条川	19.稻積橋	< 0.06	< 0.04	0.001	< 0.007	< 0.002	0.05	0.0005
新堀川	20.白石橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.03	0.0005
神通川	23.萩浦橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.03	< 0.0002
	24.神通大橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.02	< 0.0002
	25.新国境橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
	26.新猪谷橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	0.031	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
	28.四ツ屋橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
	29.桜橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
	30.高田橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.04	< 0.0002
	31.落合橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.03	< 0.0002
	32.八幡橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
富岩運河	33.萩浦小橋	< 0.06	< 0.04	0.002	0.011	< 0.002	0.02	0.0003
岩瀬運河	35.岩瀬橋	< 0.06	< 0.04	0.005	0.024	< 0.002	0.02	0.0003
常願寺川	37.今川橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.03	< 0.0002
	38.常願寺橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.02	< 0.0002
白岩川	40.東西橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.03	< 0.0002
	41.泉正橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
	42.流観橋	< 0.06	< 0.04	0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
	43.寺田橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
上市川	45.魚躬橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
中川	46.落合橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
早月川	47.早月橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
角川	49.角川橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
鴨川	50.港橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
片貝川	52.落合橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
	53.落合橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
黒瀬川	54.石田橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.02	< 0.0002
高橋川	55.立野橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.02	< 0.0002
吉田川	56.吉田橋	< 0.06	< 0.04	0.045	< 0.007	< 0.002	0.02	< 0.0002
黒部川	57.下黒部橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
入川	58.末端	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.14	< 0.0002
小川	59.赤川橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.08	< 0.0002
	61.舟川橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	0.12	< 0.0002
木流川	62.末端	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
笛川	63.笛川橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
境川	64.境橋	< 0.06	< 0.04	< 0.001	< 0.007	< 0.002	< 0.02	< 0.0002
富山新港	富山新港海域	71.新港1					0.02	

1 水質汚濁に係る環境基準

(1) 水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年環境庁告示第59号)

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

① 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

なお、人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて、別表3のとおり「要監視項目」として示されている。

② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準は、各公共用水域ごとに、施策の推進とあいまつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

なお、有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関する物質で、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準生活環境項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて、別表3のとおり「要監視項目」として示されている。

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年環境庁告示第10号)

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、すべての地下水につき、別表4の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。(ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)

(3) ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準 (平成11年環境庁告示第68号)

ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、次のとおりとする。

水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準は公共用水域及び地下水に適用する。

また、水底の底質の汚染に係る環境基準は公共用水域の水底の底質について適用する。

達成期間については、環境基準が達成されていない水域にあっては可及的速やかに達成されるよう努めることとする。環境基準が現に達成されている水域又は達成された水域にあっては、その維持に努めることとする。

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8 mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)（注(6)第三文を除く。） に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注 1 「付表」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）の告示の付表をいう。

2 環境基準値は、26年12月末時点の基準値である。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1 mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	50 MPN/100mL以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
A	水道2級・水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2 mg/L	25 mg/L	7.5 mg/L	1,000 MPN/100mL以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3 mg/L	25 mg/L	5 mg/L	5,000 MPN/100mL以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5 mg/L	50 mg/L	5 mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8 mg/L	100 mg/L	2 mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10 mg/L	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L	—
		8.5以下	以下		以上	

備考1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級・水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下
B	水産3級・工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　　〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　　〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 　　〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種、工業用水 農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

2 海域

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級・水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 ハ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 ハ 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 ハ 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

別表3 要監視項目及び指針値

(1) 人の健康の保護に関する要監視項目

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロルニトロフェン (C N P)	— ※
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/L 以下	ニッケル	— ※
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

※ クロルニトロフェンについては、平成6年3月15日付け、ニッケルについては、11年2月22日付け環境庁水質保全局長通知により、指針値が削除された。

(2) 生活環境の保全に関する要監視項目

項目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L 以下
		生物特A	0.006 mg/L 以下
		生物B	3 mg/L 以下
		生物特B	3 mg/L 以下
	海域	生物A	0.8 mg/L 以下
		生物特A	0.8 mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下
		生物B	0.08 mg/L 以下
		生物特B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物A	2 mg/L 以下
		生物特A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L 以下
		生物特A	1 mg/L 以下
		生物B	1 mg/L 以下
		生物特B	1 mg/L 以下
	海域	生物A	0.3 mg/L 以下
		生物特A	0.03 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L 以下
		生物特A	0.0007 mg/L 以下
		生物B	0.004 mg/L 以下
		生物特B	0.003 mg/L 以下
	海域	生物A	0.0009 mg/L 以下
		生物特A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.02 mg/L 以下
		生物B	0.02 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.1 mg/L 以下
		生物特A	0.1 mg/L 以下
2, 4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L 以下
		生物特A	0.003 mg/L 以下
		生物B	0.03 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下

別表4 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全 シ アン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六 億 ク ロ ム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
ひ 砒 素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総 水 銀	0.0005 mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロベン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シ マ ジ シ	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふ つ 素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注 1 「付表」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）の告示の付表をいう。

2 環境基準値は、26年12月末時点の基準値である。

2 環境基準の水域類型の指定

(1) 河川等

ア 一般項目

(ア) 小矢部川水域 (昭和 51 年 3 月 26 日告示、平成 22 年 4 月 1 日一部改正告示)

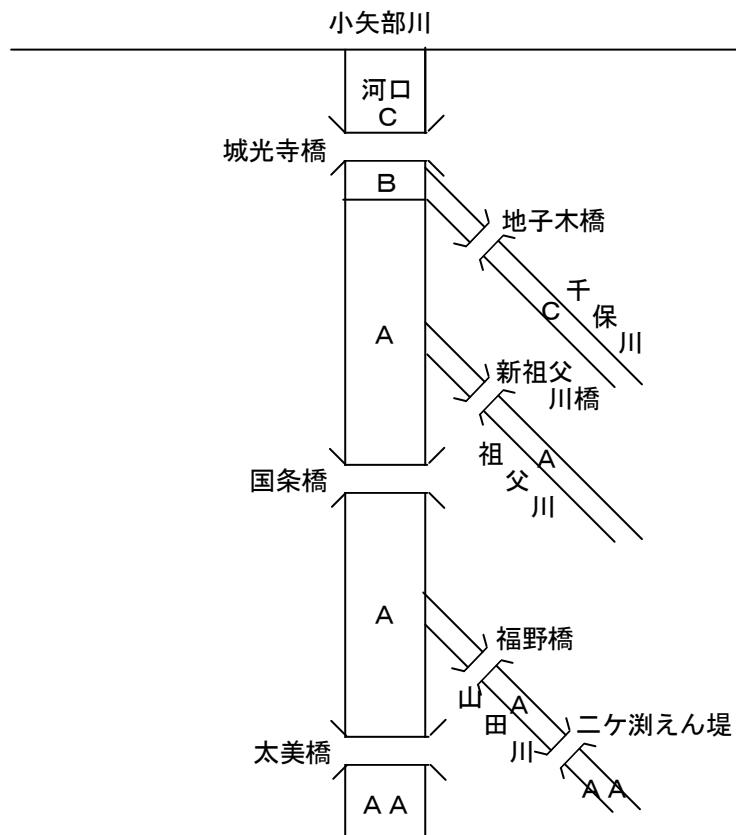
水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
小矢部川上流 (太美橋より上流)	AA	イ
山田川上流 (二ヶ渕 (上原地内) えん堤より上流)	AA	イ
山田川下流 (二ヶ渕 (上原地内) えん堤より下流)	A	イ
小矢部川中流 (太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
小矢部川下流 (甲) (千保川合流点から城光寺橋まで)	B	イ
小矢部川下流 (乙) (城光寺橋より下流)	C	イ
祖父川 (全域)	A	イ
千保川 (全域)	C	イ

注1 該当類型の欄中の「AA」、「A」、「B」、「C」及び「D」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 1 の (1) のアの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中の「イ」は「直ちに達成」を示す。

○環境基準の水域類型の略図 (小矢部川水域)

(地点名は環境基準点)



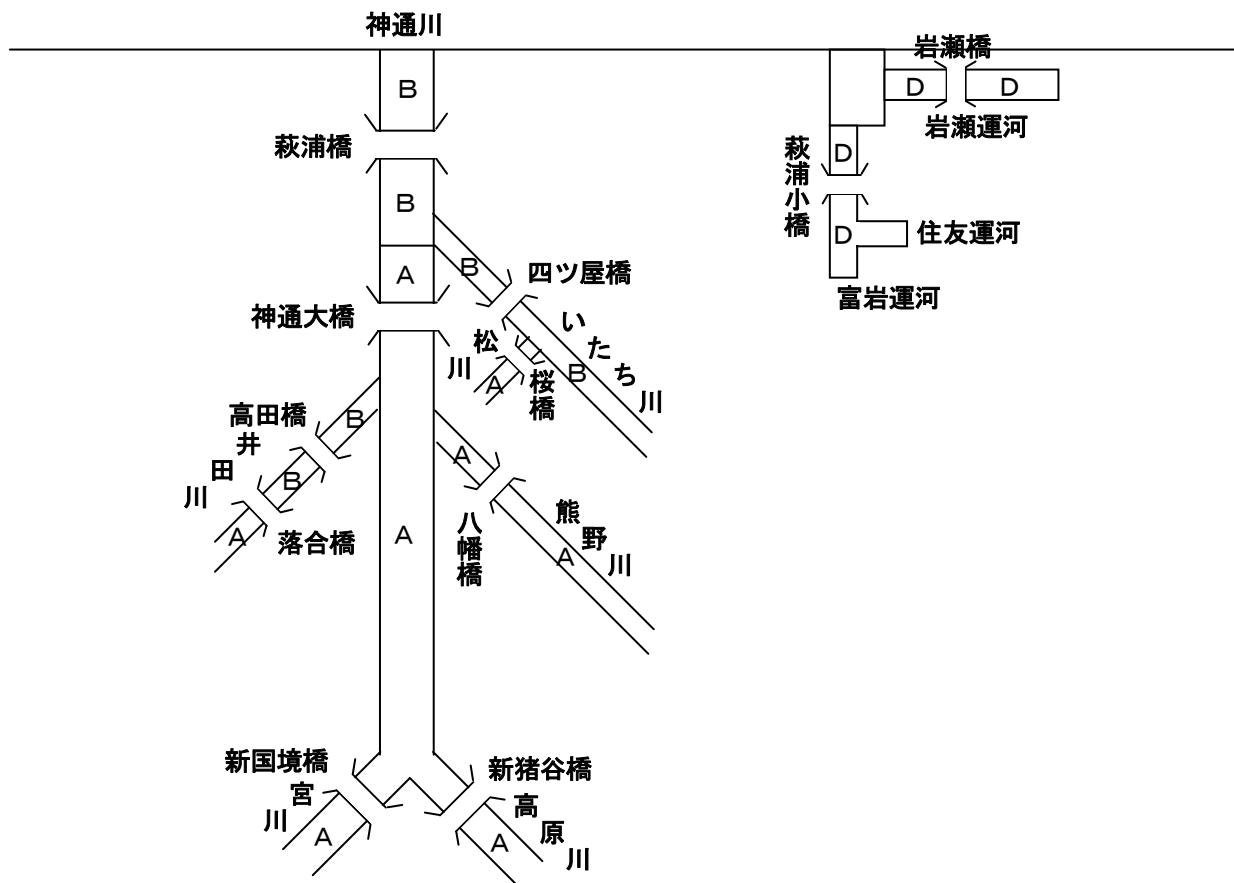
(イ) 神通川水域（昭和47年4月1日告示、松川については昭和57年1月14日告示、平成22年4月1日一部改正告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	B	イ
いたち川（全域）	B	イ
松川（全域）	A	イ
井田川上流（落合橋より上流）	A	イ
井田川下流（落合橋より下流）	B	イ
熊野川（全域）	A	イ
富岩運河、岩瀬運河及び住友運河	D	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図（神通川水域）

（地点名は環境基準点）



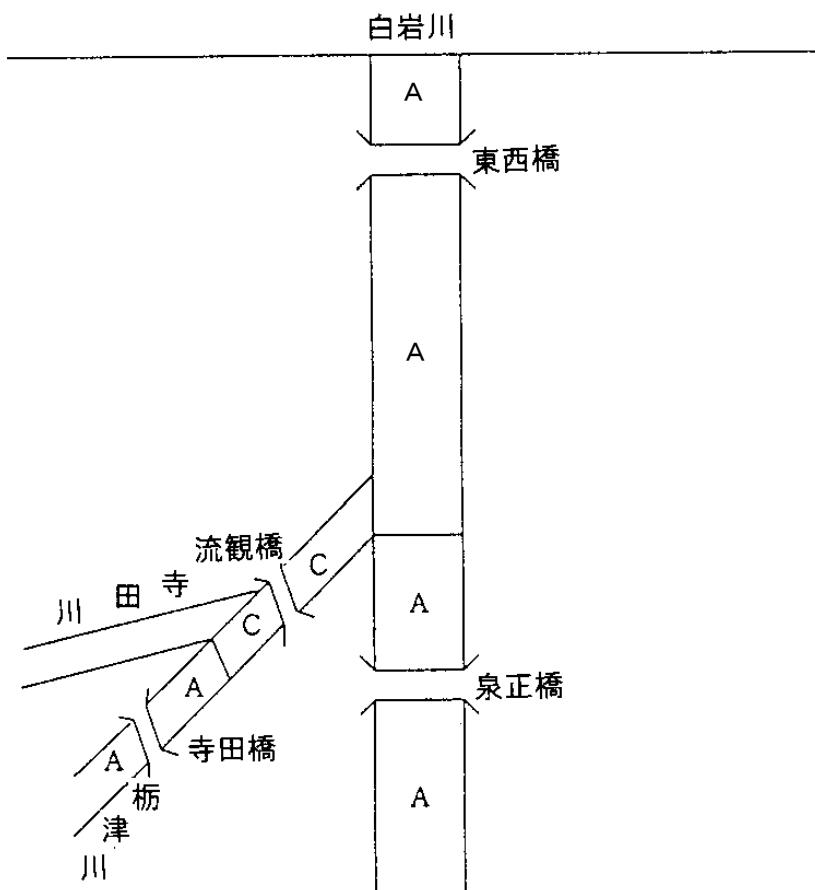
(ウ) 白岩川水域 (昭和47年6月30日告示、平成元年3月23日一部改正告示、平成22年4月1日一部改正告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
白岩川上流 (栃津川合流点より上流)	A	イ
白岩川下流 (栃津川合流点より下流)	A	イ
栃津川上流 (寺田川合流点より上流)	A	イ
栃津川下流 (寺田川合流点より下流)	C	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (白岩川水域)

(地点名は環境基準点)



(I) 庄川水域等（昭和48年9月28日告示、昭和58年7月7日一部改正告示、平成22年4月1日一部改正告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
庄川上流（雄神橋より上流）	AA	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	A	イ
和田川（全域）	A	イ
下条川（全域）	A	イ
新堀川（全域）	B	イ
内川（全域）	C	イ
富山新港海域（甲）（別記1の水域）	海域C	イ
富山新港海域（乙）（別記2の水域）	海域B	イ

注1 該当類型の欄中の「海域B」及び「海域C」は、昭和46年環境庁告示第59号別表2の2のアの表の類型を示す。

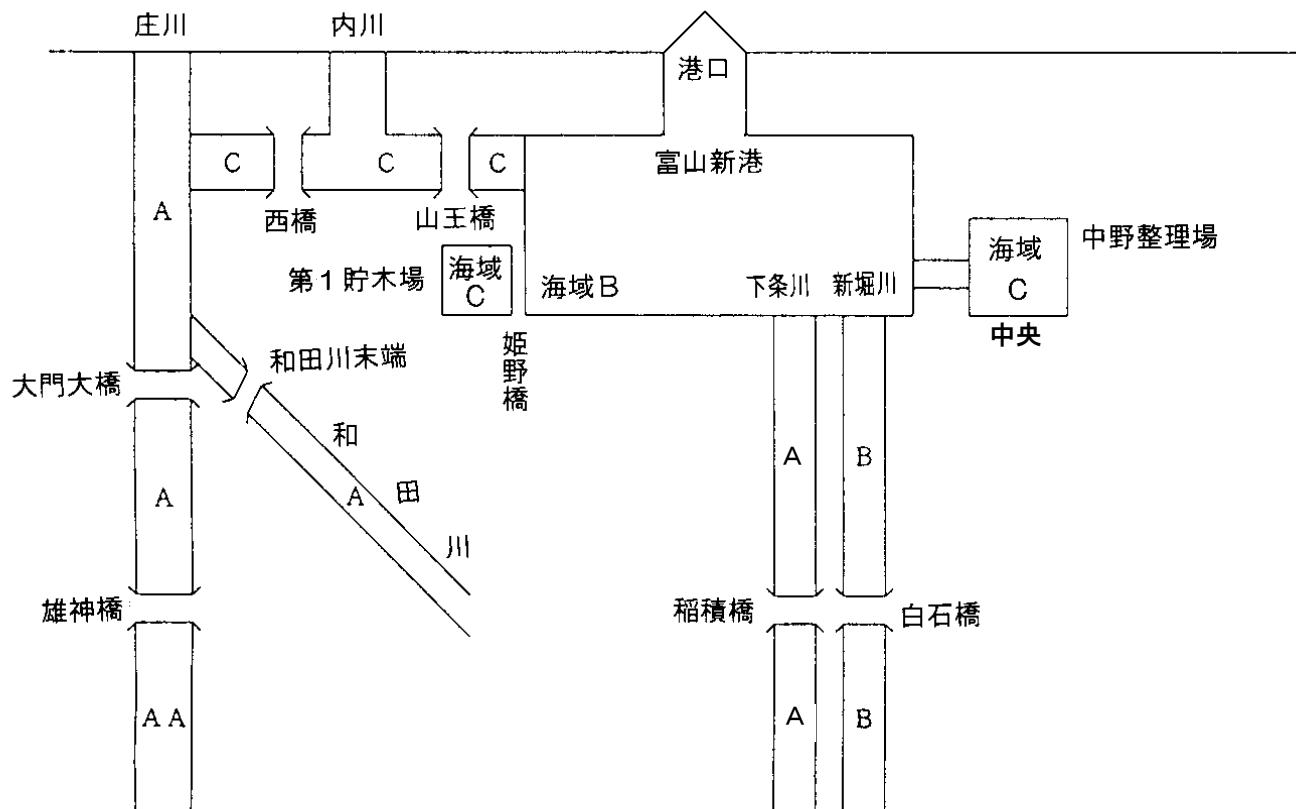
2 その他は、小矢部川水域の注と同じ。

(別記)

- 1 富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（以下「新港海域」という。）のうち第1貯木場及び中野整理場に係る海域（富山新港海域（甲））。
- 2 新港海域であって、富山新港海域（甲）に係る部分を除いたもの（富山新港海域（乙））。

○環境基準の水域類型の略図（庄川水域等）

（地点名は環境基準点）



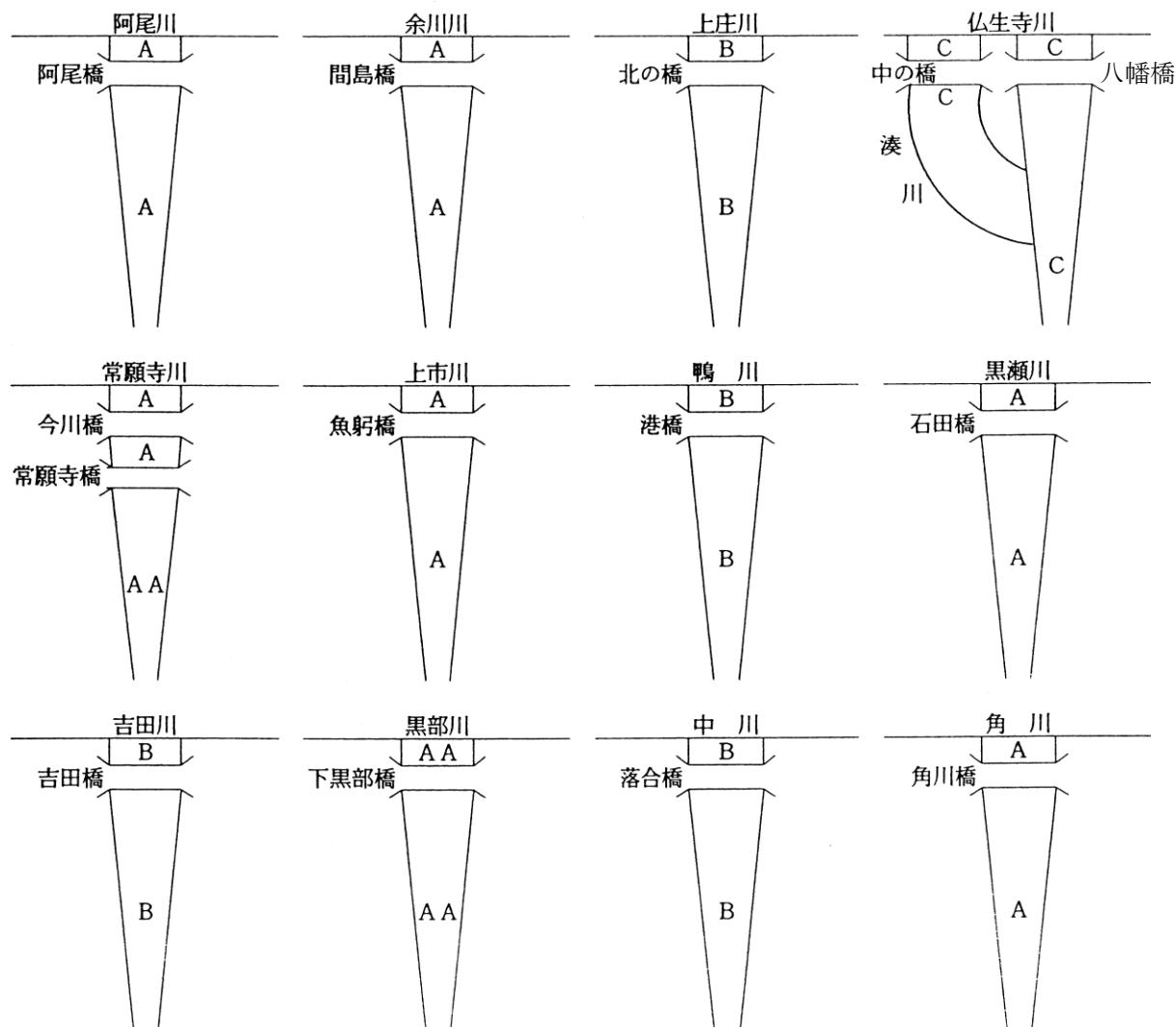
(才) 常願寺川水域等 (昭和49年12月18日告示、平成3年3月29日一部改正告示、平成22年4月1日一部改正告示、平成23年4月1日一部改正告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
常願寺川上流 (常願寺橋より上流)	AA	イ
常願寺川下流 (常願寺橋より下流)	A	イ
上市川 (全域)	A	イ
中川 (全域)	B	イ
角川 (全域)	A	イ
鴨川 (全域)	B	イ
阿尾川 (全域)	A	イ
余川川 (全域)	A	イ
上庄川 (全域)	B	イ
仏生寺川 (湊川を含む全域)	C	イ
黒瀬川 (全域)	A	イ
吉田川 (全域)	B	イ
黒部川 (黒部ダム貯水池 (黒部湖) を除く。)	AA	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (常願寺川水域等)

(地点名は環境基準点)



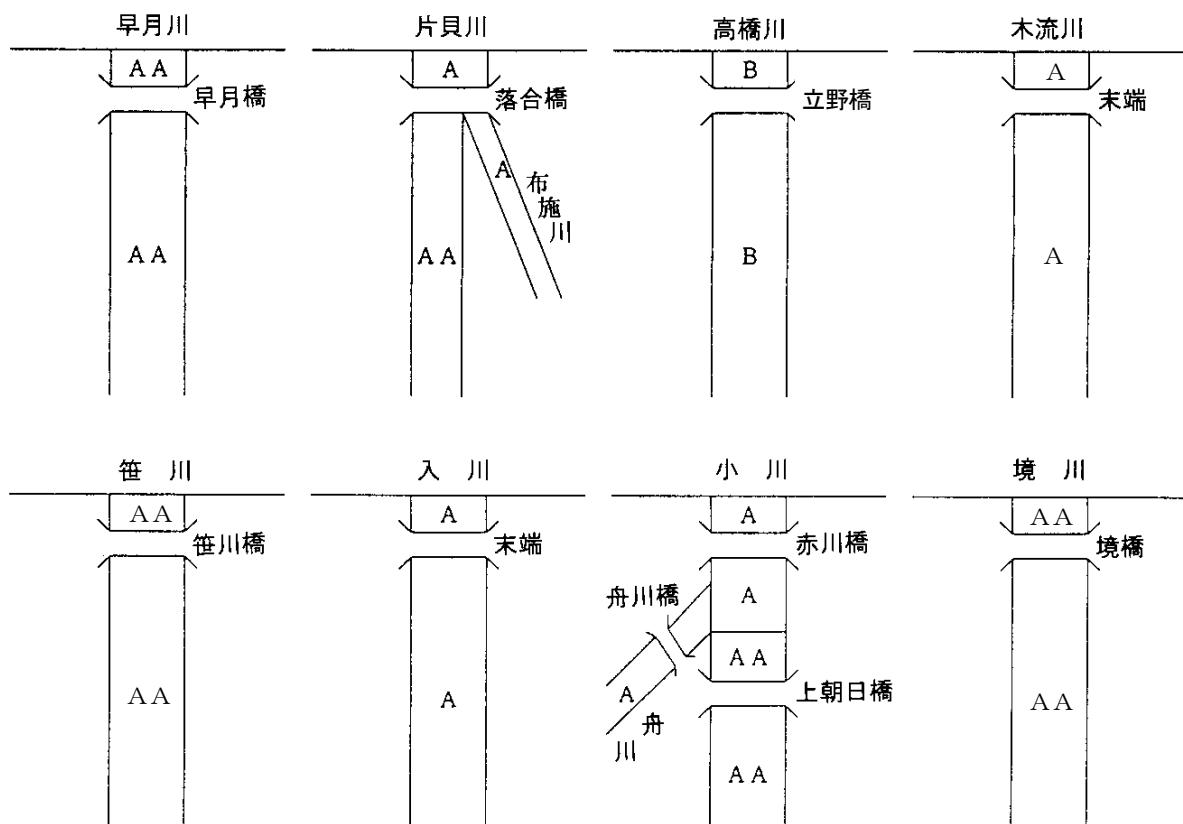
(カ) 早月川水域等 (昭和 51 年 3 月 26 日告示、平成 23 年 4 月 1 日一部改正告示)

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
早月川 (全域)	AA	イ
片貝川上流 (落合橋より上流)	AA	イ
片貝川下流 (落合橋より下流)	A	イ
布施川 (全域)	A	イ
高橋川 (全域)	B	イ
入川 (全域)	A	イ
小川上流 (舟川合流点より上流)	AA	イ
小川下流 (舟川合流点より下流)	A	イ
舟川 (全域)	A	イ
木流川 (全域)	A	イ
笛川 (全域)	AA	イ
境川 (全域)	AA	イ

注 小矢部川水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図 (早月川水域等)

(地点名は環境基準点)



イ 水生生物保全環境基準項目（平成 25 年 4 月 1 日告示、平成 26 年 4 月 1 日告示）

水 域	該当類型	達成期間
阿尾川（全域）	生物B	イ
余川川（全域）	生物B	イ
上庄川（全域）	生物B	イ
仏生寺川（湊川を含む全域）	生物B	イ
小矢部川上流（太美橋より上流）	生物A	イ
小矢部川中・下流（太美橋より下流）	生物B	イ
千保川（全域）	生物B	イ
祖父川（全域）	生物B	イ
山田川上流（二ヶ渕（上原地内）えん堤より上流）	生物A	イ
山田川下流（二ヶ渕（上原地内）えん堤より下流）	生物B	イ
庄川上流（雄神橋より上流）	生物A	イ
庄川下流（雄神橋より下流）	生物B	イ
和田川（全域）	生物B	イ
内川（全域）	生物B	イ
下条川（全域）	生物B	イ
新堀川（全域）	生物B	イ
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	生物A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	生物B	イ
いたち川（全域）	生物A	イ
松川（全域）	生物B	イ
井田川上流（落合橋より上流）	生物A	イ
井田川下流（落合橋より下流）	生物B	イ
熊野川（全域）	生物A	イ
常願寺川上流（常願寺橋より上流）	生物A	イ
常願寺川下流（常願寺橋より下流）	生物B	イ
白岩川上流（柄津川合流点より上流）	生物A	イ
白岩川下流（柄津川合流点より下流）	生物B	イ
柄津川上流（寺田川合流点より上流）	生物A	イ
柄津川下流（寺田川合流点より下流）	生物B	イ
上市川（全域）	生物B	イ
中川（全域）	生物A	イ
早月川（全域）	生物A	イ
角川（全域）	生物A	イ
鴨川（全域）	生物A	イ
片貝川（全域）	生物A	イ
布施川（全域）	生物A	イ
黒瀬川（全域）	生物A	イ
高橋川（全域）	生物A	イ
吉田川（全域）	生物A	イ
黒部川（全域）	生物A	イ
入川（全域）	生物A	イ
小川（全域）	生物A	イ
舟川（全域）	生物A	イ

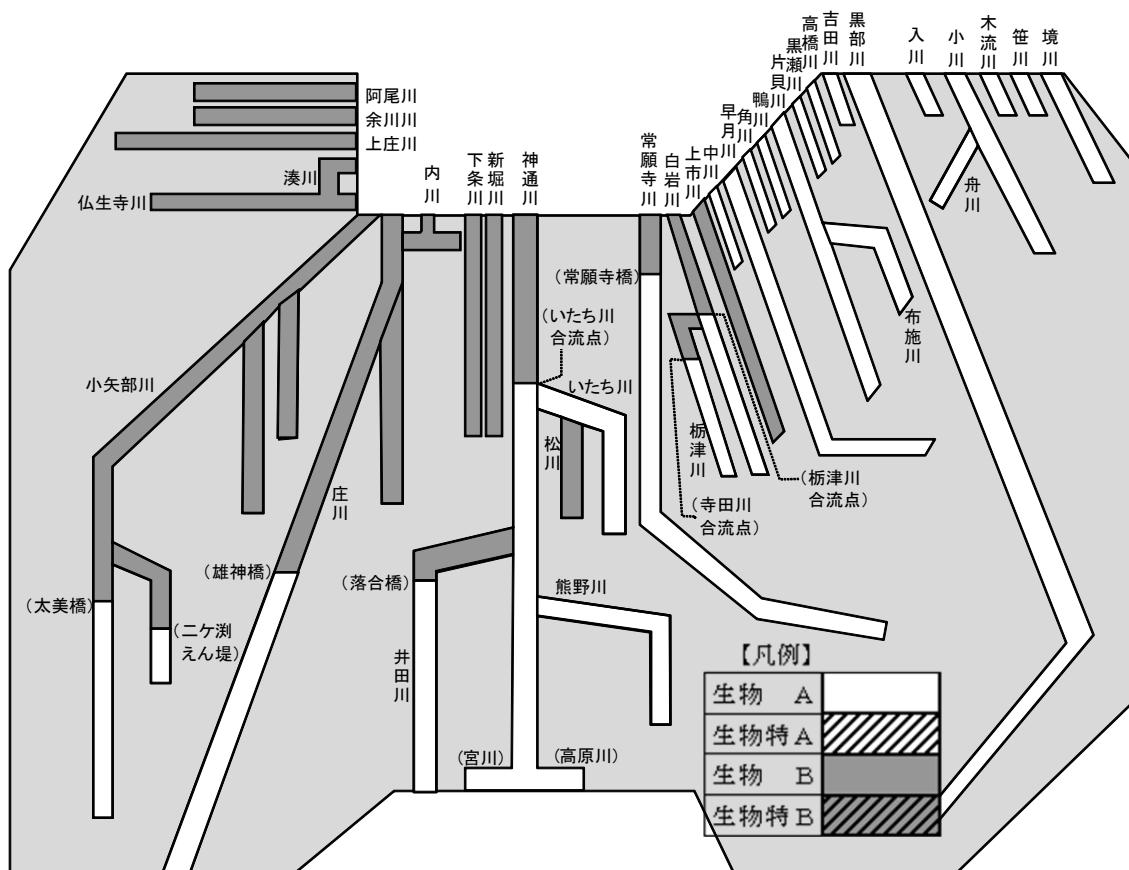
水 域	該当類型	達成期間
木流川（全域）	生物A	イ
笛川（全域）	生物A	イ
境川（全域）	生物A	イ

注1 該当類型の欄中の「生物A」、「生物B」は、昭和46年環境庁告示第59号別表2の1の(1)のイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

3 昭和46年環境庁告示第59号別表2の1の(1)のイの表の基準値のうち全亜鉛以外の項目の基準値は、当分の間適用しない。

○環境基準の水域類型の略図



(2) 湖沼

① 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域（平成元年3月23日告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
有峰ダム貯水池 (有峰湖)	A	イ	
	II	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注1 該当類型の欄中「A」及び「II」は環境庁告示別表2の1の(2)のア及びイの表の類型を示す。

2 達成期間の欄中「イ」は「直ちに達成」を示す。

② 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域（平成3年3月29日告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
黒部ダム貯水池 (黒部湖)	A	イ	
	II	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

③ 境川ダム貯水池（桂湖）水域（平成13年3月30日告示）

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
境川ダム貯水池 (桂湖)	A	イ	
	II	イ	ただし、全窒素については、当分の間適用しない。

注 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の注と同じ。

○環境基準の水域類型の略図



有峰ダム貯水池水域



黒部ダム貯水池水域



境川ダム貯水池水域

(3) 海域

① 富山湾海域 (昭和 51 年 3 月 26 日告示)

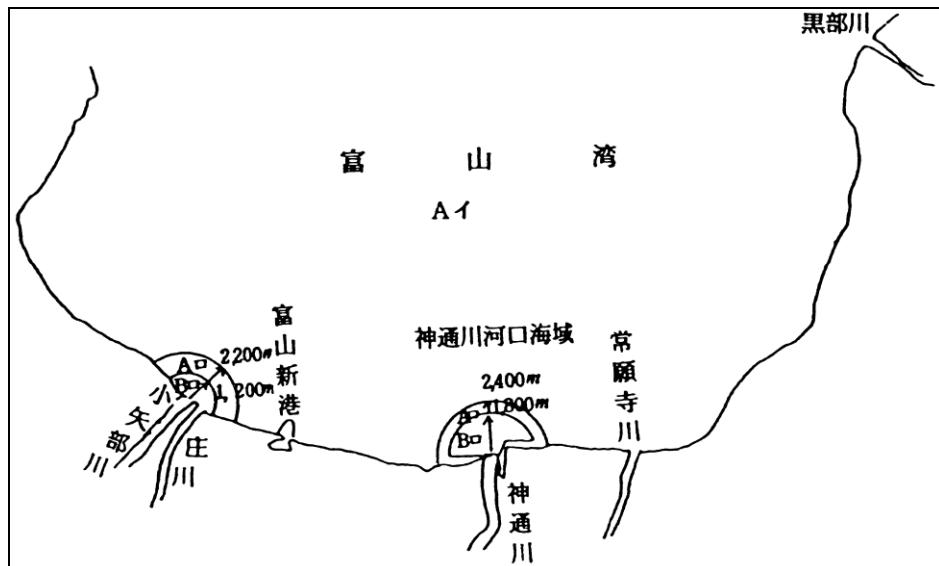
水 域		該当類型	達成期間
小矢部川河口海域(甲)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 1,200m の円弧及び陸岸により囲まれた海域	海域B	口
小矢部川河口海域(乙)	小矢部川河口の中央を中心とする半径 2,200m の円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、小矢部川河口海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域A	口
神通川河口海域(甲)	神通川河口の中央を中心とする半径 1,800m の円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東に向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域	海域B	口
神通川河口海域(乙)	神通川河口の中央を中心とする半径 2,400m の円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、神通川河口海域(甲)に係る部分を除いたもの	海域A	口
その他の富山湾海域	石川県と富山県の境界である陸岸の地点から富山県と新潟県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域であって、小矢部川河口海域(甲)、小矢部川河口海域(乙)、神通川河口海域(甲)、神通川河口海域(乙)並びに昭和 48 年富山県告示第 936 号において既に指定されている富山新港海域(甲)及び富山新港海域(乙)に係る部分を除いたもの	海域A	イ

注 1 該当類型の欄中の「海域A」及び「海域B」は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 2 の 2 のアの表の類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「口」は、5 年以内で可及的速やかに達成

○環境基準の水域類型の略図 (富山湾海域)



3 水質汚濁防止関係法令の概要

例 ④ 水質汚濁防止法

省 ⑤ 排水基準を定める省令

⑥ 水質汚濁防止法施行令

富山県公害防止条例

⑦ 水質汚濁防止法施行規則

富山県公害防止条例施行規則

法令名		規制対象工場	規制 物 質 及 び 項 目	
水質汚濁防止法	公用用水域	特定事業場 (特定施設を設置する工場又は事業場)	生活環境項目等 ②③	①水素イオン濃度 ②生物化学的酸素要求量 ③化学的酸素要求量 ④浮遊物質量 ⑤ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) ⑥ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) ⑦フェノール類含有量 ⑧銅含有量 ⑨亜鉛含有量 ⑩溶解性鉄含有量 ⑪溶解性マンガン含有量 ⑫クロム含有量 ⑬大腸菌群数 ⑭窒素含有量 ⑯燐含有量
		特定施設 ②③	有害物質 ②① ③	①カドミウム及びその化合物 ②シアノ化合物 ③有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタン及びEPNに限る。) ④鉛及びその化合物 ⑤六価クロム化合物 ⑥砒素及びその化合物 ⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ⑧ポリ塩化ビフェニル ⑨トリクロロエチレン ⑩テトラクロロエチレン ⑪ジクロロメタン ⑫四塩化炭素 ⑬1,2-ジクロロエタン ⑭1,1-ジクロロエチレン ⑮1,2-ジクロロエチレン ⑯1,1,1-トリクロロエタン ⑰1,1,2-トリクロロエタン ⑱1,3-ジクロロプロペン ⑲チウラム ⑳シマジン ㉑チオベンカルブ ㉒ベンゼン ㉓セレン及びその化合物 ㉔ほう素及びその化合物 ㉕ふっ素及びその化合物 ㉖アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ㉗塩化ビニルモノマー ㉘1,4-ジオキサン
		指定事業場 (指定施設を設置する工場又は事業場)	指定物質 ②④ ③の3	別記
		指定施設 ②④	油 ②⑤ ③の4	①原油 ②重油 ③潤滑油 ④軽油 ⑤灯油 ⑥揮発油 ⑦動植物油
		貯油事業場等 (貯油施設等を設置する工場又は事業場)		
	地下水	貯油施設等 ②⑤、③の5		
富山県公害防止条例	地下水	有害物質使用特定事業場 (有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場)	有害物質	法に定める物質 (①～㉙)
		有害物質使用特定施設 ②⑧		
		指定事業場 指定施設 ②④	指定物質	別記
	地 下 浸 透 未 然 防 止	貯油事業場等 貯油施設等 ②⑤、③の5	油	法に定める油 (①～⑦)
上乗せ条例	上乗せ 3 条例 ③	有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場 有害物質使用特定施設 ②⑤③	有害物質	法に定める物質 (①～㉙)
		有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場 有害物質貯蔵指定施設 ②⑤③、③の4		
富山県公害防止条例	公用用水域	特定事業場 (汚水又は廃液に係る特定施設を設置する工場又は事業場) ④ ⑤	有害物質 生活環境項目等	法に定める物質のうち①、②及び⑥ 法に定める項目のうち②、③、④、⑥、⑦及び⑧
	地下水	水質関係有害物質使用特定事業場 ⑤	水質関係有害物質 ⑤ ⑥の2	法に定める有害物質のうち①～㉙ 法に定める項目のうち①～⑬ 及び弗素含有量 法に定める物質のうち①～㉙

条項号
: : :
㊂ 1 ② ③

基準・規則	届出等	行政措置	その他
一般基準 ㊂ 3 ①② ㊂ 1 附則	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造等の変更届 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑤承継届 ⑥事故時の措置	①計画変更命令等 ②改善、一時停止命令 ③事故時の措置命令 ④緊急時の措置命令 ⑤罰則	排出水の汚染状態の測定・記録・保存義務 ㊂ 14① ㊂ 9
排出制限 ㊂ 12①		㊂ 30, 31, 32, 33, 34, 35	
	事故時の措置 ㊂ 14の 2 ②	①事故時の措置命令 ②罰則	㊂ 14の 2 ④ ㊂ 31
	事故時の措置 ㊂ 14の 2 ③	①事故時の措置命令 ②罰則	㊂ 14の 2 ④ ㊂ 31
特定地下浸透基準 ㊂ 6 の 2	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造の変更届 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑤承継届 ⑥事故時の措置	①計画変更命令等 ②改善、一時停止命令 ③事故時の措置命令 ④地下水の水質の浄化に係る措置命令 ⑤罰則	特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録・保存義務 ㊂ 14① ㊂ 9
浸透制限 ㊂ 12の 3	㊂ 10 ㊂ 11③ ㊂ 14の 2 ①	㊂ 14の 3 ㊂ 30, 31, 32, 33, 34, 35	
	事故時の措置 ㊂ 14の 2 ②	①事故時の措置命令 ②罰則	㊂ 14の 2 ④ ㊂ 31
	事故時の措置 ㊂ 14の 2 ③	①事故時の措置命令 ②罰則	㊂ 14の 2 ④ ㊂ 31
構造、設備及び使用の方法に関する基準 ㊂ 12の 4 ㊂ 8の 2～8の 7	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造の変更届 ④氏名等の変更届及び使用廃止届 ⑤承継届 ⑥事故時の措置	①計画変更命令等 ②改善、一時停止命令 ③事故時の措置命令 ④地下水の水質の浄化に係る措置命令 ⑤罰則	構造、設備、使用の方法の定期点検、記録、保存義務 ㊂ 14⑤ ㊂ 9の 2 の 2
法の基準にかえて、県内全公共用水域を対象に適用			

法の基準にかえて、県内の各河川ごとに設定

一般基準 排出制限 図 8 圖 3 圖 15の 4	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造等の変更届 ④使用開始の報告 ⑤氏名等の変更及び使用廃止届 ⑥承継届 ⑦改善措置報告	図 9 ①, ③ 図 10 図 11① 図 13の 2 図 14 図 15③ 図 17	①計画変更命令 ②改善命令等 ③事故時の措置命令 ④緊急措置要請 ⑤罰則	図 12① 図 16③ 図 18の 2 ② 図 19 図 28, 28の 2, 28の 3, 29, 32	①測定義務 図 18 図 10 ②事故時の措置 図 18の 2 ①
(地下浸透基準) 図 8 図 3 浸透制限 図 15の 5	①施設設置届 ②施設使用届 ③構造等の変更届 ④使用開始の報告 ⑤氏名等の変更及び使用廃止届 ⑥承継届 ⑦改善措置報告	図 9 ①, ③ 図 10 図 11① 図 13の 2 図 14 図 15③ 図 17	①計画変更命令等 ②改善命令等 ③事故時の措置命令 ④罰則	図 12① 図 16③ 図 18の 2 ② 図 28, 28の 2, 29, 32	

指定物質

- ①ホルムアルデヒド
- ②ヒドラジン
- ③ヒドロキシルアミン
- ④過酸化水素
- ⑤塩化水素
- ⑥水酸化ナトリウム
- ⑦アクリロニトリル
- ⑧水酸化カリウム
- ⑨アクリルアミド
- ⑩アクリル酸
- ⑪次亜塩素酸ナトリウム
- ⑫二硫化炭素
- ⑬酢酸エチル
- ⑭メチル-tert-ブチルエーテル（別名MTBE）
- ⑮硫酸
- ⑯ホスゲン
- ⑰1・2-ジクロロプロパン
- ⑱クロルスルホン酸
- ⑲塩化チオニル
- ⑳クロロホルム
- ㉑硫酸ジメチル
- ㉒クロルピクリン
- ㉓りん酸ジメチル=2・2-ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はDDVP）
- ㉔ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
- ㉕トルエン
- ㉖エピクロロヒドリン
- ㉗スチレン
- ㉘キシレン
- ㉙p-ジクロロベンゼン
- ㉚N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
- ㉛3・5-ジクロロ-N-(1・1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）
- ㉜テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
- ㉝チオりん酸 0・0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)（別名フェニトロチオン又はMEP）
- ㉞チオりん酸 S-ベンジル-0・0-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
- ㉟1・3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
- ㉟チオりん酸 0・0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)（別名ダイアジノン）
- ㉟チオりん酸 0・0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)（別名イソキサチオン）
- ㉟4-ニトロフェニル-2・4・6-トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP）
- ㉟チオりん酸 0・0-ジエチル-0-(3・5・6-トリクロロ-2-ピリジル)（別名クロルピリホス）
- ㉟フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
- ㉟エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
- ㉟1・2・4・5・6・7・8・8-オクタクロロ-2・3・3a・4・7・7a-ヘキサヒドロ-4・7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
- ㉟臭素
- ㉟アルミニウム及びその化合物
- ㉟ニッケル及びその化合物
- ㉟モリブデン及びその化合物
- ㉟アンチモン及びその化合物
- ㉟塩素酸及びその塩
- ㉟臭素酸及びその塩
- ㉟クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
- ㉟マンガン及びその化合物
- ㉟鉄及びその化合物
- ㉟銅及びその化合物
- ㉟亜鉛及びその化合物
- ㉟フェノール類及びその塩類
- ㉟1・3・5・7-テトラアザトリシクロ[3・3・1・1]^{3・7}デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）

4 水質汚濁防止法に基づく届出について

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	時期	届出を怠った場合等の罰則	届出者	提出部数
①特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置届 (法第5条)	工場等に特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を新たに設置しようとする場合	様式第1	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の工事着手予定日の60日前まで	届出をしなかつたり、虚偽の届出をした場合 3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (法第32条)	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等から公共用海域に水を排出する者 ・工場等から地下へ水を浸透させる者 ・前述以外で有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者 	正副 2部
②特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用届 (法第6条)	施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった際、既にその施設を設置している場合	様式第1	施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった日から30日以内	同上 30万円以下の罰金 (法第33条)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を設置している者 ・特定地下浸透水を浸透させる者 	
③特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更届 (法第7条)	①又は②の届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用方法、処理の方法、排出水の汚染状態及び量等を変更しようとする場合	様式第1	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等変更の着手予定日の60日前まで	同上 3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (法第32条)	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の届出をした者 	
④氏名等 (氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名)の変更届 (法第10条)	①又は②の届出に係る氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名に変更があった場合	様式第5	変更した日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第35条)	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の届出をした者 	
⑤特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用廃止届 (法第10条)	①又は②の届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止した場合	様式第6	廃止した日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第35条)	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の届出をした者 	
⑥承継届 (法第11条)	①又は②の届出者の地位を継承した場合(譲受、借受、相続、合併によるもの)	様式第7	承継があった日から30日以内	同上 10万円以下の過料 (法第35条)	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の届出者の地位を継承した者 	

備考 1 届出書は、県環境保全課（富山市以外の工場等）又は富山市環境保全課（富山市内の工場等）に提出するものとする。

2 届出書の用紙は、県環境保全課又は富山市環境保全課に備えつけてあるほか、ホームページ「eとやま.net」からダウンロードすることができる。

◎ 水質汚濁防止法に基づく特定施設

平成 24 年 9 月 26 日現在

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 抗水中和沈でん施設 ニ 挖削用の泥水分離施設
- 1 の 2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 47 年 10 月 1 日追加）
イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設
ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設
ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設
ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設
ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設
ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設
ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18 の 2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 57 年 1 月 1 日追加）
イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
- 18 の 3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 57 年 1 月 1 日追加）
イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設

- 19 紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設
 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう
 ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設（昭和49年12月1日追加）
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
- 21 化学纖維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練纖維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー（昭和57年1月1日追加）
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設（昭和57年1月1日追加）
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和57年1月1日追加）
 イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設
 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設
 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式纖維板成型施設
 ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和57年1月1日追加）
 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設
 ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設
 ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 湿式アセチレンガス発生施設
 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設

- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器
ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設
ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設
ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設
ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
- 38 の 2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ 洗浄施設 ロ 抽出施設

- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設
 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設
 ニ 挿発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設（昭和57年1月1日追加）
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設（昭和57年1月1日追加）
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設
 ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
- 59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設
 ニ 燃入れ施設 ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 燃入れ施設
 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるものの
 イ 燃入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設

- 63 の 2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設（昭和 57 年 1 月 1 日追加）
- 63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（平成 13 年 7 月 1 日追加）
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64 の 2 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 51 年 6 月 1 日追加）
イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めつき施設
- 66 の 2 エチレンオキサイド又は 1, 4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
(平成 24 年 5 月 25 日追加)
- 66 の 3 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭和 49 年 12 月 1 日追加）
イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
- 66 の 4 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 66 の 5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 66 の 6 飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 66 の 7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 66 の 8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1, 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（昭和 63 年 10 月 1 日追加）
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68 の 2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（昭和 54 年 5 月 10 日追加）
イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69 の 2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）（昭和 51 年 6 月 1 日追加）
イ 卸売場 ロ 仲卸売場
- 69 の 3 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1, 000 平方メートル未満の事業場に係るものに除く。）（昭和 57 年 7 月 1 日追加）
イ 卸売場 ロ 仲卸売場
- 70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
- 70 の 2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（昭和 57 年 1 月 1 日追加）

71 自動式車両洗浄施設

71 の 2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるるもの（昭和 49 年 12 月 1 日追加）

イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設

71 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設（昭和 54 年 5 月 10 日追加）

71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（昭和 57 年 1 月 1 日追加）

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設（平成 10 年 6 月 17 日追加）

71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（平成 3 年 10 月 1 日及び平 12 年 3 月 1 日追加）

71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（平成 3 年 10 月 1 日及び平 12 年 3 月 1 日追加）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

（注）水質汚濁防止法施行規則

第 1 条の 2 令別表第 1 第 71 号の 2 の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- (1) 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- (2) 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- (3) 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。）
- (4) 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- (5) 保健所
- (6) 検疫所
- (7) 動物検疫所
- (8) 植物防疫所
- (9) 家畜保健衛生所
- (10) 検査業に属する事業場
- (11) 商品検査業に属する事業場
- (12) 臨床検査業に属する事業場
- (13) 犯罪鑑識施設

富山県公害防止条例に基づく特定施設（水質関係）

施 設 の 種 類		
項	用 途	施 設 の 名 称
1	農産保存食料品製造業の用に供するもの	浸せき施設
2	納豆製造業の用に供するもの	蒸煮施設
3	繊維工業の用に供するもの	(1) のり付施設 (2) ゴム引き施設
4	造作材、合板、建築用組立材料又は家具製造業の用に供するもの	(1) のり付施設（合板製造業の用に供する接着機洗浄施設を除く。） (2) 薬品等調合施設 (3) 塗装水洗ブース施設
5	加工紙、紙製品又は紙製容器製造業の用に供するもの	のり付施設
6	出版、印刷、同関連産業の用に供するもの	(1) 印刷版洗浄研磨施設 (2) 現像施設（新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設及び自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設を除く。）
7	化学工業の用に供するもの	(1) 反応施設 (2) 脱水施設 (3) 分離施設 (4) 精製施設 (5) 混合施設 (6) 廃ガス洗浄施設
8	舗装材料製造業の用に供するもの	アスファルトプラント
9	ゴム製品製造業の用に供するもの	(1) ゴム表面酸洗施設 (2) ゴム加硫施設（自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設を除く。） (3) 混練ロール施設
10	建設用粘土製品製造業の用に供するもの	(1) 成型加工施設 (2) 混和施設 (3) 調合施設
11	研磨材、同製品製造業の用に供するもの	(1) 洗浄施設 (2) 混合施設

施 設 の 種 類		
項	用 途	施 設 の 名 称
12	石工品製造業の用に供するもの	(1) 湿式研磨施設 (2) 成型加工施設
13	石膏製品製造業の用に供するもの	湿式集じん施設
14	非鉄金属製造業の用に供するもの	(1) 反応施設（還元槽を除く。） (2) 脱水施設 (3) 分離施設
15	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供するもの	(1) 溶剤又は洗剤洗浄施設 (2) 塗装水洗ブース施設 (3) 湿式集じん施設
16	染色機械用スクリーン製造業の用に供するもの	スクリーン定着洗浄施設
17	がん具、運動競技用具製造業の用に供するもの	のり付施設
18	プラスチック製品製造業の用に供するもの	(1) 油圧による成型施設 (2) 塗装水洗ブース施設
19	マッチ製造業の用に供するもの	原料回収施設
20	飲食料品小売業又は集団給食の用に供するもの（1日の通常の排水量が50立方メートル以上のものに限る。）ただし、次に掲げる事業場に係るものと除く。 (1) 弁当仕出屋にあっては、業務の用に供する部分の総床面積が360平方メートル以上である事業場 (2) 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）にあっては、業務の用に供する部分の総床面積が500平方メートル以上である事業場	給食用調理施設
21	動物の飼養の用に供するもの（牛に係るものにあっては牛房の総面積が200平方メートル未満であり、かつ、5頭以上の飼養の用に供するもの、豚（生後2箇月未満のものを除く。）に係るものにあっては豚房の総面積が50平方メートル未満であり、かつ、50頭（はん殖豚にあっては5頭）以上の飼養の用に供するもの、鶏（30日未満のひなを除く。）に係るものにあっては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。）	(1) 飼養施設 (2) 飼料調理施設（加熱するものに限る。） (3) ふん尿処理施設
22	獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場等に供給するもの	原料貯蔵施設

5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

(1) 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアノ化合物	1 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L

有害物質の種類	許容限度
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベニゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

- 備考 1 アルキル水銀の「検出されないこと。」とは、0.0005 mg/L未満をいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。
- 4 別表1に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成29年11月30日まで（金属鉱業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）に属する工場・事業場にあっては、28年11月30日まで）は同表のとおりとする。
- 5 別表2に掲げる有害物質の種類ごとに同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、28年6月30日までは同表のとおりとする。
- 6 別表3に掲げる有害物質の種類ごとに同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、27年5月24日（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場は、平成26年5月24日）までは同表のとおりとする。

別表1

有害物質の種類	業 種	許容限度 (mg/L)
カドミウム及びその化合物 (単位 カドミウムの量について、 mg/L)	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09
	非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.1

備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認すること。

別表2

有害物質の種類	業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度 (mg/L)
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量について、 mg/L)	電気めつき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	50
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100
	粘土瓦製造業（うわ薬瓦を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	120
	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	140
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認すること。

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
ふつ素及びその化合物 (単位 ふつ素の量に関して、 mg/L)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	電気めつき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30	
	電気めつき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、 mg/L)	下水道業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	150
	酸化コバルト製造業	160
	電気めつき業	300
	畜産農業	700
	ジルコニウム化合物製造業	
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1,700
	貴金属製造・再生業	3,000

備考

中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量
(単位 : m³/日)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 : m³/日)

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認すること。

別表3

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度(mg/L)
1,4-ジオキサン (単位 mg/L)	感光性樹脂製造業	200
	エチレンオキサイド製造業	10
	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテレフタレート製造業	2
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	25
備考		
1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。		
2 中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が0.5を超えることをいう。 $\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> この式において、C_i、Q_i 及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 C_i 下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の1,4-ジオキサンによる汚染状態の通常の値 Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量（単位：m³/日） Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位：m³/日） </div>		

(2) その他の項目（生活環境項目）

項 目	水素イオン濃度 (p H)		生物化学的 酸素要求量 (B O D)	化学的酸素 要 求 量 (C O D)	浮遊物質量 (S S)	ノルマルヘキサン抽出物質		フェノール 類
	鉱油類	動植物 油脂類						
許容限度	海域以外 河川・湖沼 (水素指数) 5.8～8.6	海 域 (水素指数) 5.0～9.0	mg/L 160 (日間平均 120)	mg/L 160 (日間平均 120)	mg/L 200 (日間平均 150)	mg/L 5	mg/L 30	mg/L 5

項 目	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性 マンガン	クロム	大腸菌群数	窒素	りん 燐
許容限度	mg/L 3	mg/L 2	mg/L 10	mg/L 10	mg/L 2	個/cm ³ 日間平均 3,000	mg/L 120 (日間平均 60)	mg/L 16 (日間平均 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際（昭和49年12月1日）現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素及び燐含有量についての排水基準は、窒素及び燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7 別表に掲げる項目につき同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成28年12月10日までは同表のとおりとする。

・環境大臣が定める湖沼（富山県分）

項目	湖沼名
窒素	なし
りん 燐	五位ダム、桑ノ院ダム、布施川ダム、子撫川ダム、有峰ダム（有峰湖）、熊野川ダム、祐延ダム、黒部ダム（黒部湖）、上市川第二ダム、上市川ダム、白岩川ダム、朝日小川ダム、室牧ダム、藤ヶ池、桜ヶ池、城端ダム、境川ダム（桂湖）、利賀川ダム、臼中ダム、刀利ダム、久婦須川ダム

・環境大臣が定める海域（富山県分）…………該当なし。

別表

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	金属鉱業 電気めっき業 下水道業（上記業種に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する事業場をいう。備考第2項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れるものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	5

備考

- 1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に注欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。
- 2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値（単位：mg/L）

Q_i 当該下水道に排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位： m^3 /日）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位： m^3 /日）

6 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(1) シアン化合物並びにひ素、カドミウム及びその化合物に係る排水基準（別表1）

(1)-1 従来の基準

- ・シアン化合物並びにひ素及びその化合物

公布日 昭和47年10月16日

施行日 昭和48年1月1日

適用日 昭和48年1月1日

- ・カドミウム及びその化合物

公布日 昭和48年9月29日

施行日 昭和49年3月1日

適用日 昭和49年3月1日

(1)-2 一部改正基準

- ・ひ素及びその化合物

公布日 平成6年7月1日

施行日 平成6年7月1日

適用日 平成6年7月1日

- ・カドミウム及びその化合物

公布日 平成26年12月17日

施行日 平成26年12月17日

適用日 平成26年12月17日

(2) 小矢部川水域に係る排水基準（別表2）

(2)-1 従来の基準

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和46年10月1日

施行日 昭和46年12月1日

適用日 昭和46年12月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年12月21日

施行日 昭和48年6月24日

適用日 昭和48年6月24日

(2)-2 一部改正基準

- ・新設工場に係る排水基準

〔パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係る
BODにつき〕

公布日 昭和51年3月27日

施行日 昭和51年6月24日

適用日 昭和52年4月1日

- ・既設工場に係る排水基準

〔食料品製造業、染色整理業、クラフトパルプ
製造業、サルファイトパルプ製造業及びケミ
グランドパルプ製造業に係るBODにつき〕

公布日 昭和51年3月27日

施行日 昭和51年6月24日

適用日 昭和52年4月1日

(3) 神通川水域に係る排水基準（別表3）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年3月28日

施行日 昭和47年5月1日

適用日 昭和47年5月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年3月28日

施行日 昭和47年5月1日

適用日 昭和48年5月1日

(4) 白岩川水域に係る排水基準（別表4）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年7月6日

施行日 昭和47年8月1日

適用日 昭和47年8月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和47年7月6日

施行日 昭和47年8月1日

適用日 昭和48年8月1日

(5) 庄川水域等に係る排水基準（別表5）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和48年9月26日

施行日 昭和49年3月1日

適用日 昭和49年3月1日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和48年9月29日

施行日 昭和49年3月1日

適用日 昭和49年9月1日

(6) 常願寺川水域等に係る排水基準（別表6）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和 49 年 12 月 19 日

施行日 昭和 50 年 1 月 1 日

適用日 昭和 50 年 1 月 1 日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和 49 年 12 月 19 日

施行日 昭和 50 年 1 月 1 日

適用日 昭和 51 年 1 月 1 日

(7) 吉田川水域に係る排水基準（別表7）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和 49 年 12 月 19 日

施行日 昭和 50 年 1 月 1 日

適用日 昭和 50 年 1 月 1 日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和 49 年 12 月 19 日

施行日 昭和 50 年 1 月 1 日

適用日 昭和 51 年 1 月 1 日

(8) 早月川水域等に係る排水基準（別表8）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 昭和 51 年 3 月 27 日

施行日 昭和 51 年 4 月 1 日

適用日 昭和 51 年 4 月 1 日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 昭和 51 年 3 月 27 日

施行日 昭和 51 年 4 月 1 日

適用日 昭和 52 年 4 月 1 日

(9) 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る排水基準（別表9）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 平成元年 3 月 25 日

施行日 平成元年 5 月 1 日

適用日 平成元年 5 月 1 日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 平成元年 3 月 25 日

施行日 平成元年 5 月 1 日

適用日 平成元年 11 月 1 日

(10) 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る排水基準（別表10）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 平成 3 年 3 月 29 日

施行日 平成 3 年 5 月 1 日

適用日 平成 3 年 5 月 1 日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 平成 3 年 3 月 29 日

施行日 平成 3 年 5 月 1 日

適用日 平成 3 年 11 月 1 日

(11) 境川ダム貯水池（桂湖）水域に係る排水基準（別表11）

- ・新設工場に係る排水基準

公布日 平成 13 年 3 月 26 日

施行日 平成 13 年 5 月 1 日

適用日 平成 13 年 5 月 1 日

- ・既設工場に係る排水基準

公布日 平成 13 年 3 月 26 日

施行日 平成 13 年 5 月 1 日

適用日 平成 13 年 11 月 1 日

別表1 シアン化合物並びにひ素、カドミウム及びその化合物に係る排水基準

区分	有害物質の種類及び許容限度			適用する区域
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	砒素及びその化合物	
1日当たりの平均的な排出水の量(以下この表において「排出水の量」という。)が10,000立方メートル以上50,000立方メートル未満の工場又は事業場		0.5 mg/L		
排出水の量が50,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の工場又は事業場		0.3 mg/L		県内の全公共用水域
排出水の量が100,000立方メートル以上の工場又は事業場	0.01 mg/L	0.1 mg/L	0.05 mg/L	

- 備考 1 この表に掲げる有害物質に係る許容限度の検定は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法によるものとする。
- 2 次の各号に掲げる業種に属する工場又は事業場(排出水の量が10,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の工場又は事業場に限る。)に係る排出水の量がカドミウム及びその化合物の排水基準については、各号に定める日までの間は、次の表のとおりとする。
- (1) 溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)又は金属鉱業 平成28年11月30日
 (2) 亜鉛に係る非鉄金属第一次製錬・精製業又は非鉄金属第二次製錬・精製業 平成29年11月30日

区分	カドミウム及びその化合物の許容限度
排出水の量が10,000立方メートル以上50,000立方メートル未満の工場又は事業場	0.05 mg/L
排出水の量が50,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の工場又は事業場	0.03 mg/L

別表2 小矢部川水域に係る排水基準

区分		項目及び許容限度					適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油類含有量 mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和46年12月1日において既に設置された工場又は事業場	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120(日間平均100)	100(日間平均80)			
		染色整理業に係るもの	120(日間平均100)	90(日間平均70)			
		クラフトパルプ製造業に係るもの	昭和54年3月31日まで85(日間平均65) 昭和54年4月1日から80(日間平均60)	110(日間平均90)			
		サルファイトパルプ製造業に係るもの	昭和53年3月31日まで120(日間平均90) 昭和53年4月1日から 昭和55年3月31日まで110(日間平均80) 昭和55年4月1日から100(日間平均70)	110(日間平均90)			
		ケミグランドパルプ製造業に係るもの	昭和54年3月31日まで125(日間平均95) 昭和54年4月1日から120(日間平均90)	110(日間平均90)			
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業(クラフトパルプ製造業、サルファイトパルプ製造業及びケミグランドパルプ製造業を除く。)に係るもの	130(日間平均100)				

区分		項目及び許容限度					適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 植物油類含有量 mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和46年12月1日において既に設置されている工場又は事業場	一般地域に所在するもの	医薬品製造業又は染料医薬中間物製造業（次項において「医薬品製造業等」という。）に係るもの	120（日間平均100）	25（日間平均20）			
		化学工業（医薬品製造業及び染料医薬中間物製造業を除く。以下この項において同じ。）に係るもの又は化学工業及び医薬品製造業等に係るもの	50（日間平均30）	100（日間平均80）		1	
		セメント・同製品製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの		180			
		ガス供給業に係るもの	60（日間平均50）	50（日間平均40）			
		と畜業又は死亡獸畜取扱業に係るもの	80（日間平均60）				
		非鉄金属・非鉄金属合金圧延業、電線ケーブル製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、廃油処理業、自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業又は自動車整備業に係るもの	25（日間平均20）	120（日間平均100）	15		1

区分		項目及び許容限度					適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 植物油類含有量 mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和46年12月1日において既に設置された工場又は事業場(昭和46年12月1日の後において新たに設置されるもの)	一般地域に所在するもの	その他の業種(鉱業、水洗炭業、碎石製造業、砂利採取業及び洗たく業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	120(日間平均100)	15	1	1
		水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「水質令」という。)別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30				
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70			
下水道整備地域に所在するもの		すべての業種(鉱業、水洗炭業、碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15		1
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70			
昭和46年12月1日において既に着工されているもの(昭和46年12月1日の後において新たに着工されるもの)	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120(日間平均100)	90(日間平均70)			
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	80(日間平均60)	110(日間平均90)			
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80(日間平均60)				
		その他の業種(鉱業、水洗炭業、碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1	1

区分		項目及び許容限度					適用する区域
生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 植物油類含有量 mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L			
昭和年月日(昭和46年12月1日)において既に着工されているものを除く。)の後において新たに設置される工場又は事業場	一般地域に所在するもの	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30				小矢部川及びこれに流入する公共用水域
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70			
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種(鉱業、水洗炭業、碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70			

- 備考
- 一般地域は、下水道整備地域に属さない地域の範囲とする。
 - 下水道整備地域は、下水道法(昭和33年法律79号)第2条第8号に規定する処理区域の範囲とする。
 - 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 - この表に掲げる項目に係る許容限度の検定は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法によるものとする。
 - この表における「その他の業種」及び「すべての業種」に係る排水基準は、昭和46年12月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

別表3 神通川水域に係る排水基準

区分		項目及び許容限度				適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和47年5月1日において既に設置されたもの	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	100 (日間平均80)			神通川、富岩運河、岩瀬運河、住友運河及びこれらに流入する公共用水域
		染色整理業に係るもの	90 (日間平均70)			
		溶解サルファイトパルプ製造業に係るもの	180 (日間平均140)			
		染料医薬中間物製造業に係るもの	120 (日間平均100)	25 (日間平均20)		
		海水マグネシア製造業に係るもの	120 (日間平均90)			
		化学工業(染料医薬中間物製造業及び海水マグネシア製造業を除く。)に係るもの	60 (日間平均50)	120 (日間平均100)		
		生コンクリート製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの		180		
		ガス供給業に係るもの	60 (日間平均50)	50 (日間平均40)		
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)			
		その他の業種(パルプ、紙又は紙加工品の製造業、碎石製造業、砂利採取業及び洗たく業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15	1
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均50	日間平均90		
下に水所道在整す備する地域の	すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1	
	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均50	日間平均90			

区分		項目及び許容限度				適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和昭和年47年5月1日以後において既新たに着工されたいる工場の又は事業場	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)	90 (日間平均70)		
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	90 (日間平均70)	110 (日間平均90)		
		染料医薬中間物製造業に係るもの	80 (日間平均60)	25 (日間平均20)		
		化学工業(染料医薬中間物製造業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	60 (日間平均50)		
		と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)			
		その他の業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			
	下に水所道在整する備地の域	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70		
	すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1	
	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70			

備考 別表2の備考と同じ。

別表4 白岩川水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度				適用する区域
	生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
昭設へ着和置昭工47さ和さ年れ47れ8て年て月い8い1る月る日工1もに場日のお又にをいはお含て事いむ既業て。に場既に	食料品製造業に係るもの		100 (日間平均80)		
	生コンクリート製造業に係るもの		180		
	と畜業に係るもの	80 (日間平均60)			
	その他の業種 (石灰わらパルプ製造業、碎石製造業、砂利採取業及び洗たく業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15	1
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 30			
昭新へ着和た昭工47に和さ年設47れ8置年て月さ8い1れ月る日る1もの工日の後場にをに又お除おはいくい事て。て業既場に	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)	90 (日間平均70)		
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの	90 (日間平均70)	110 (日間平均90)		
	染料医薬中間物製造業に係るもの	80 (日間平均60)	25 (日間平均20)		
	化学工業 (染料医薬中間物製造業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	60 (日間平均50)		
	と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	80 (日間平均60)			
	その他の業種に係るもの	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15	1
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均 30			

備考 別表2の備考第3項から第6項までと同じ。

別表5 庄川水域等に係る排水基準

区分	項目及び許容限度						適用する区域
	生物化学的酸素要求量 mg/L	化 学 的 酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和49年3月1日において既に設置されていける工場又はを事業む。」	食料品製造業に係るもの	120(日間平均100)		90(日間平均70)			内川及びこれらに流入する公共用水域 次に掲げる区域とする。 (1)庄川及びこれに流入する公共用水域 (3)富山新港海域及びこれに流入する公共用水域 (境川ダム貯水池(桂湖)を除く。) (2)下条川、新堀川、
	染色整理業に係るもの	80(日間平均60)		90(日間平均70)			
	セメント・同製品製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの			180			
	染料医薬中間物製造業に係るもの	120(日間平均100)		25(日間平均20)			
	化学工業(染料医薬中間物製造業を除く。)に係るもの		50(日間平均30)			1	
	その他の業種(碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	120(日間平均100)	15	1	
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30	日間平均30				
	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20		日間平均70			

区分			項目及び許容限度						適用する区域
			生物化学的酸素要求量 mg/L	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	フェノール類含有量 mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和49年3月1日以後において既に新たに設置される工場又は事業場	一般地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1	1	これらに流入する公共用水域 次に掲げる区域とする。 (1)庄川及びこれに流入する公共用水域 (3)富山新港海域及びこれに流入する公共用水域 (2)下条川、新堀川、内川及び
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30	日間平均30					
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均20	日間平均70				
	下水道整備地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1	1	(3)富山新港海域及びこれに流入する公共用水域 (2)下条川、新堀川、内川及び
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均20	日間平均70				

備考 1 別表2の表の備考と同じ。

2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

3 この表の適用する区域の欄第3号中「富山新港海域」とは、富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。

別表6 常願寺川水域等に係る排水基準

区分		項目及び許容限度				適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和50年1月1日において既に設置されている工場又は事業場	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120(日間平均100)	90(日間平均70)		
		染色整理業に係るもの	80(日間平均60)	90(日間平均70)		
		医薬品製造業又は染料医薬中間物製造業に係るもの	120(日間平均100)	25(日間平均20)		
		セメント・同製品製造業又は鉱物・土石粉碎等処理業に係るもの		180		
		洗たく業に係るもの	120(日間平均100)			
		その他の業種(碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25(日間平均20)	120(日間平均100)	15	1
	下地する道に整所の備在	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			
昭和50年1月1日又は着工日以後に(昭和50年1月1日まで新年に設置した月に設置した月を除く。)	一般地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1
		すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			
	下に水道整備地域	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70		
		すべての業種に係るもの	25(日間平均20)	90(日間平均70)	15	1
	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均20	日間平均70			

備考 別表2の備考と同じ。

別表7 吉田川水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度				適用する区域
	生物化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	銅含有量 mg/L	
昭和50年1月1日において既に設置されている工場又は事業場(昭和50年1月1日において既に着工されているものを含む。)	すべての業種に係るもの	昭和53年12月31日まで 25(日間平均20) 昭和54年1月1日から15 (日間平均10)	120(日間平均100)	15	1
昭和50年1月1日の後において新たに設置される工場又は事業場(昭和50年1月1日において既に着工されているものを除く。)	すべての業種に係るもの	15(日間平均10)	90(日間平均70)	15	1
	水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの	日間平均30			

備考 別表2の備考第3項から第6項までと同じ。

別表8 早月川水域等に係る排水基準

区分		項目及び許容限度				適用する区域
		生物化学的酸素要求量 mg/L	化 学 的 酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動 植物油脂類含有量) mg/L	
昭和51年4月1日において既に設置されている工場又は事業場	一般地域に所在するもの	食料品製造業に係るもの	120 (日間平均100)		90 (日間平均70)	早月川、片貝川、高橋川、入川、小川、木流川、 笹川、境川及びこれらに流入する公共用水域並びに富山湾海域
		化学工業に係るもの	50 (日間平均30)	50 (日間平均30)		
		セメント・同製品製造業に係るもの			180	
		洗たく業に係るもの	120 (日間平均100)			
		その他の業種(碎石製造業及び砂利採取業を除く。)に係るもの	25 (日間平均20)	25 (日間平均20)	120 (日間平均100)	15
	下に水道整備する地域のもの	水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの		日間平均20	日間平均70	
昭和51年4月1日より後(昭和51年4月1日を除く。)に新設された工場又は事業場	一般地域に所在するもの	すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15
		水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置するもの		日間平均30	日間平均30	
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの		日間平均20	日間平均70	
	下に水道整備する地域のもの	すべての業種に係るもの	25 (日間平均20)	25 (日間平均20)	90 (日間平均70)	15
		水質令別表第1の73の項に掲げる施設のみを設置するもの		日間平均20	日間平均70	

備考 1 別表2の備考及び別表5の備考第2項と同じ。

2 この表の適用する区域の欄中「富山湾海域」とは、石川県と富山県の境界である陸岸の地点から、富山県と新潟県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域であって、別表5の備考第3項に規定する富山新港海域に係る部分を除いたものをいう。

別表9 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度			適用する区域
	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	
すべての業種に係る工場又は事業場	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	有峰ダム貯水池（有峰湖）
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日 間 平 均 30			

備考 1 別表2の備考第3項から第5項までと同じ。

2 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成元年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

別表10 黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度			適用する区域
	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) mg/L	
すべての業種に係る工場又は事業場	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	黒部ダム貯水池（黒部湖）
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日 間 平 均 30			

備考 1 別表2の備考第3項から第5項までと同じ。

2 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成3年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

別表 11 境川ダム貯水池（桂湖）水域に係る排水基準

区分	項目及び許容限度			適用する区域
	化学的酸素要求量 mg/L	浮遊物質量 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） mg/L	
すべての業種に係る工場又は事業場	25（日間平均 20）	90（日間平均 70）	15	境川ダム貯水池（桂湖）
水質令別表第1の72の項に掲げる施設のみを設置する工場又は事業場	日 間 平 均 30			

備考 1 別表2の備考第3項から第5項までと同じ。

2 この表における「すべての業種」に係る排水基準は、平成13年5月1日において、水質令別表第1に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。

7 水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準

○施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示第39号）

項目	浸透基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（ただし、規格55.1に定める方法にあっては規格55の備考1に定める操作を、規格55.3に定める方法にあっては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）
シアノ化合物	0.1 mg/L	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
有機燐化合物（パラチオニン、メチルパラチオニン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1 mg/L	昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛及びその化合物	0.005 mg/L	規格54に定める方法（ただし、規格54.1に定める方法にあっては規格54の備考1に定める操作を、規格54.3に定める方法にあっては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）
六価クロム化合物	0.04 mg/L	規格65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格65.1に定める方法）又は規格65.2.6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素及びその化合物	0.005 mg/L	規格61に定める方法
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L	環境基準告示付表3に掲げる方法
トリクロロエチレン	0.002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン	0.002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.0002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.004 mg/L トランス体 0.004 mg/L	シス体：日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体：日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.0002 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.0006 mg/L	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.0003 mg/L	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.002 mg/L	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.001 mg/L	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン及びその化合物	0.002 mg/L	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ほう素及びその化合物	0.2 mg/L	規格47に定める方法
ふつ素及びその化合物	0.2 mg/L	規格34.1、34.2若しくは34.4に定める方法又は規格34.1C)（注(6)第三文を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表6に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/L	規格42.2、42.3、42.5又は42.6に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法
	亜硝酸性窒素 0.2 mg/L	規格43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法
	硝酸性窒素 0.2 mg/L	規格43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L	環境基準告示付表7に掲げる方法

注 この表の中欄に掲げる検定方法により上欄に掲げる有害物質を検出した場合において、「当該有害物質が検出される」ととは、同表の下欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

8 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出について

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	時期	届出を怠った場合等の罰則	届出者	提出部数	
①特定施設の設置届 (法第 12 条)	工場等に特定施設を新たに設置しようとする場合	様式第 1	特定施設の設置の工事着手予定日の 60 日前まで	届出をしなかつたり、虚偽の届出をした場合 3箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 46 条)	施設を設置しようとする者	正副 2 部	
②特定施設の使用届 (法第 13 条)	施設が特定施設となった際、既にその施設を設置している場合	様式第 1	施設が特定施設となった日から 30 日以内	同上 20 万円以下の罰金 (法第 47 条)	施設を設置している者		
	水質施設が大気施設となった際、既にその施設を設置している場合、又は、大気施設が水質施設となった際、既にその施設を設置している場合	様式第 1	水質施設が大気施設となった日、又は、大気施設が水質施設となった日から 30 日以内	同上 10 万円以下の罰金 (法第 49 条)			
③特定施設の構造等の変更届 (法第 14 条)	①又は②の届出に係る特定施設の構造、使用方法、処理の方法等を変更しようとする場合	様式第 1	特定施設の構造等変更の着手予定日の 60 日前まで	同上 3箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 46 条)	①又は②の届出をした者	正副 2 部	
④氏名等(氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名)の変更届 (法第 18 条)	①又は②の届出に係る氏名、名称、住所、所在地、代表者氏名に変更があった場合	様式第 3	変更した日から 30 日以内	同上 10 万円以下の過料 (法第 49 条)	①又は②の届出をした者		
⑤特定施設の使用廃止届 (法第 18 条)	①又は②の届出に係る特定施設の使用を廃止した場合	様式第 4	廃止した日から 30 日以内	同上 10 万円以下の過料 (法第 49 条)	①又は②の届出をした者		
⑥承継届 (法第 19 条)	①又は②の届出者の地位を継承した場合(譲受、借受、相続、合併によるもの)	様式第 5	承継があった日から 30 日以内	同上 10 万円以下の過料 (法第 49 条)	①又は②の届出者の地位を継承した者		

◎ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設

○ 大気基準適用施設(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1)

号番号	施 設 の 種 類
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉(鉄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉、乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの

○ 水質基準対象施設(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2)

号番号	施 設 の 種 類
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設(H14. 8. 15 追加)
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設(H13. 12. 1 追加)
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設(H14. 8. 15 追加)
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設(H17. 9. 1 追加)
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H13. 12. 1 追加) イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H13. 12. 1 追加) イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H16. 1. 1 追加) イ ろ過施設、ロ 乾燥施設、ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H16. 1. 1 追加) イ ろ過施設、ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサン(別名ジオキサンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H14. 8. 15 追加) イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H14. 8. 15 追加) イ 精製施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H17. 9. 1 追加) イ ろ過施設、ロ 精製施設、ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質(後述)をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(H17. 9. 1 追加) イ プラズマ反応施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

9 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準

○ 水質基準適用事業場の水質排出基準値（施行規則別表第2）

号番号	施設の種類	水質排出基準
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 乾燥施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサン(別名ジオキサンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10 pg-TEQ/ℓ
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 精製施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 排ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質(後述)をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	

備考 排出水を測定する場合にあっては日本工業規格K0312によること。

10 その他の基準等

(1) 海水浴場の水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA 不検出 (検出限界2個／100 mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は3 mg/L 以下)	全透 (1 m 以上)
	水質A 100 個／100 mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は3 mg/L 以下)	全透 (1 m 以上)
可	水質B 400 個／100 mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満～50cm 以上
	水質C 1,000 個／100 mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満～50cm 以上
不適	1,000 個／100 mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満*
測定方法	付表1の第1又は第2に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の17に定める方法	付表2に定める方法

注 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因是評価の対象外とすることができます。

1 判定については、上記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを、「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個／100 mL を超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

(2) 底質の暫定除去基準(昭和50年10月28日付け環水管第119号 環境庁水質保全局長通達)

項目	水域	基準
P C B (底質の乾燥重量当たり)	全水域	10 ppm 以上
	河川及び湖沼	25 ppm 以上
	海域	次式により算出した値 (C) 以上 (注) $C = 0.18 \cdot (\Delta H / J) \cdot (1 / S) \quad (\text{ppm})$ $\Delta H = \text{平均潮差 (m)}$ $J = \text{溶出率}$ $S = \text{安全率}$

注 富山湾 25 ppm 以上、富山港(運河を含む。) 30 ppm 以上、伏木港 25 ppm 以上

(3) 土壤の汚染に係る環境基準 (平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアノン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P-C-B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

項目	環境上の条件	測定方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-シクロロプロパン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふつ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c (注(6)第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

- 備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオノン、メチルパラチオノン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(4) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る基準（抜粋）

○ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について

(平成 25 年 6 月 18 日付け環水大土発第 1306181 号環境省水・大気環境局長通知)

○富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

(単位 : mg/L)

農薬名	暫定指導指針値	県指導値	農薬名	暫定指導指針値	県指導値
(殺虫剤)			(殺菌剤)		
アセフェート	0.063	0.08	プロピコナゾール	0.5	—
イソキサチオン	0.08	0.008	ベノミル	0.2	—
クロルピリホス	0.02	0.004	ペンシクロン	1.4	0.04
ダイアジノン	0.05	0.005	ボスカリド	1.1	—
チオジカルブ	0.8	—	ホセチル	23	—
トリクロロホン(DEP)	0.05	0.03	ポリカーバメート	0.3	—
フェニトロチオン(MEP)	0.03	0.003	メタラキシル	0.58	0.05
ペルメトリン	1	—	メプロニル	1	0.1
ベンスルタップ	0.9	—	(除草剤)		
(殺菌剤)			アシュラム	2	0.2
イソプロチオラン	2.6	0.04	エトキシルスルフロン	1.4	—
イプロジオン	3	0.3	シクロスルファムロン	0.8	—
イミノクタジン	0.06	—	ジチオピル	0.095	0.008
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	0.004	シデュロン	3	—
オキシン銅(有機銅)	0.2	0.04	シマジン(CAT)	0.03	0.003
キヤプタン	3	0.3	テルブカルブ(MBPMC)	—	0.02
クロロタロニル(TPN)	0.4	0.04	トリクロビル	0.06	0.006
クロロネブ	0.5	0.05	ナプロパミド	0.3	0.03
ジフェノコナゾール	0.25	—	ピリブチカルブ	0.23	0.02
シプロコナゾール	0.3	—	ブタミホス	0.2	0.004
チウラム(チラム)	0.2	0.006	フラザスルフロン	0.3	—
チオファネートメチル	3	—	プロピザミド	0.5	0.008
チフルザミド	0.37	—	ベンスリド(SAP)	—	0.1
テトラコナゾール	0.1	—	ペンディメタリン	3.1	0.05
トリフルミゾール	0.39	—	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.1	0.08
トルクロホスメチル	2	0.08	メコプロップ(MCPP)	0.47	0.005
バリダマイシン	12	—	M C P A	0.051	—
ヒメキサゾール(ヒメキサゾール)	1	—	(植物成長促進剤)		
フルトラニル	2.3	0.2	トリネキサパックエチル	0.15	—

注1 暫定指導指針値は、平成 27 年 2 月時点の指針値である。

注2 表に記載のない農薬であっても、農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準(平成 20 年環境省告示第 60 号において定められているものに限る。)が設定されているものについては、その値の 10 倍を暫定指導指針値とする。

注3 水質汚濁に係る農薬登録保留基準については、環境省のホームページ

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

の基準値の項目を参照

(5) 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(平成6年4月15日付け環水土第86号環境庁水質保全局長通達)

農薬名	種類	評価指針値 (mg/L)
イプロジオン	殺菌剤	0.3 以下
イミダクロブリド	殺虫剤	0.2 以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 以下
シメトリン	除草剤	0.06 以下
トルクロホスマチル	殺菌剤	0.2 以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 以下
フサライド	殺菌剤	0.1 以下
ブタミホス	除草剤	0.004 以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 以下
ブロモブチド	除草剤	0.04 以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 以下
ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 以下
メフェナセット	除草剤	0.009 以下
メプロニル	殺菌剤	0.1 以下
モリネート	除草剤	0.005 以下
(以上、27農薬)		

(6) 下水道基準 (下水道法 昭和33年4月24日 法律第79号)

ア 下水道終末処理場 放流水基準 (雨水の影響が少ないとき)

項目	基 準 値	備 考
p H	5.8~8.6	一律基準
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	
S S (mg/L)	40	
B O D (mg/L)	計画放流水質に適合する数値	下水道管理者が自ら規定
窒素含有量 (mg/L)		
燐含有量 (mg/L)		

注 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により、この表に掲げる項目については厳しい排水基準が定められ、又はこの項目以外の項目についても排水基準が定められている場合には、その排水基準をもって水質基準とする。

イ 特定事業場 放流水基準

(ア) 有害物質等

物 質	基 準 値	物 質	基 準 値
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L 以下
シアノ化合物	1 mg/L 以下	チウラム	0.06 mg/L 以下
有機燐化合物	1 mg/L 以下	シマジン	0.03 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	ベニゼン	0.1 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀	0.005 mg/L 以下	ほう素及びその化合物(海域以外)	10 mg/L 以下
その他の水銀化合物		(海域)	230 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ふつ素及びその化合物(海域以外)	8 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	(海域)	15 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	フェノール類	5 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	銅及びその化合物	3 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下		
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	ダイオキシン類	10 pg/L 以下

注 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定による条例により、この表に掲げる項目については厳しい排水基準が定められ、又はこの項目以外の項目についても排水基準が定められている場合には、その排水基準をもって水質基準とする。

(イ) 生活環境項目

下水道法の規定により、条例で定められることがある。

(7) 净化槽放流水基準等

ア 放流水の水質の技術上の基準

環境省関係浄化槽法施行規則 第1条の2 (平成17年9月26日改正)

項目	基準
BOD	20mg/L以下及び除去率90%以上

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）及びこの省令の施行の際（平成18年2月1日）現に設置され、若しくは設置の工事が行われている浄化槽又は現に建築の工事が行われている建築物に設置される浄化槽については適用しない。

イ 浄化槽の汚物処理性能に関する技術的基準

建築基準法施行令 第32条第1項第1号

し尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員 (人)	性 能	
		BOD除去率 (%)	浄化槽からの放流水のBOD (mg/L)
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 (富 山 県)	50 以下	65 以上	90 以下
	51 以上 500 以下	70 以上	60 以下
	501 以上	85 以上	30 以下
特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域		55 以上	120 以下
その他の区域	500 以下	65 以上	90 以下
	501 以上 2,000 以下	70 以上	60 以下
	2,001 以上	85 以上	30 以下

1 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。
 2 この表において、生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率とは、し尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値からし尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値をし尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。

建築基準法施行令 第32条第3項第2号

浄化槽法第4条第1項の規定による技術上の基準により、し尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第1項第1号の表に掲げる生物学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合、当該技術上の基準（環境省関係浄化槽法施行規則に定める技術上の基準）

(8) 飲料水基準等

ア 水道法に基づく水質基準 (平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)

	項目	基 準 値
1	一 般 細 菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下
2	大 腸 菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L 以下
4	水 銀 及 び そ の 化 合 物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L 以下
5	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	セレンの量に関して、0.01 mg/L 以下
6	鉛 及 び そ の 化 合 物	鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下
7	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L 以下
8	六 僮 ク ロ ム 化 合 物	六價クロムの量に関して、0.05 mg/L 以下
9	亜 硝 酸 態 窒 素	0.04 mg/L 以下
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	シアノの量に関して、0.01 mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下
12	フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下
13	ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下
14	四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下
15	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下
18	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L 以下
19	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L 以下
20	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
21	塩 素 酸	0.6 mg/L 以下
22	ク ロ ロ 醋 酸	0.02 mg/L 以下
23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L 以下
24	ジ ク ロ ロ 醋 酸	0.04 mg/L 以下
25	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	0.1 mg/L 以下
26	臭 素 酸	0.01 mg/L 以下
27	総 ト リ ハ ロ メ タ ン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルム のそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L 以下
28	ト リ ク ロ ロ 醋 酸	0.2 mg/L 以下
29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.03 mg/L 以下
30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.09 mg/L 以下
31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	0.08 mg/L 以下

	項目	基 準 値
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下
42	ジエオスマシン	0.00001 mg/L 以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5 度以下
51	濁度	2 度以下

イ 水質管理目標設定項目

(平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号 厚生労働省健康局長通達)

項目		目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02 mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/L以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/L以下
4	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
5	トルエン	0.4 mg/L以下
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/L以下
7	亜塩素酸	0.6 mg/L以下
8	二酸化塩素	0.6 mg/L以下
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)
10	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)
11	農薬類(120農薬)	検出値と目標値の比の和として、1以下
12	残留塩素	1 mg/L以下
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L以上100 mg/L以下
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L以下
15	遊離炭酸	20 mg/L以下
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下
17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下
19	臭気強度(TON)	3以下
20	蒸発残留物	30 mg/L以上200 mg/L以下
21	濁度	1度以下
22	pH値	7.5程度
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
24	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
25	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/L以下

ウ おいしい水の水質要件 (昭和 60 年 4 月 24 日 厚生省おいしい水研究会)

水質項目	数値	水質項目	数値
蒸発残留物	30~200 mg/L	遊離炭酸	3~30 mg/L
過マンガン酸カリウム消費量	3 mg/L以下	臭気度	3以下
残留塩素	0.4 mg/L以下	水温	最高 20°C以下
硬度	10~100 mg/L		

(9) 水産用水基準 ((社) 日本水産資源保護協会 平成 18 年 3 月)

項 目	基 準 値				
	淡 水 域		海 域		
	河 川	湖 沼			
有機物 COD BOD	BOD ①自然繁殖条件 3 mg/L 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 2 mg/L 以下) ②成育条件 5 mg/L 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 3 mg/L 以下)	COD _{Mn} (酸性法) ①自然繁殖条件 4 mg/L 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 2 mg/L 以下) ②成育条件 5 mg/L 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 3 mg/L 以下)	COD _{OH} (アルカリ性法) ①一般海域 1 mg/L 以下 ②ノリ養殖場、閉鎖性内湾の沿岸域 2 mg/L 以下		
全窒素		<ul style="list-style-type: none"> コイ、フナを対象とする場合 1.0 mg/L 以下 ワカサギを対象とする場合 0.6 mg/L 以下 サケ科、アユ科を対象とする場合 0.2 mg/L 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準が定める 水産 1 種 0.3 mg/L 以下 水産 2 種 0.6 mg/L 以下 水産 3 種 1.0 mg/L 以下 ノリ養殖に最低必要な栄養塩濃度 無機態窒素 0.07—0.1 mg/L 		
全リン		<ul style="list-style-type: none"> コイ、フナを対象とする場合 0.1 mg/L 以下 ワカサギを対象とする場合 0.05 mg/L 以下 サケ科、アユ科を対象とする場合 0.01 mg/L 以下 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準が定める 水産 1 種 0.03 mg/L 以下 水産 2 種 0.05 mg/L 以下 水産 3 種 0.09 mg/L 以下 ノリ養殖に最低必要な栄養塩濃度 無機態リン 0.007—0.014 mg/L 		
溶存酸素 (DO)	6 mg/L 以上 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合は 7 mg/L 以上)	同左	<ul style="list-style-type: none"> 6 mg/L 以上 内湾漁場の夏季底層においては 4.3 mg/L を最低限維持 		
pH	<ul style="list-style-type: none"> 6.7～7.5 急激な変化がないこと。 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 7.8～8.4 急激な変化がないこと。 		
懸濁物質 (SS)	<ul style="list-style-type: none"> 25 mg/L 以下 (ただし、人為的に加えられるものは 5 mg/L 以下) 忌避行動などの原因となるないこと。 水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 貧栄養湖で、サケ、マス、アユなどの生産に適する湖沼は 1.4 mg/L 以下、透明度は 4.5m 以上 温水性魚類の生産に適する湖沼は 3.0 mg/L 以下、透明度は 1.0m 以上 	<ul style="list-style-type: none"> 人為的に加えられるもの 2 mg/L 以下 海藻類の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。 		
着色	<ul style="list-style-type: none"> 光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 忌避行動の原因とならないこと。 				
水温	<ul style="list-style-type: none"> 水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。 				
大腸菌群数	<ul style="list-style-type: none"> 大腸菌群数 (MPN) が 100mL 当たり 1,000 以下であること。ただし、生食用のカキを飼育するためには 100mL 当たり 70 以下であること。 				
油分	<ul style="list-style-type: none"> 水中には油分が検出されないこと。 水面には油膜が認められること。 				
有害物質	<ul style="list-style-type: none"> 別表に掲げる物質ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおり。 				
底質	<ul style="list-style-type: none"> 河川及び湖沼では、有機物などにより汚泥床、ミズワタなどの発生をおこさないこと。 海域では乾泥として COD_{OH} (アルカリ性法) 20 mg/g 以下、硫化物 0.2 mg/g 以下、ノルマルヘキサン抽出物 0.1% 以下であること。 微細な懸濁物が岩面、礫、又は砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち、水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただしカドミウム、PCB については、溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 ダイオキシン類の濃度は 150 pgTEQ/g を下回ること。 				

別表 有害物質の基準値

項目	基準値 (mg/L)		項目	基準値 (mg/L)	
	淡水域	海水域		淡水域	海水域
カドミウム	検出されないこと	検出されないこと	ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと
全シアン	0.005	0.001	フェニトロチオン (MEP)	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.003	0.003	イソプロチオラン	0.04	0.04
六価クロム	0.0002	0.01	オキシン銅	0.006	—
砒素	0.01	0.01	クロロタロニル (TPN)	0.001	0.002
総水銀	0.0002	0.0001	プロピザミド	0.008	—
アルキル水銀	検出されないこと	0.001	EPN	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	ジクロロボス (DDVP)	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	0.02	フェノブカルブ (BPMC)	検出されないこと	0.003
四塩化炭素	0.002	0.002	イプロベンホス (IPB)	検出されないこと	0.008
1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.004	クロルニトロフェン (CNP)	0.0009	0.08
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	0.02	トルエン	0.4	0.3
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.5	0.5	キシレン	0.4	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.006	フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
トリクロロエチレン	0.03	0.03	ニッケル	0.004	0.007
テトラクロロエチレン	0.01	0.002	モリブデン	0.07	0.07
1, 3-ジクロロプロパン	0.002	0.002	アンチモン	0.008	0.4
チウラム	検出されないこと	—	マンガン	0.2	0.2
シマジン (CAT)	0.003	—	アンモニア態窒素	0.01	0.03
チオベンカルブ	0.001	0.02	残留塩素 (残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
ベンゼン	0.01	0.01	硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
セレン	0.002	0.01	銅	0.0009	検出されないこと
硝酸態窒素	9	7	アルミニウム	検出されないこと	0.1
亜硝酸態窒素	0.03	0.06	鉄	0.09	0.2
ふつ素	0.8	1.4	陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ほう素	検出されないこと	4.5	非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと	ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
ダイオキシン類	1 pgTEQ/L	1 pgTEQ/L	トリプチルスズ化合物	0.000007	0.000002
クロロホルム	0.05	0.06	トリフェニルスズ化合物	—	検出されないこと
1, 2-ジクロロプロパン	0.06	0.06	フェノール類	0.008	0.2
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07	ホルムアルデヒド	0.5	0.04
イソキサチオン	検出されないこと	検出されないこと			

備考 1 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた分析方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 「-」については、基準値が設定されていない。

(10) 農業用水基準 (農林省 昭和45年3月…かんがい用水の水質指標)

項目	基準値	項目	基準値
pH	6.0～7.5	電気伝導度 (ms/cm)	0.3 以下
COD (ppm)	6 以下	ヒ素 (ppm)	0.05 以下
SS (ppm)	100 以下	亜鉛 (ppm)	0.5 以下
DO (ppm)	5 以上	銅 (ppm)	0.02 以下
全窒素 (ppm)	1 以下		

(11) 食品中のP C B暫定的規制値

(昭和47年8月24日付け環食第442号 厚生省環境衛生局長通達)

項目	規制値
魚介類 遠洋沖合魚介類(可食部)	0.5 ppm
内海内湾(内水面を含む。)魚介類(可食部)	3 ppm

(12) 魚介類の水銀暫定的規制値

(昭和48年7月23日付け環乳第99号 厚生省環境衛生局長通達)

項目	規制値
総水銀	0.4 ppm
メチル水銀	0.3 ppm (水銀として)

ただし、マグロ類(マグロ、カジキ及びカツオ)及び内水面水域の河川産の魚介類(湖沼産の魚介類は含まない。)、並びに深海性魚介類等(メヌケ類、キンメダイ、ギンダラ、ベニズワイガニ、エッチュウバイガイ及びサメ類)については適用しない。

(13) 悪臭防止法に基づく排出水中における特定悪臭物質の規制基準

(昭和 48 年 3 月 31 日富山県告示第 271 号、平成 18 年全改正、24 年全改正)

ア 規制地域

以下の町名の欄に掲げる町の区域のうち、同表の基準日の欄に掲げる日において都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画に定められている同法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

町 名	基 準 日
上市町	平成 24 年 4 月 1 日
立山町	同上
入善町	同上
朝日町	同上

備考 各市については、規制地域の指定及び規制基準の設定を独自に行っている。

イ 規制基準

排出水中における特定悪臭物質の規制基準 $C_{Lm} = k \times C_m$

C_{Lm} : 排出水中における特定悪臭物質の濃度（単位：mg/L）

k : 定数（悪臭防止法施行規則別表第 2）（単位：mg/L）

C_m : 事業場の敷地境界線の地表における規制基準（単位：ppm）

定数 k 及び事業場の敷地境界線の地表における規制基準 C_m

特定悪臭物質	定数 k (単位：mg/L)			事業場の敷地境界線の地表における規制基準 C_m (単位：ppm)	
	排水量	排水量	排水量		
	0.001 m³/s 以下	0.001 m³/s を超え、 0.1 m³/s 以下	0.1 m³/s を超える	工業専用地域	その他の 用途地域
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71	0.004	0.002
硫化水素	5.6	1.2	0.26	0.06	0.02
硫化メチル	32	6.9	1.4	0.05	0.01
二硫化メチル	63	14	2.9	0.03	0.009

注 工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。

排出水中に含まれる特定悪臭物質の規制基準 C_{Lm} (単位: mg/L)

排水量 規制地域 特定悪臭物質	0.001 m ³ /s 以下		0.001 m ³ /s を超え、 0.1 m ³ /s 以下		0.1 m ³ /s を超える	
	工業専用地域	その他の用途地域	工業専用地域	その他の用途地域	工業専用地域	その他の用途地域
メチルメルカプタン	0.06	0.003	0.01	0.007	0.003	0.002
硫化水素	0.3	0.1	0.07	0.02	0.02	0.005
硫化メチル	2	0.3	0.3	0.07	0.07	0.01
二硫化メチル	2	0.6	0.4	0.1	0.09	0.03

注 工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をい、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。

(14) 化学物質の内分泌かく乱作用に関する対応

環境省では、平成22年7月に公表した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応(EXTEND2010)」に基づき、今後、化学物質の内分泌かく乱作用に関する各種取組みを推進していくこととしている。

『EXTEND2010 の概要』

ア 基本的な考え方

- ① EXTEND2005の枠組みを基本的には踏襲しつつ、必要な改善を加えながら、内分泌かく乱作用に関する検討を発展的に推進する。
- ② リスク管理の検討に向け、評価手法の確立と評価の実施を加速化する。
- ③ 関係省庁間の役割分担の中で、引き続き生態系への影響について優先的に取り組むが、環境中の化学物質が人の健康に及ぼすリスクも視野に入れる。
- ④ 試験法や評価手法の確立に関する国際的な協力に引き続き積極的に参加する。諸外国等の動向に常に留意し、それらの成果を最大限活用する。

イ 具体的方針

- ① 野生生物の生物学的知見研究及び基盤的研究の推進
 - ・行政としての目標やニーズを明確に反映させた課題を設定し、環境リスク評価に寄与する研究課題を優先的に選定する。
- ② 試験法の開発及び評価の枠組みの確立
 - ・試験結果等に基づく内分泌かく乱作用の評価の枠組みを早急に確立する。
- ③ 環境中濃度の実態把握及びばく露の評価
 - ・環境省の化学物質環境実態調査等を活用して、環境中濃度を把握する。
- ④ 作用・影響評価の実施
 - ・5年間で100物質程度を目途として検討対象物質の選定を行う。
 - ・文献情報の信頼性評価、試験、有害性評価等を加速化して推進する。
- ⑤ リスク評価及びリスク管理
 - ・他の作用と合わせてリスク評価を実施する。
 - ・リスク評価を受けてリスク管理が必要な物質が特定された場合は、速やかに適切なリスク管理施策を検討していく。
- ⑥ 情報提供等の推進
 - ・ホームページ、研究発表会等により、一般の人にも積極的に情報発信を行う。
- ⑦ 国際協力の推進
 - ・OECDの検討へ引き続き貢献する。また、日英、日米の二国間協力やアジア地域等の国際協力を進める。

11 水質環境計画の概要

(1) 性格

水質環境計画は、「富山県環境基本条例」に定める水質汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水質環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものである。

また、将来にわたって確保すべき望ましい環境目標を定め、この目標を実現するための県の施策を体系的に示し、県民、事業者や市町村と連携・協力して推進していくものである。

さらに、県の事業の実施にあたり、水環境を利用する際の指針となるものであり、市町村の事業や県民、事業者の活動においても、配慮されることを期待するものである。

(2) 目標

『魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水』とし、具体的には、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」の確保とする。

＜目標＞

きれいな水	うるおいのある水辺
公共用水域及び地下水において、水質汚濁に係る環境基準が達成されていること。 さらに、公共用水域の生活環境項目については、河川は環境基準のB類型相当以上の水質、湖沼は環境基準のA類相当以上の水質、海域は環境基準のB類型相当以上の水質であること。	周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然と触れ合うことができ、散策など憩いの場が確保されていること。

(3) 期間

特に定めないが、概ね5年を目途に施策等の見直しを図る。

(4) 対象

富山県の区域に属する公共用水域（河川、湖沼、海域）及び地下水

(5) 計画の施策

計画の施策は次項のとおりで、特に重点的に取組む施策は次のとおりである。

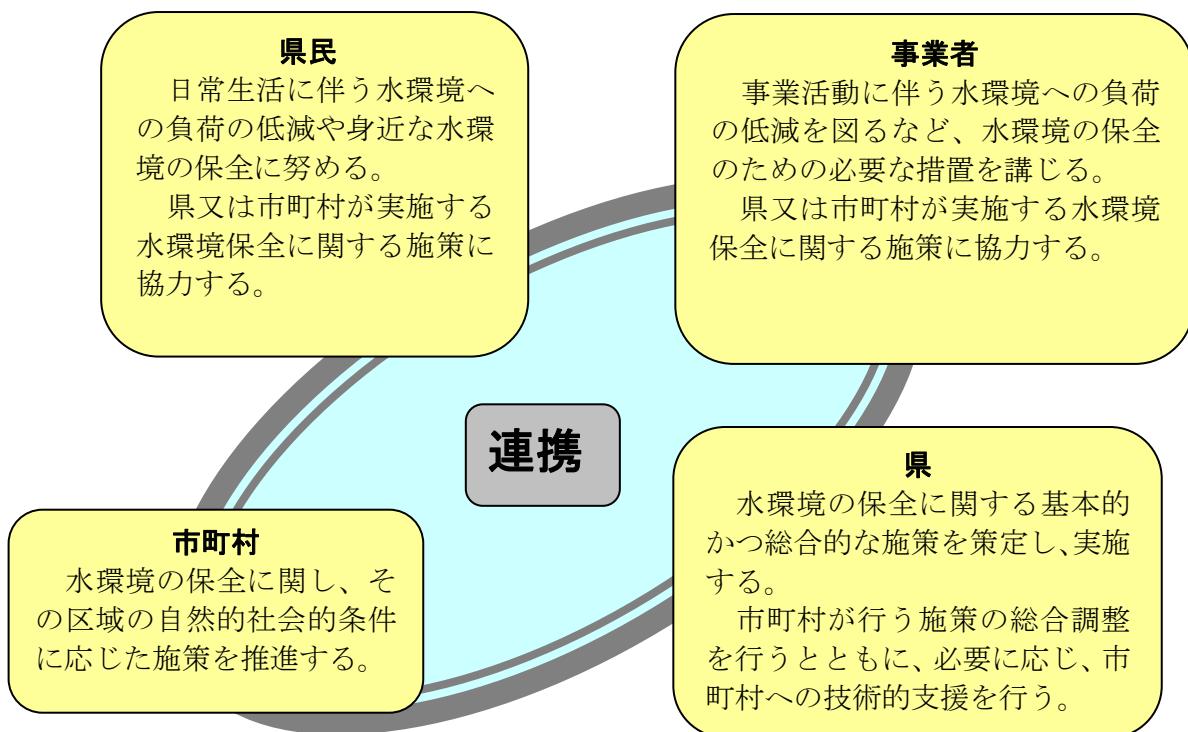
＜水質環境計画の施策＞

①水質環境の調査及び評価	水質環境基準類型の指定・見直し、公共用水域等の水質監視及び調査、有害化学物質等の調査
②排水対策	生活系排水対策、産業系排水対策、面源系排水対策、化学物質等の対策
③水域の保全	水域浄化対策、水辺の整備、海域の水質保全対策、国際環境協力の推進
④環境保全活動等	水環境保全活動等の推進、調査研究の推進、その他関連対策

(6) 計画の推進

(7) 県民、事業者、行政の役割

社会の構成員が持続可能な社会の構築に「参加」することを目指して、取組みを進めます。県民、事業者及び市町村には、次に示す役割に沿って、積極的に水環境の保全に向けた取組みを進めることが期待される。



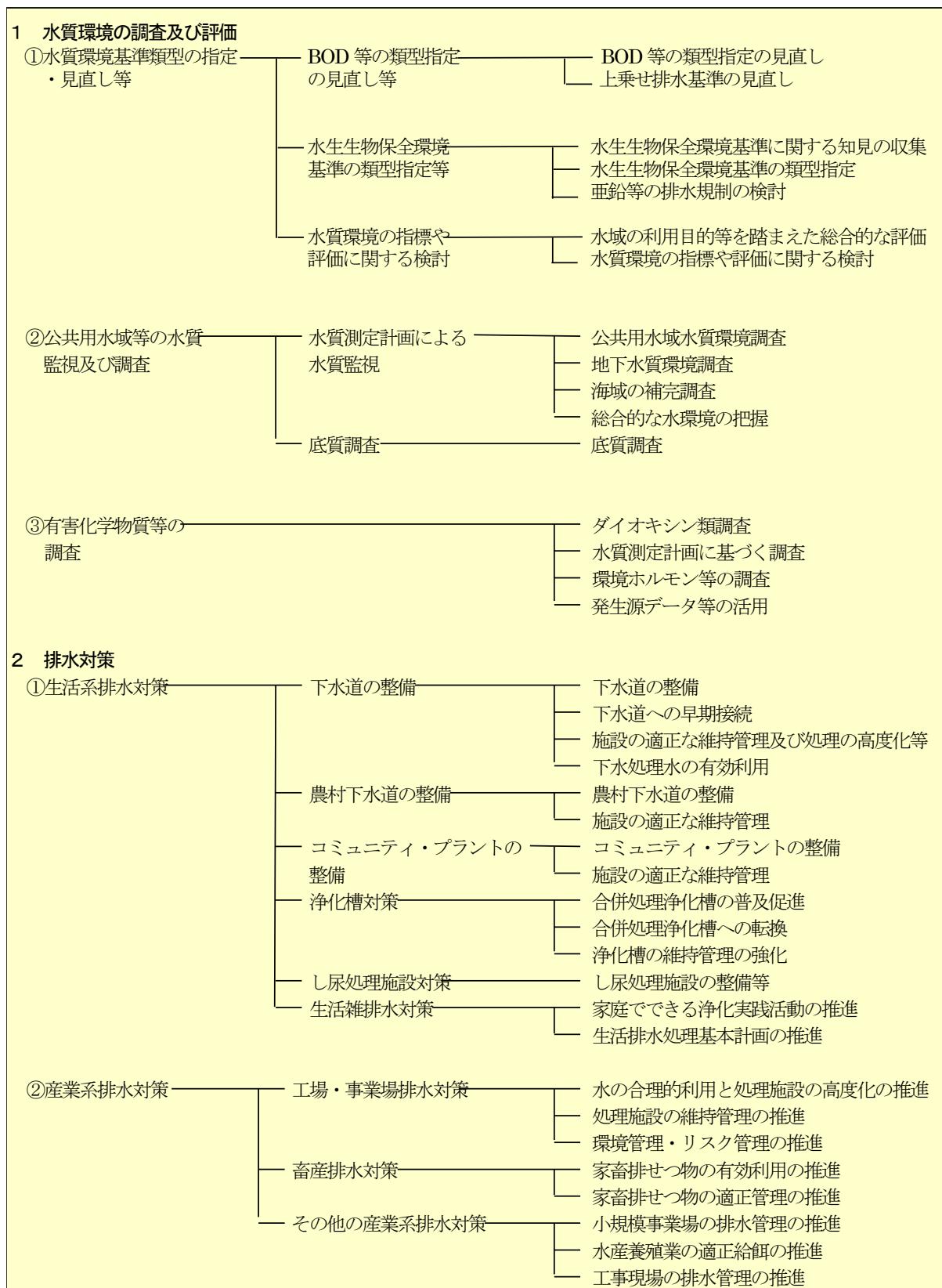
(イ) 計画の推進体制

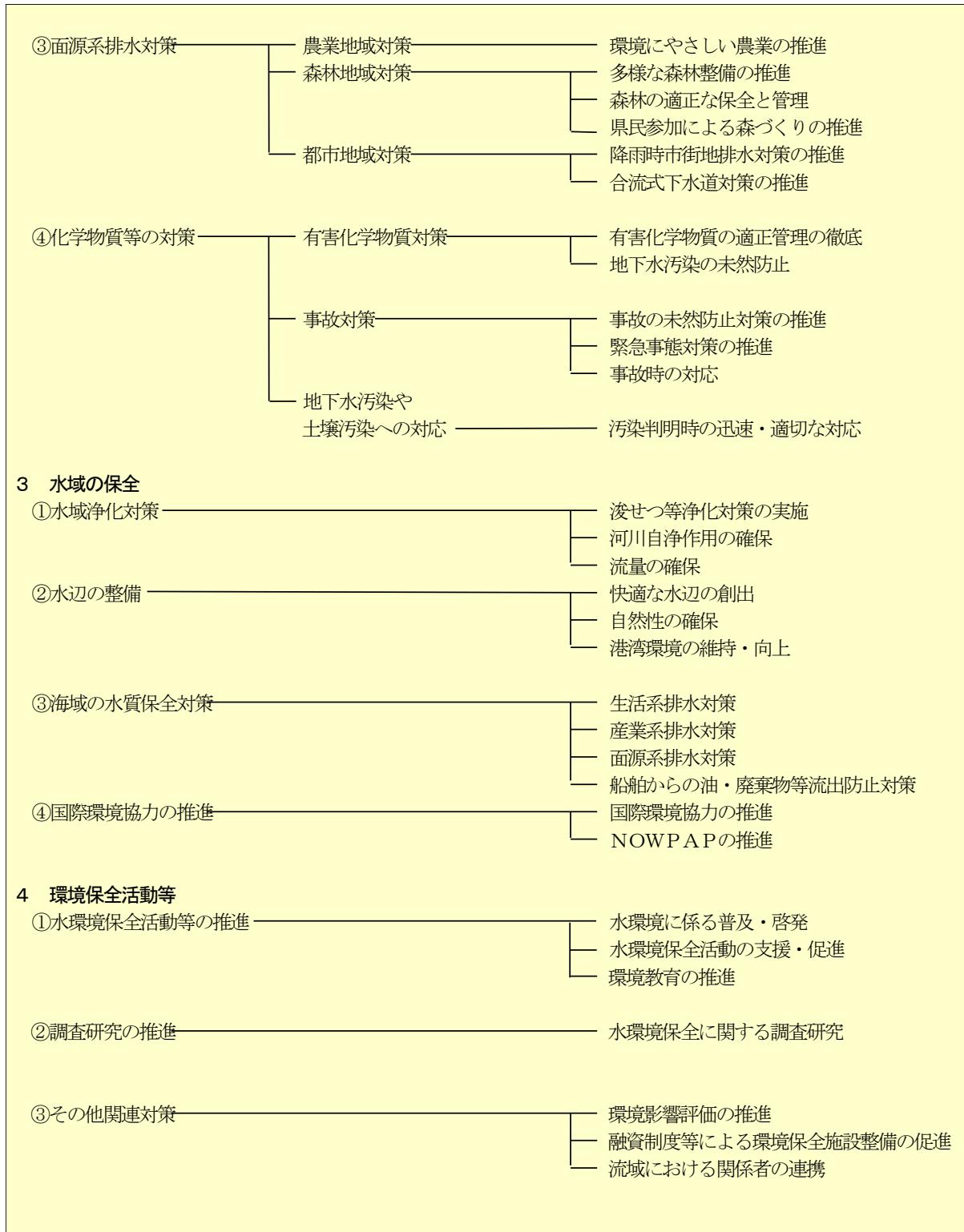
計画を適切かつ効果的に推進するため、「水質環境計画推進協議会」において施策の実施状況や実施計画について協議し、計画の推進を図る。

(ウ) 計画の進行管理

公共用水域及び地下水の水質調査等を実施し、水質環境の状況を把握するとともに、各種施策や環境保全活動の実施状況など関連する情報の収集に努める。

〈〈施策体系〉〉





12 窒素・りん削減対策技術マニュアルの概要

工場・事業場からの産業系排水、生活系排水による窒素、りんの排出負荷量の削減を推進するため、削減のための基本的な考え方や生産プロセス、排水処理における改善などの事例を紹介したマニュアルを平成15年2月に作成した。

(1) 窒素・りん排出負荷量削減の基本的考え方

窒素、りんの排出負荷量を削減する方法として3つの方法があります。

ア 生産プロセス対策

排水中に窒素、りんが排出されないように製造方法、プロセス管理を改善する方法

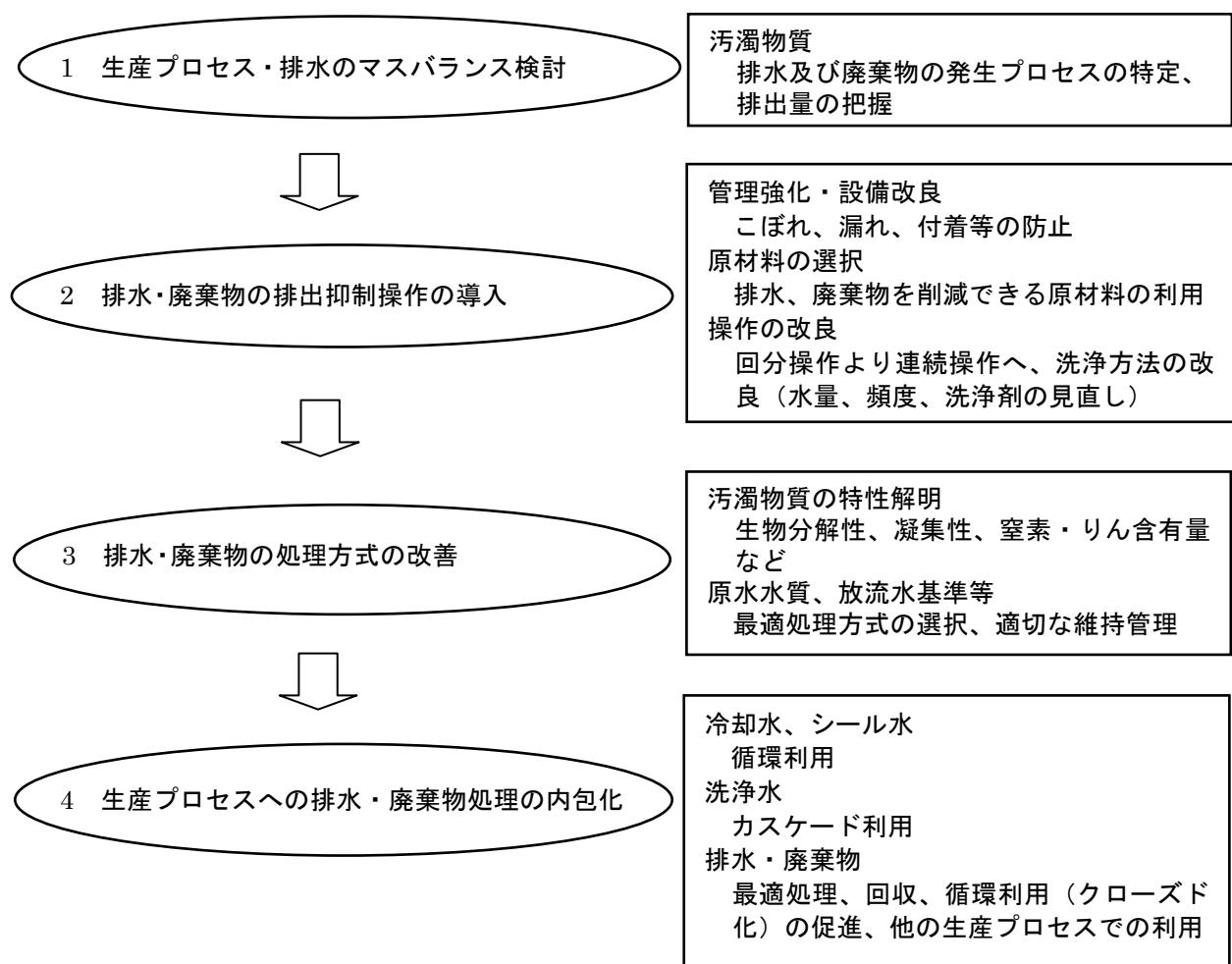
イ 排水処理対策

排水中の窒素、りんを除去してから排出する方法

ウ 生産プロセスネットワークの構築

プロセスから使用されずに排出された窒素、りんを含む未利用物質を別の工場・事業場の生産プロセスの原料として利用する方法

排出負荷量削減フロー



(2) 生産プロセス対策

生産プロセス対策には3つの方法があり、インプットアウトプットモデルを活用し、オンラインサイト処理を考慮した処理水リサイクルの導入など窒素、りんの負荷量の削減対策について検討します。

ア インプット対策

窒素、りんを含まない原料、使用薬品への転換、使用量の適正化

イ 生産プロセス内対策

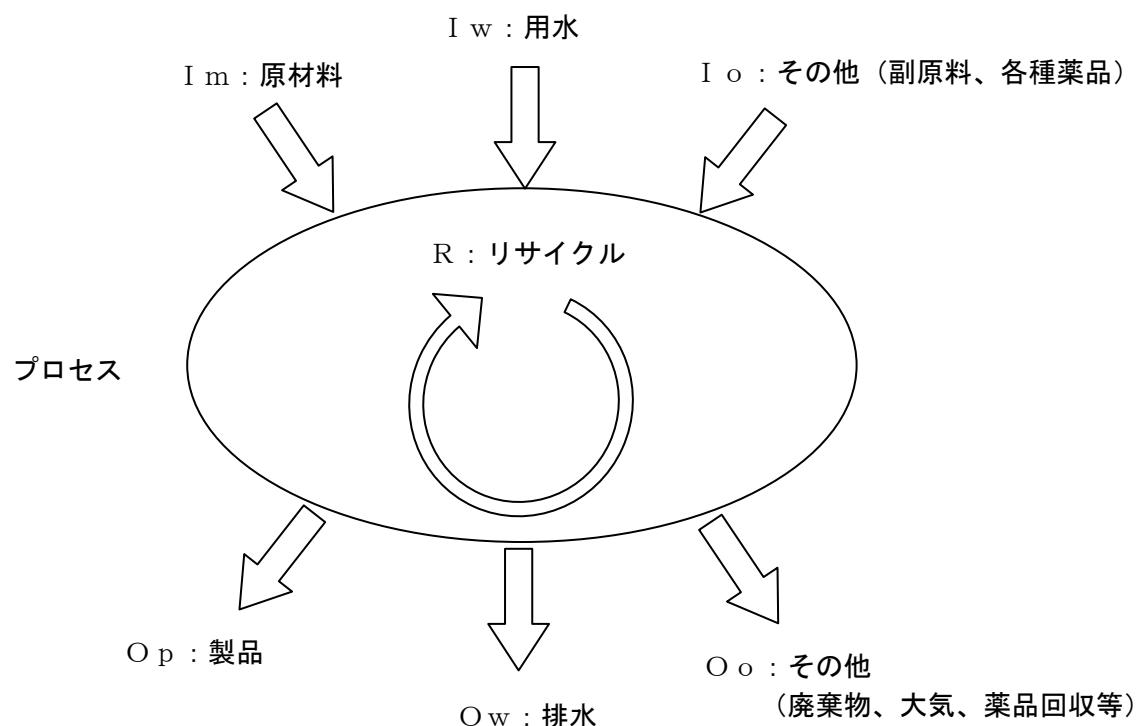
前処理、加工、仕上げ後処理、作業場・製造施設の洗浄プロセスにおける洗浄方法、製品の歩留等の改善による排水系への負荷の削減

ウ リサイクル対策

水の合理化、有効成分の回収、再利用による排水系への負荷削減

インプットアウトプットモデル

インプット



アウトプット

(3) 排水処理対策

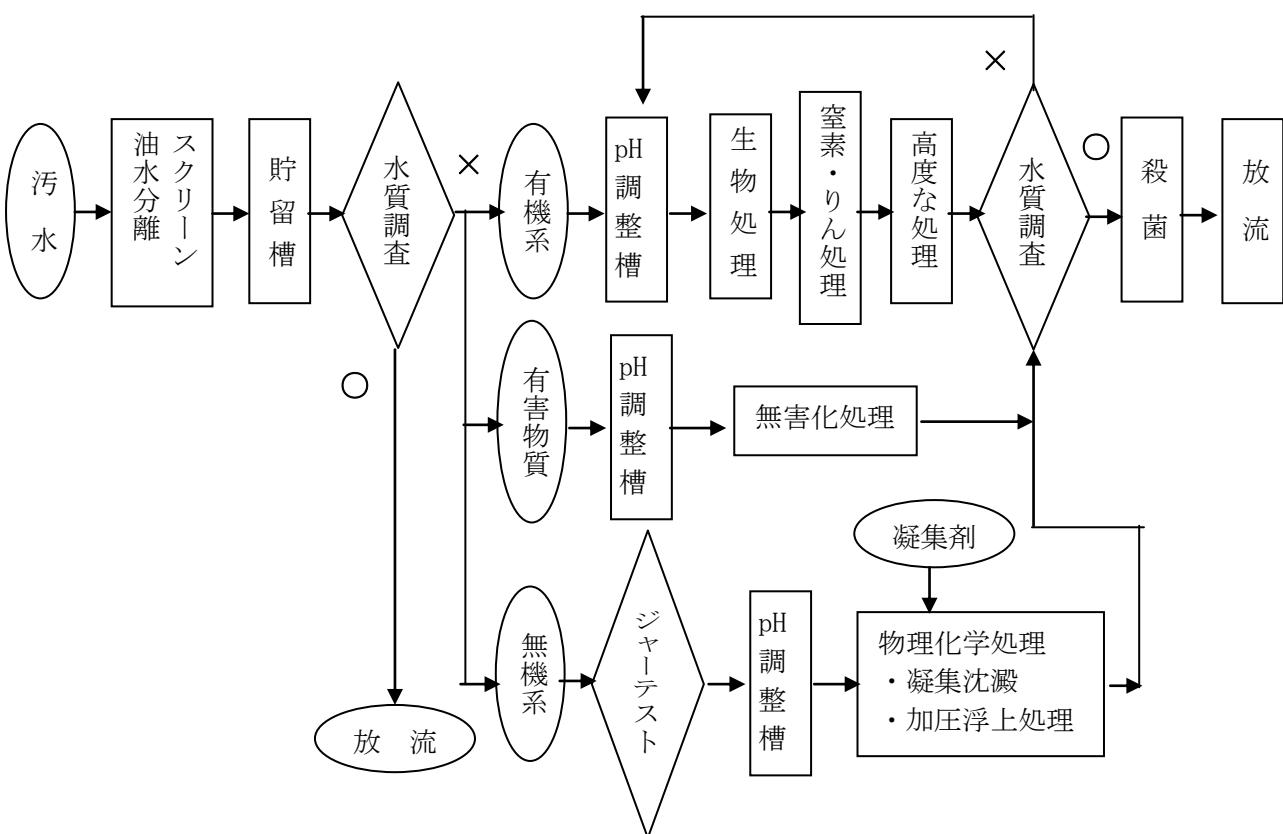
排水処理プロセスには、物理化学的処理法と生物学的処理法があり、排水処理システムの検討フローに従って排水の性状に応じた有機系処理、無機系処理、有害物質処理対策を考慮の上、処理の高度化について検討します。

また、既設の処理施設は、維持管理の改善や窒素、りんの除去率の向上について検討します。

主な窒素・りんの排水処理方法

窒素・りん排水処理プロセス		BOD	窒素	りん	規 模：用 途
物理化学的処理法	アンモニアストリッピング法		◎		大規模：産業系排水
	不連続点塩素処理法		◎		小規模：産業系排水
	触媒湿式酸化法	○	◎		中～小規模：産業系排水
	イオン交換法		◎	○	小規模：産業系排水
	凝集沈殿法	○		◎	大～小規模：産業系排水
	晶析法			◎	中～小規模：産業系排水
	吸着法	○		◎	中～小規模：産業系排水
	MAP法 (りん酸マグネシウムアンモニウム法)		○	◎	大～小規模：生活系排水
生物学的処理法	フォストリップ法			◎	大～小規模：生活系・産業系排水
	循環式硝化脱窒法	◎	◎		大～小規模：生活系・産業系排水
	間欠ばっ氣式活性汚泥法	◎	○	○	中～小規模：生活系・産業系排水
	包括固定化活性汚泥法	◎	◎	○	中～小規模：生活系・産業系排水
	回分式活性汚泥法	◎	○	○	中～小規模：生活系・産業系排水
	オキシデーションディッチ法	◎	○	○	中～小規模：生活系排水
	嫌気好気活性汚泥法 (AO法)	◎	○	◎	大～小規模：生活系・産業系排水
	嫌気無酸素好気活性汚泥法 (A ₂ O法)	◎	◎	◎	大～小規模：生活系・産業系排水
凝集剤併用生物学的脱窒法		◎	◎	◎	大～小規模：生活系排水

注 ◎ (除去効果が大) 及び○ (除去可能) は、汚濁物質の除去程度を一応の目安として示したものである。

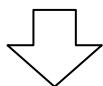


一般的な排水処理システムの検討フロー

既設排水処理施設の検討

既設排水処理施設における窒素・りん除去率向上の検討

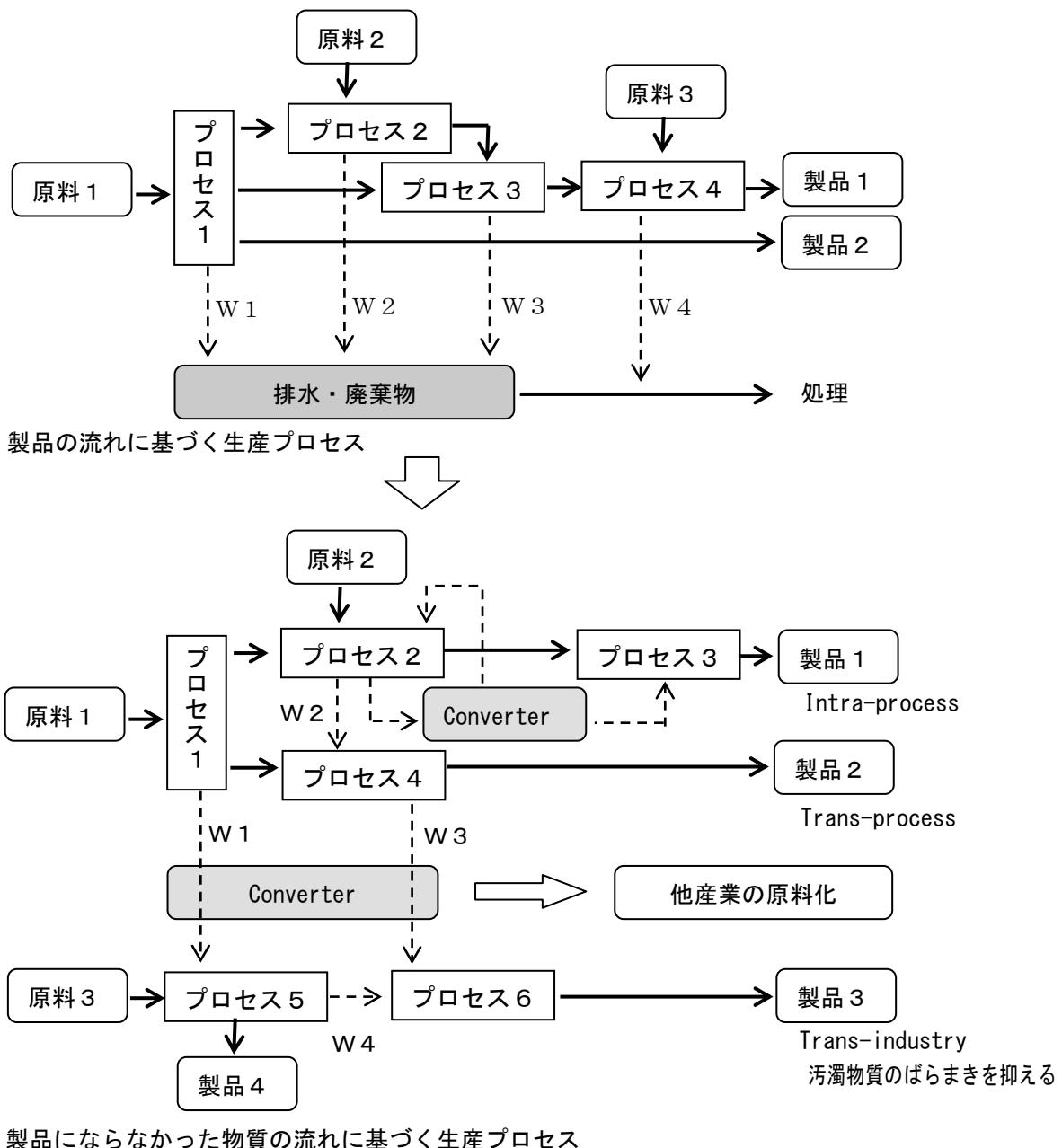
窒 素	既設の活性汚泥処理施設がある場合 ↓ ・循環式生物学的脱窒素法の検討 ・間欠ばつ気式生物学的脱窒素法導入の検討	
り ん	既設の凝集処理がある場合 (沈殿又はろ過施設) ↓ ・りん除去率向上の検討	既設の活性汚泥処理施設がある場合 ↓ ・りん除去率向上の検討 ↓ ・嫌気好気法導入の検討



排水処理施設の改造・増設の検討

(4) 生産プロセスネットワークの構築

廃水、廃棄物という概念を改め、生産プロセスで排出された未利用物質を利用価値がある資源として認識し、生産プロセス内での利用 (Intra-process) から他部門生産プロセスでの利用 (Trans-process) へ、そして他の産業での利用 (Trans-industry) へと窒素・りん含有排水、廃棄物の有効利用を目指し、業種内・業種間のネットワークの構築を検討します。



※ 環境省水環境部閉鎖性海域対策室監修：第5次水質総量規制対応版、小規模事業場排水処理対策全科(2002)より抜粋

(5) 自主管理の推進

窒素、りんの環境への排出負荷量の現状や改善効果を把握するためには、放流水の水質測定や生産プロセスのマスバランスの点検等について自主管理が必要です。

13 とやまの名水

富山県 昭和 61 年 2 月選定

平成 18 年 4 月追加選定

No.	名 称	所 在 地	区分	説 明
1	しちゃだき 七重滝	下新川郡朝日町 笛川	滝	約 60m の断層崖を七段に落下する雄大な滝。名勝として、古くから人々に親しまれています。
2	すぎさわ さわ 杉沢の沢スギ ■ 1	下新川郡入善町 吉原	湧水	黒部川扇状地扇端部の湧水地帯。沢スギが生い茂り、沢には地下水が白砂を上げて湧き出ています。
3	たかせゆうすい にわ 高瀬湧水 の庭	下新川郡入善町 高瀬	湧水	黒部川右岸の自噴地帯における代表的な湧水で、清冷で豊富な量に恵まれています。県内外、他市町村から多くの利用者があります。
4	はか き しぜんこうえん 墓ノ木自然公園	下新川郡入善町 墓ノ木	その 他	黒部川の清流や、自然をそのままの形で生かした河川敷に広がる約 22ha の公園であり、水と緑に親しみ、自然観察する格好の場所となっています。
5	くろべきょうこく 黒部峡谷	富山市、黒部市 中新川郡立山町	河川	大小無数の渓流が黒部川の本流となり、岩を削り、日本で最も深く、そして幽玄な峡谷美を形作っています。
6	じゅうにかんの 十二貫野用水	黒部市	農業 用水	江戸時代に椎名道三が高度な技術で開削した用水。一部の区間は、地域の文化遺産として保存され、親水公園となっています。
7	しようず さと 清水の里 ■ 2	黒部市吉田 (JR 生地駅)	湧水	北陸本線生地駅前に湧き出る清らかで冷たい水。御影石で作られた水飲み場が整備され、乗降客や市民のどを潤しています。
8	いくじ 生地の共同洗い場 ■ 3	黒部市生地	湧水	黒部川扇状地の豊富な湧水を利用し、地域住民が共同で管理している洗い場。主婦たちの語らいの場ともなっています。
9	めいすいこうえん しようず 名水公園 の清水	黒部市生地中区	湧水	黒部漁港前の公園で「魚の駅」にも隣接していることから、毎年多くの人々が訪れており、おいしい水が飲める公園として親しまれています。
10	つきみじま しようず 月見嶋の清水	黒部市生地山新	湧水	新治神社の境内にある月見嶋の池に湧き出す清水。12世紀ごろにあった「越之湖」の名残とされています。
11	むらつばき ひだ しようず 村椿(飛驒)の清水	黒部市飛驒	湧水	黒部川扇状地にある豊富な水量と水の冷たさを誇る自噴井で、地域住民に愛され、大切に保全・整備されています。
12	はこね しようず 箱根の清水	黒部市長屋	井戸	江戸時代に北陸街道を行き来した旅人がのどを潤した休息所が、宇奈月へと上がる県道の脇で現代人ののどを心を潤しています。
13	おりたて れいすい 下立の靈水	黒部市宇奈月町 下立	湧水	地元地域住民はもちろん近隣市町から多くの人が靈水として水を汲みに訪れます。付近一帯は、とやま森林浴の森に指定され、自然環境学習の場としても利用されています。
14	こまあら いけ 駒洗い池	黒部市嘉例沢	湧水	戦国時代の武将たちが馬を洗い清めた池と伝えられ、今も美しい清水をたたえています。
15	かたかいがわ 片貝川の清流	魚津市	河川	万葉の歌人、大伴家持が「可多加比の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通ひ見む」と歌った清流です。
16	うおづえきまえ 魚津駅前の「うまい水」	魚津市釈迦堂 (JR 魚津駅)	井戸	日本一うまい水と池田弥三郎教授が折り紙をつけた魚津の水。旅行者や市民に親しまれています。
17	すい てんこ水	魚津市諫訪町、 本町	湧水	ちょうどごはんをてんこ盛りにしたように、川の底から水が湧き出でるので、この名が付いたといわれます。
18	ぎょうでん さわしみず 行田の沢清水 ▲ 1	滑川市上小泉	その 他	早月川の伏流水が湧き出した清水。付近一帯は、自然林に囲まれ、市民が水と緑に親しむ格好の散策場所となっています。
19	あなんたん れいすい 穴の谷の靈水 ■ 4	中新川郡上市町 黒川	湧水	行者が靈水として利用していたもので、近年は、この靈水を求めて全国から多くの人々が訪れます。
20	こうぼうだいし しみず 弘法大師の清水	中新川郡上市町 護摩堂	湧水	弘法大師ゆかりの清水で、地域の人々に利用されてきました。これを飲むと頭が良くなるといわれています。
21	おおいわさんにつせきじ ふじみず 大岩山日石寺の藤水	中新川郡上市町 大岩	湧水	古くから北陸の靈場として知られている大岩の不動。岩を回り出る藤水は、眼病に靈験有りと人々に信じられてきました。

No.	名 称	所 在 地	区分	説 明
22	かみいちがわえんがんえんとう 上市 川 沿岸 円筒 ぶんすいじょうえんとうぶんすいそう 分水場 円筒 分水槽	中新川郡上市町 积泉寺	農業 用水	上市川の沿岸域の水争いを解決するため整備されました。地元では、先人の技術と熱意を後世に伝えるため、保存に努めています。
23	はやつきがわ 早月川の清流	中新川郡上市町、 滑川市、魚津市	河川	北アルプスの剣岳に源を持ち、全国屈指の急流河川となって、富山湾に注いでいます。その河口の海は、ホタルイカ漁でにぎわうところです。
24	たてやまたまどの 立山玉殿の湧水 ■ 5	中新川郡立山町 室堂	湧水	立山黒部アルペンルートの立山トンネルの開通により噴出した湧水。2~5 ℃と非常に冷たく、水量も豊富です。
25	くろべこ 黒部湖	富山市、中新川郡 立山町	湖沼	日本一の高さを誇るアーチ式ダムによる人造湖。エメラルドグリーンの湖水に周囲の雄大な山々を映します。
26	みくりが池	中新川郡立山町 室堂	湖沼	標高2,400m、立山黒部アルペンルートにある、神秘的な湖。青々とした水面に映える立山の雄姿は美しい。
27	じょうがんじがわ 常願寺川の清流	富山市、中新川郡 立山町	河川	長さ56km、万年雪を頂く立山・薬師岳に源を発し、富山湾に注ぐ、我が国屈指の急流河川です。
28	しょうみょうだき 称名滝	中新川郡立山町 芦嶋寺ブナ坂	滝	日本一の落差350mを誇る大滝。4段になって落ちるその豪快さは、訪れる人を驚嘆させます。
29	いわむろ 岩室の滝	中新川郡立山町 虫谷	滝	落差24m、白布を垂らしたような滝。谷川が岩石の軟弱部を浸食、後退してきたもので、地質学上貴重です。
30	まつかわ 松川	富山市	河川	富山市の中心部を流れます。ニシキゴイが群泳し、桜並木と彫刻が川べりを彩る市民の憩いの川となっています。
31	いしくらまち えんめいじぞう ▲ 2 石倉町の延命地蔵の水	富山市石倉町	井戸	いたち川の川べりにある延命地蔵の御手洗い水。万病に効く靈水ともいわれています。
32	なかのてら れいすい 中ノ寺の靈水	富山市上滝	湧水	弘法大師が祭られている祠の下から湧いている水。不老長寿、皮膚病に効く靈水といわれています。
33	ありみねこ 有峰湖	富山市有峰	湖沼	北アルプスの靈峰薬師岳に連なる山々の清流を集め、満々と水をたたえた湖です。湖面には美しい山々の姿を映します。
34	じょうさいごくちょうすい 常西合口用水	富山市	農業 用水	明治時代に、常願寺川左岸に12の用水を合併合口化してできた用水です。富山市の水道水源となっています。
35	とのさましようず 殿様清水	富山市春日	湧水	昔、殿様が好んでこの湧水を飲んだことからこの名が付いたといわれます。今も茶人などに愛用されています。
36	やきやま 八木山の滝	富山市八木山	湧水	八木山の不動尊の祠から湧く水は、昔けものが傷をいやしたといわれ、現在は滝となり、絶えることなく落ちています。
37	じんづきょう 神通峡	富山市	河川	飛騨盆地から富山平野に抜ける風光明びな渓谷。県下屈指の景勝地で、県定公園となっています。
38	かつら しみず 桂の清水	富山市八尾町 大玉生	湧水	大玉生八幡社横にある樹齢千年といわれる桂の大木。その根元から湧き出す清冽な水で、人々の生活水として守られてきました。
39	かじすい 加持水	富山市婦中町 千里	湧水	常楽寺観音堂地内の湧水。聖観音が山田村から常楽寺へ遷された時に湧き出てきたものと伝えられています。珍しい「ヒカリモ」があります。
40	かざんじ れいすい 花山寺の靈水	富山市山田若土	湧水	谷川沿いの岩間から湧き出る水。花山寺では水かけ地蔵を建立し、靈水として利用しています。
41	あさひ たき 朝日の滝	富山市婦中町 安田	湧水	この滝は、靈験があり不治の病も治すといわれ、親しまれてきました。江戸時代中期～後期には、全国から大勢の参拝者が訪れ、参道には、茶店や旅籠も立ち並んでいたといいます。
42	やくしょうじいけ 薬勝寺池	射水市中太閤山	湖沼	かんがい用のため池として、約500年前に作られたと伝えられています。現在は薬勝寺池公園として、地域住民の憩いの場となっています。
43	たんじょうじ たんじょうすい 誕生寺の誕生水	射水市島	井戸	約600年前、法華宗の開祖日隆聖人が誕生の折に湧出した清泉。聖人の産湯とされたことから「誕生水」と名付けられました。
44	ゆみ しょうず 弓の清水 ▲ 3	高岡市中田常国	湧水	木曾義仲が、平家との戦いのとき、部下の進言により弓矢を射ったところ湧き出た清水と伝えられています。
45	きゅうろっか ようすい 旧六ヶ用水	高岡市滝	農業 用水	地元住民と小・中学校児童の保存活動により、毎年ホタルが飛び交うようになり、観察会には多くの参加者があります。付近一帯は、県の天然記念物（ゲンジボタル等の生息地）に指定されています。

No.	名 称	所 在 地	区分	説 明
46	けたじんじや せいせん 氣多神社の清泉	高岡市伏木一宮	湧水	大伴家持が住んだ万葉の里。杉木立に囲まれた岩壁から清泉が出ています。
47	かげな 影無し井戸	高岡市末広町	井戸	高岡市の中心部にあり、約 230 年前、親孝行な六兵衛が掘ったと伝えられています。市民により大切に保存されています。
48	たかおかこじょうこうえん すいごう 高岡古城公園の水濠	高岡市古城	その 他	前田利長の築いた城で設計者は高山右近と伝えられています。約 67,000m ² の水濠は満々と水をたたえ、四季を通じて美しい景観を映しています。
49	やべ ようりち 矢部の養鯉池	高岡市福岡町 矢部	その 他	庄川の伏流水が湧く矢部地内では、豊富な地下水を利用して、観賞用や食用の鯉が盛んに養殖されています。
50	じょうにちじ 上日寺の かんのんぼさつれいすい 觀音菩薩靈水	氷見市朝日本町	湧水	古くより、無病長寿に効く靈水といわれ、飲用されてきました。傍には、国指定天然記念物の大イチョウがそびえ立っています。
51	はとしみず 鳩清水	小矢都市埴生	湧水	埴生護国八幡宮の境内にあり御手洗水などに利用されています。年中枯れることなく、参拝者に潤いを与えていています。
52	みやじまきょう 宮島峡	小矢都市宮島	河川	小矢部川の支流、子撫川の清流に沿った谷間。小さなナイアガラといわれる「一の滝」をはじめ、多くの滝や淵からなっています。
53	おおしょうず 大清水	小矢都市白谷	湧水	底から清水が白砂を上げて湧き出しています。池には、市の天然記念物に指定されているアシツキが自生しています。
54	うりわりしようず 瓜裂清水	■ 6 砺波市庄川町 金屋	湧水	綽如上人の馬のひづめが陥没してできたという故事があります。瓜を冷したところ、冷たくて自然に裂けたことから命名されました。
55	またべえしみず 又兵衛清水	砺波市増山	湧水	増山城築城の折、家臣の山名又兵衛が発見したと伝えられます。城跡を訪れるハイカーに親しまれています。
56	なわがいけ 縄ヶ池	南砺市養谷	湖沼	原生林に囲まれ、伝説を秘めた池。四季を通じて清澄な水を満々とたたえ、天然記念物のミズバショウが群生しています。
57	さくらがいけ 桜ヶ池	南砺市立野原	湖沼	池の周囲に桜の木が多いことからこの名が付けられました。春の新緑、秋の紅葉など、水と緑に恵まれた自然を満喫できます。
58	なこえ 中江の靈水	南砺市中江	湧水	「水神様の水」とも呼ばれ、村の祭神「水波廻女神」を祭った社の床下から湧出している神聖な水です。
59	じょうがわきょう 庄川峡	砺波市、南砺市	河川	小牧ダム湖を中心とする周辺一帯は県定公園に指定されています。四季織りなす景観は見事です。
60	まるいけ 丸池	南砺市新屋	湧水	合掌造りで知られる越中五箇山の上平村。浄土真宗を広めた赤尾道宗の信心による湧水の池です。
61	わきたに 脇谷の水	南砺市利賀村 栗当	湧水	脇谷橋の橋詰にあるお地蔵さまの祠から湧き出ています。住民やドライバーに飲用され親しまれています。
62	あかそぶいけ 赤祖父池	南砺市川上中	湖沼	赤祖父川の水をせき止めてできた、かんがい用の貯水池。ヘラブナが放流され釣り大会等により親しまれています。
63	ふどうだき れいすい 不動滝の靈水	▲ 4 南砺市大谷	湧水	岩から清らかな水が噴出しています。古くから、旱魃を救った靈水として大切にされてきました。
64	ひ しょうず 妃の清水	南砺市安居	湧水	安居寺の下を流れる御手洗川の川沿い、切り立った岩壁の割れ目から枯れることなく湧き出ています。
65	おやべがわ ながとろ 小矢部川の長瀬	南砺市中河内	河川	小矢部川上流の峡谷。奇岩がそり立ち、岩肌に松、桧が盆栽のように生える光景は水墨画を思わせます。
66	とやまわん しんそうすい 富山湾の深層水	取水地： 滑川市、入善町	その 他	「富山湾の深層水」は、冷たく清浄で、ミネラル分を豊富に含んでいることから、未知の可能性を秘めた新しい地域の資源として、大きな注目を集めています。

(注) ■印は昭和 60 年 3 月に環境庁の「名水百選」に選定されたものである。

■ 1 ~ ■ 3 は全国名水百選「黒部川扇状地湧水群」として選定されたものである。

▲印は平成 20 年 6 月に環境省の「平成の名水百選」に選定されたものである。

▲ 2 は平成の名水百選「いたち川の水辺と清水」として選定されたものである。

14 下水道の普及状況

下水道処理人口普及率の推移

(単位：%)

年度区分	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
富山県	54	59	63	65	68	70	72	73	76	77	79	80	81	82	82
全国	60	62	64	65	67	68	69	71	72	73	74	75	76	76	77

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の概要

(平成 24 年度末)

事業主体名 年度	着手 開始 年度	供用 開始 年度	認可 計画面積 (ha)	農排分 (内数)	汚水管渠 整備面積 (ha)	処理 面積 (ha)	認可 計画人口 (人)	農排分 (内数) (人)	処理 人口 (人)		備考
									処理 人口 (人)	備考	
富山市	S27	S37	10,816	121	9,703	9,547	411,654	4,107	380,146	公共、特環	
高岡市	S24	S40	5,280	-	4,021	4,021	186,952	-	158,082	公共、特環	
魚津市	S60	H1	1,186	148	843	843	38,000	3,000	30,883	公共、特環	
永見市	S50	S58	1,381	264	934	933	46,370	8,010	30,292	公共、特環	
滑川市	S54	H1	1,240	72	777	777	30,540	1,970	20,330	公共、特環	
黒部市	S52	S61	1,127	45	814	814	37,780	1,620	25,995	公共、特環	
砺波市	S59	H3	1,247	-	1,142	1,140	26,858	-	29,990	公共、特環	
小矢部市	S57	H2	838	-	663	663	22,453	-	18,501	公共、特環	
南砺市	S46	H1	1,897	-	1,720	1,720	63,329	-	46,318	公共、特環	
射水市	S34	S45	2,402	19	2,186	2,186	86,545	690	82,590	公共、特環	
上市町	H3	H4	117	-	121	121	4,910	-	3,577	特環	
入善町	H8	H13	820	217	554	554	26,000	5,560	19,163	公共、特環	
朝日町	H8	H13	464	-	318	316	10,700	-	8,202	公共、特環	
中新川組合*	S62	H6	1,606	-	1,399	1,387	42,900	-	37,939	公共、特環	
舟橋村			133	-	125	125	3,200	-	3,043	公共	
上市町			659	-	577	575	15,800	-	14,001	公共、特環	
立山町			814	-	697	687	23,900	-	20,895	公共、特環	
計			30,421	886	25,194	25,022	1,034,991	24,957	892,008		

* 中新川広域行政事務組合（舟橋村、上市町、立山町）

注 認可計画人口は、観光人口を含む。

出典「富山県の下水道（平成 26 年 3 月）」（富山県）

15 水質年表

(昭和 33 年～47 年)

年 月	内 容
33. 12	・「公共用水域の水質保全に関する法律」、「工場排水等の規制に関する法律」制定
41. 12	・小矢部川下流の底質から有機水銀検出、県、追跡調査を実施
42. 8	・「公害対策基本法」制定（水質保全の行政上の目標として環境基準を設定することとされた。）
43. 8	・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
44. 2	・国、魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河を水質保全法のメチル水銀規制水域に指定
45. 1	・神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬㈱富山工場と判明
4	・「水質汚濁に係る環境基準について」閣議決定
6	・国、魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部を水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
12	・国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定
12	・公害国会（第 64 回臨時国会）開会 (従前の法制では対処し得ないような公害の状況の中で公害関係法令の抜本的整備を図ることを主目的として召集され、公害問題に関する集中的な討議が行われた。)
12	・「水質汚濁防止法」制定（46 年 6 月施行） (水質保全法と工場排水規制法を一元化するとともに、指定水域制を廃止し全公共用水域を対象として排水規制を行うこと、排水基準違反に対しては直罰を導入すること等水質保全対策の強化を図るものとして制定された。)
46. 5	・国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定
7	・富山県水質審議会設置
10	・県、有害物質に係る上乗せ排水基準及び小矢部川水域に係る上乗せ排水基準を設定
12	・県、小矢部川水質常時監視所を設置
12	・「水質汚濁に係る環境基準について」を環境庁告示
47. 4	・県、神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定

(昭和 47 年～50 年)

年 月	内 容
47. 6	・大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正 (公害被害について円滑な被害者の救済を図るために、公害に係る事業者の無過失損害賠償責任制度を導入した。)
6	・県、白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定
7	・県、白岩川水域に係る上乗せ排水基準設定
9	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（豚房施設、牛房施設、馬房施設）
10	・県、シアソ及びヒ素に係る上乗せ排水基準設定
12	・県、小矢部川水域に係る上乗せ排水基準設定
48. 6	・県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始
6	・厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表
6	・環境庁、9 水域（水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、氷見、魚津、酒田）を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定
7	・国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始
9	・県、庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定
9	・県、カドミウムに係る上乗せ排出基準及び排水基準設定
9	・県、庄川水域等に係る上乗せ排水基準設定
49. 5	・富山市、水質汚濁防止法に基づく政令市に指定
9	・国、総水銀、アルキル水銀の環境基準及び排水基準を追加
11	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（旅館業、試験研究施設等）
12	・県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定
12	・県、常願寺川水域等に係る上乗せ排水基準設定
50. 2	・国、PCB に係る環境基準及び排水基準を追加
5	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（水道施設及び中央卸売市場）

(昭和 51 年～59 年)

年 月	内 容
51. 3	・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正を含む。）
3	・県、早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正を含む。） (51 年 4 月 1 日施行)
53. 6	・水質汚濁防止法の一部改正（総量規制の導入）(54 年 6 月施行)
54. 5	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（病院、一般廃棄物処理施設）
56. 2	・県、小矢部川水質常時監視所（機器）更新
11	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（冷凍調理食品製造業等 8 業種 11 施設）
57. 1	・県、松川に係る環境基準の水域類型の指定
3	・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示
6	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（地方卸売市場）
12	・国、湖沼の窒素及び磷にかかる環境基準の設定
58. 10	・海洋汚染防止条約（MARPOL 条約）が発効
59. 1	・厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチレン等 3 物質について、暫定水質基準を設定
7	・湖沼水質保全特別措置法制定
8	・国、環境影響評価実施要綱を閣議決定
8	・国、トリクロロエチレン等の排出について暫定指導指針を設定 (化学物質による広範な地下水汚染が顕在化してきたため、当面の措置としてトリクロロエチレン等 3 物質を取り扱う工場・事業場に対し、これらの物質の地下浸透の防止及び公共用水域への排出の抑制について指導することとした。)
10	・厚生省、ダイオキシン、水銀、トリクロロエチレン等調査研究委員会を設置
10	・県、水質環境管理計画策定研究会を設置し、同計画の策定について検討開始（61 年 3 月報告）
11	・松川への浄化用水取水施設完成
12	・「湖沼水質基本方針」閣議決定（今後の湖沼水質保全施策の基本的方向等を示した。）

(昭和 60 年～62 年)

年 月	内 容
60. 3	・環境庁の「名水百選」(最終)に、本県の「穴の谷の靈水」、「黒部川扇状地湧水群」、「瓜裂の清水」、「立山玉殿の湧水」を選定
4	・厚生省の「おいしい水研究会」がおいしい水道水の水質要件を公表
5	・湖沼の窒素、燐に係る排水基準を設定 (湖沼の富栄養化を防止するため、燐については 1,022 湖沼、窒素についてはそのうち 45 湖沼について排水規制を実施した。)
5	・国、黒部湖、有峰湖等の県内 10 湖沼について燐の排水基準適用を告示
7	・都道府県水質審議会が都道府県公害対策審議会に統合される (61 年 1 月施行)
12	・「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼及び指定地域の指定を閣議決定
61. 1	・水質汚濁防止法の一部改正により富山県水質審議会を富山県公害対策審議会に併合
2	・県、「とやまの名水」として 55 件を選定
4	・県、「とやまの名水」マップ発行
4	・県、「富山県「とやまの名水」環境整備事業費補助金交付要綱」を制定、各市町村に通知 (61 年 4 月)
6	・県、「水の王国とやま」出版
7	・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画」を諮問
9	・国、中央薬事審議会、シロアリ駆除剤クロルデン等の使用全面禁止を答申
9	・国、クロルデン及びヘプタクロルを化学物質審査規正法の特定物質に指定
62. 1	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機塩素系溶剤 6 物質を化学物質審査規正法により特定化学物質に指定
2	・県公害対策審議会、「水質環境管理計画」を知事に答申
2	・知事、県公害対策審議会に「神通川流域農用地土壤汚染対策地域の指定の一部解除」を諮問 (同日、答申)
2	・県、「水質環境管理計画 (クリーンウォーター計画)」を策定
2	・県、水質環境管理計画を推進するため、関係団体等からなる協議会を設置

(昭和 62 年～平成元年)

年 月	内 容
62. 5	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを化学物質審査規正法の指定化学物質に指定
12	・県自然保護協会（黒部川汚濁調査委員会）、黒部川の汚濁の原因調査結果について報告
63. 3	・小矢部川流域下水道二上浄化センター一部共用開始
3	・県、「富山県合併処理浄化槽設置推進事業実施要綱」を制定、各市町村に通知 (63年4月1日より適用)
7	・知事、「有峰湖及び板津川下流水域に係る環境基準の水質類型及び排水基準について」を公害対策審議会に諮問（63年12月15日答申）
8	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（弁当製造業等4業種5特定施設） (63年10月1日施行)
9	・環境庁、「底質調査方法」を改定、全窒素、全りんの調査方法追加・改正
10	・環境庁、「生活雑排水対策推進指導指針」を発表
11	・環境庁、中央公害対策審議会に「地下水保全対策のあり方と事故の措置について」諮問（元年2月15日答申）
11	・県、「生活排水を考えるシンポジウム」を、新湊市で開催
元. 1	・県、ゴルフ場の農薬使用状況調査及び水質調査結果を公表
2	・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問 (元年2月18日答申)
3	・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域及び板津川下流水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び改正
3	・県、有峰ダム貯水池（有峰湖）水域に係る上乗せ排水基準設定
3	・国、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を化学物質審査規制法の第2種特定化学物質に指定
3	・国、水質汚濁防止法施行令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加
4	・国、排水基準を定める總理府令の一部改正、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの排水基準を設定

(平成元年～2年)

年 月	内 容
元. 4	・国、四塩化炭素の地下浸透及び排水に係る指導指針を通知
6	・国、水質汚濁防止法を改正し、有害物質の地下浸透を禁止
7	・国、熊野川ダム、上市川第2ダムをりんの規制対象湖沼に追加指定
8	・第5回全国水環境保全市町村シンポジウム（全国名水シンポ）を黒部市で開催
10	・井波町において、テトラクロロエチレンによる地下水汚染が深刻化
11	・県、土地対策要綱を改正し、50 ha以上の開発行為に環境影響評価を義務付け
2. 2	・県、公害対策審議会に、地下水の水質測定計画の策定にあたっての基本的な考え方について、 諮問（2年3月27日答申）
3	・県、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を制定（2年4月1日施行）
3	・中央公害対策審議会、生活排水対策に関する制度のあり方について、答申
3	・県環境保健健康調査協議会、井波町のテトラクロロエチレンによる地下水汚染に係る住民健康 調査では、「テトラクロロエチレンの健康影響を疑う根拠となるものは認められなかった」と 発表
3	・県、環境保全基金条例を制定
3	・県公害対策審議会、環境影響評価制度の基本的な考え方について、答申
3	・県公害対策審議会、地下水の水質測定について、答申
3	・知事、公害対策審議会に、富山県公害防止条例の改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエ チレンの排水基準の設定等）について、諮問（同日、答申）
5	・国、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を設定
6	・知事、公害対策審議会に、黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る環境基準の水域類型及び排水 基準について、諮問（2年12月17日答申）
6	・県、富山県環境影響評価要綱を制定（2年10月1日施行）
6	・国、水質汚濁防止法を改正し、生活排水対策を推進するための制度的枠組みを、水質汚濁防止 法の体系の中に取り入れる。

(平成 2 年～ 5 年)

年 月	内 容
2. 6	・県、公害防止条例を改正し、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に追加するとともに、有害物質の地下浸透を禁止（2年8月10日施行規則改正、10月1日施行）
3. 3	・県、「黒部ダム貯水池（黒部湖）水域に係る上乗せ排水基準」を設定する条例を公布
3	・「黒部ダム貯水池（黒部湖）水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について」告示
5	・知事、公害対策審議会に「水質環境管理計画の改正」を諮問（4年3月答申）
7	・水質汚濁防止法に基づく特定施設の追加（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設）（3年10月施行）
7	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、対象農薬を追加
8	・国、土壤の汚染に係る環境基準を設定
4. 3	・八尾町におけるトリクロロエチレンによる地下水汚染を発見
3	・「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中の農薬濃度の指導値を設定（同日施行）
3	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を策定
5	・県、「地下水指針」を策定
9	・環境庁、中央公害対策審議会に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」及び「海域の窒素及び燐に係る環境基準等の設定について」諮問
12	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を一部改正し、排水中のフェニトロチオン濃度の指針値を改正
5. 2	・県、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」を一部改正し、排出水中のフェニトロチオン濃度の指導値を改定（同日施行）
3	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等15物質を水質環境基準健康項目に追加
8	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及び燐に係る環境基準と排水基準を設定

(平成 5 年～ 8 年)

年 月	内 容
5. 11	・内川浄化用水導入事業着工
11	・環境基本法制定
12	・国、水質汚濁防止法施行令を一部改正し、有害物質としてジクロロメタン等 13 物質を追加（6 年 2 月 1 日施行）
6. 1	・知事、公害対策審議会に「神通川流域農用地土壤汚染対策地域の指定の一部解除（第 3 回）について」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」諮問（6 年 3 月 28 日答申）
2	・環境庁、「土壤の汚染に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレン等 15 物質を追加するとともに、鉛、砒素の基準を強化
3	・国、「特定水道利水障害の防止のための水道水源地域の水質の保全に関する特別措置法」制定
4	・国、公共用水域等における農薬の水質評価指針について通知（殺虫剤、殺菌剤及び除草剤の 27 農薬に指針値を設定）
4	・国、農薬取締法施行令の一部改正（シマジンを水質汚濁性農薬に指定、6 年 7 月 1 日施行）
4	・国、「悪臭防止法施行規則」及び「悪臭物質の測定の方法」を改正（メチルメルカプタン等の排出水中における規制基準の設定及び測定方法の追加、7 年 4 月 1 日施行）
7. 8	・知事、環境審議会に「富山県公害防止条例に基づく汚水又は廃液に係る規制基準の設定等について」を諮問（同日答申）
10	・北西太平洋の環境海洋モニタリングに関するワークショップを開催
11	・県、「富山県公害防止条例施行規則」を一部改正（汚水または廃液に係る規制項目の追加等、8 年 1 月 1 日施行）
11	・県、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について」を一部改正（酢酸エチル等悪臭 10 物質の追加及び排出水中における悪臭物質の規制基準の設定、8 年 1 月 1 日施行）
12	・県、「富山県環境基本条例」を制定（同日施行）
8. 3	・県、「富山県公害防止条例施行規則」を一部改正（従業員が 10 人以上の工場等に係る事務を富山市長に委任、8 年 4 月 1 日施行）
5	・環境庁、中央環境審議会に「地下水の水質の汚濁に係る環境基準の設定について」を諮問（9 年 3 月 6 日答申）

(平成 8 年～11 年)

年 月	内 容
8. 6	・国、水質汚濁防止法を一部改正（地下水の水質浄化のために必要な措置及び油流出事故時の措置に関する規定の整備、9年4月1日施行）
9. 2	・知事、環境審議会に「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」を諮問（9年7月答申）
3	・県、「工場または事業場の事故に関する措置要綱」を一部改正（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく事故の範囲が拡大されたため、事故の範囲を拡大し、適用地域から富山市を除外、9年4月1日施行）
9	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を改定
10. 3	・環境庁、「日本の水浴場 55 選」に本県の島尾・松田江浜（氷見市）を選定
6	・県、「富山湾水質保全研究会」を設置
7	・国、環境ホルモン緊急全国一斉調査を開始
9	・県、「富山県水質環境基準検討会」を設置
11. 2	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素の3項目を環境基準健康項目に追加
5	・県、「環境ホルモン対策府内連絡会議」を設置
7	・国、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）を公布（12年3月30日施行）
7	・国、「ダイオキシン類対策特別措置法」を公布（12年1月15日施行）
12	・国、水質汚濁防止法に基づく特定施設を追加（ジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、12年3月1日施行）
12	・国、ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準を設定（12年1月15日から適用）
12	・国、ダイオキシン類対策特別措置法施行令により、ダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する特定施設を指定（7号に分類、延べ14施設）
12	・国、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則により、ダイオキシン類の水質排出基準を設定（12年1月15日施行）

(平成 12 年～16 年)

年 月	内 容
12. 6	・県、環境審議会に「境川ダム貯水池（桂湖）に係る環境基準水域類型の指定及び排水基準の設定について」諮問
11	・環境審議会、「境川ダム貯水池（桂湖）に係る環境基準水域類型の指定及び排水基準の設定について」答申
12	・中央環境審議会、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」答申（11 年 2 月 22 日諮問）
12	・中央環境審議会、「土壤の汚染に係る環境基準の項目追加等について」答申（11 年 7 月 14 日諮問）
13. 3	・県、「境川ダム貯水池（桂湖）に係る上乗せ排水基準」を設定
3	・国、「土壤の汚染に係る環境基準についての一部改正について」を告示
3	・県、「境川ダム貯水池（桂湖）に係る環境基準の水域類型」を指定
6	・国、水質汚濁防止法施行令の一部を改正し、有害物質としてほう素等 3 物質を追加するとともに、排水基準を設定（13 年 7 月 1 日施行）
11	・県、環境審議会に「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」諮問
12	・国、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を一部改正（対象農薬を 10 農薬追加）
14. 3	・環境審議会、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」答申
3	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を改定
5	・小矢部川の国条橋等における水質調査で、ダイオキシン類が環境基準を超えて検出
6	・国土交通省、県及び高岡市、小矢部川ダイオキシン類調査の実施
12	・県、小矢部川及び横江宮川で水質環境基準を超過するダイオキシン類が検出された主原因は、小矢部市にある染色整理業の工場であると判断
15. 11	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する視点から、全亜鉛の基準値を設定
16. 3	・国、水質汚濁に係る環境基準等を見直し、要監視項目 5 項目を追加するとともに、要監視項目 2 項目の指針値を改定

(平成 16 年～20 年)

年 月	内 容
16. 5	・県、海上保安庁（第九管区海上保安本部）と連携し、富山湾沿岸部の流入河川水の拡散状況、栄養塩類の挙動を把握することを目的として、「富山湾共同環境調査」を実施
5	・国、燐含有量についての排水基準に係る湖沼を追加（布施川ダム、白岩川ダム、利賀川ダム）
11	・飛騨市神岡地内の神通川水系流域の事業場から、約 8000ℓ の C 重油が流出する事故発生
17. 9	・県、「富山湾共同環境調査検討会」を設置
9	・県、「とやまの名水検討委員会」を設置
9	・県、「とやまの名水」に「富山湾の深層水」を追加選定
10	・国、水環境部を改組し、「水・大気環境局」を設置
11	・県、「富山県地下水指針」を改定
18. 3	・国、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」を公表
4	・県、「とやまの名水」に 10 件追加選定
5	・国、「快水浴場百選」に「島尾海水浴場」及び「宮崎・境海岸」を選定
6	・国、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁の常時監視等の処理基準」を改定
8	・県、改訂版「とやまの名水」を発刊
12	・国、「排水基準を定める省令」を一部改正し、亜鉛含有量の一律排水基準を 5 mg/l から 2 mg/l に強化
19. 3	・県、「富山湾共同環境調査検討会」において、富山湾共同環境調査結果を取りまとめ報告
4	・県、「元気とやま創造計画」を策定
7	・国、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるほう素、ふつ素及び硝酸性窒素に係る暫定排水基準について一部見直し
20. 3	・環境審議会、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）の改定について」答申
3	・県、「水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を改定

(平成 20 年～22 年)

年 月	内 容
20. 6	・環境省の「平成の名水百選」に本県の「いたち川の水辺と清水」、「弓の清水」、「行田の沢清水」、「不動滝の靈水」が選定
8	・県、「自噴井戸保全対策検討会」を設置
12	・中央審議会、「今後の土壤汚染対策の在り方について」を答申
21. 4	・国、土壤汚染対策法を一部改正（土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充等、22 年 4 月 1 日施行）
5	・県、第 9 回富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会に富岩運河等におけるダイオキシン類発生源ごとの寄与割合を報告
7	・国、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）公布・施行
7	・環境審議会、「富岩運河等ダイオキシン類対策小委員会」を設置
9	・富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会、「富岩運河等ダイオキシン類対策工法検討専門部会」を設置
11	・国、水質汚濁にかかる環境基準のうち、公共用水域においては健康項目 1 項目を追加、地下水においては地下水環境基準項目 3 項目を追加・変更とともに、健康項目等 1 項目の基準値を改定
22. 2	・知事、イタイイタイ病資料館の建設を表明
3	・県、ホームページ「とやま名水ナビ～人がつなげる水環境」開設
3	・環境審議会、「小矢部川水域等に係る環境基準の水域類型の指定の見直しについて」答申
3	・県、「イタイイタイ病資料館整備基本構想」発表
4	・県、小矢部川水域等に係る環境基準の水域類型指定を見直し
5	・国、水質汚濁防止法を一部改正（排出水等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、事故時の措置の対象の追加、事業者の責務規定の創設、22 年 8 月 10 日一部施行、23 年 4 月 1 日施行）
6	・国、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるほう素、ふつ素及び硝酸性窒素に係る暫定排水基準について一部見直し
6	・国、土壤の汚染に係る環境基準を一部改正し、カドミウムに係る環境上の条件について改定するとともに、カドミウムに係る農用地土壤汚染対策地域の指定要件を改正

(平成 22 年～25 年)

年 月	内 容
22 7	・県、「富山県水質汚濁事故対策連絡会議」設置
7	・国、久婦須川ダム貯水池を燐の規制対象湖沼に追加指定
9	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止にかかる暫定指導指針」を一部改正し、29 農薬について指針値を新たに設定、18 農薬について指針値を変更、2 農薬について指針値を削除
23 3	・環境審議会、「庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定の見直しについて」答申
3	・富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会、中島閘門上流区間における対策工法として覆砂が妥当と結論
4	・県、木流川水域等に係る環境基準の水域類型指定を見直し
6	・国、水質汚濁防止法を一部改正（届出対象施設の追加、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準順守義務、定期点検の義務の創設、24 年 6 月 1 日施行）
10	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、カドミウムの基準値を 0.01mg/L から 0.003mg/L に強化
10	・国、「排水基準を定める省令」を一部改正し、1,1-ジクロロエチレンの排水基準を 0.2mg/L から 1mg/L に変更、水質汚濁防止法施行規則を一部改正し、地下水の浄化措置命令に関する 1,1-ジクロロエチレンの浄化基準を 0.02mg/L から 0.1mg/L に変更
10	・国、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法における亜鉛含有量に係る暫定排水基準について一部見直し
24 3	・環境審議会、「富山県環境基本計画の見直しについて」答申
5	・国、「水質汚濁防止法施行令」を一部改正し、有害物質としてトランヌ-1,2-ジクロロエチレン等 3 物質を追加するとともに、1,4-ジオキサンの排水基準を設定。また、指定物質として 6 物質を追加。さらに特定施設として 2 つの施設を追加（24 年 5 月 25 日施行）
8	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、ノニルフェノールの基準値を設定
10	・国、「水質汚濁防止法施行令」を一部改正し、指定物質としてヘキサメチレンテトラミンを追加（24 年 10 月 1 日施行）
25 3	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の基準値を設定。また、4-t-オクチルフェノール等 3 物質を要監視項目に追加

(平成 25 年～26 年)

年 月	内 容
25 3	・環境審議会、「小矢部川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」答申
4	・県、小矢部川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準（全亜鉛）の水域類型を指定
6	・国、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるほう素、ふつ素及び硝酸性窒素に係る暫定排水基準について一部見直し
6	・国、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止にかかる暫定指導指針」を一部改正し、農薬取締法に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準が定められている農薬について指針値を新たに設定
6	・国、水質汚濁防止法を一部改正（環境大臣が行う放射性物質に係る常時監視の創設、25 年 12 月 20 日施行）
7	・県、「とやま川の見守り隊」隊員の募集を開始
11	・環境審議会、「富岩運河底質対策に係る費用負担計画等について」答申
12	・県、「公害防止事業に係る費用負担計画の決定について」を告示
26 3	・環境審議会、「神通川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」答申
4	・県、神通川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準（全亜鉛）の水域類型を指定
7	・県、富岩運河中島閘門上流部の底質対策事業に着手（運河内の作業は 26 年 12 月着手）
11	・国、「排水基準を定める省令」を一部改正し、水質汚濁防止法におけるカドミウムに係る排水基準を 0.1mg/L から 0.03mg/L に強化（26 年 12 月 1 日施行）
11	・国、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」を一部改正し、トリクロロエチレンの基準値を 0.03mg/L から 0.01mg/L に強化
12	・県、カドミウムに係る上乗せ排水基準を一部改正



〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県生活環境文化部環境保全課
TEL 076-444-3146 FAX 076-444-3481
HP : <http://www.pref.toyama.jp/>